

令和4年第2回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 5 月 3 1 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 9 号

提案～審議

第 7 議案第 4 号

討論～採決

○出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 丸山 | 豊 | 6番 | 都志 | 今朝一 |
| 2番 | 山崎 | 文直 | 7番 | 加藤 | 泰久 |
| 3番 | 原 | 源次 | 8番 | 唐澤 | 由江 |
| 4番 | 登内 | 瑞貴 | 9番 | 三澤 | 澄子 |
| 5番 | 笹沼 | 美保 | 10番 | 百瀬 | 輝和 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

| | | | | | |
|-----------|----|----|-------------|----|-----|
| 村長 | 藤城 | 栄文 | 健康福祉課長 | 伊藤 | 千登世 |
| 副村長 | 田中 | 俊彦 | 地域包括支援センター長 | 山崎 | 一 |
| 教育長 | 清水 | 閣成 | 子育て支援課長 | 武井 | 香織 |
| 総務課長 | 伊藤 | 弘美 | 産業課長 | 有賀 | 仁志 |
| 地域づくり推進課長 | 高橋 | 里江 | 建設水道課長 | 武井 | 厚 |
| 特命担当室長 | 原 | 和子 | 教育次長 | 清水 | 勝宏 |
| 会計管理者 | 城取 | 晴美 | 代表監査委員 | 原 | 浩 |
| 財務課長 | 藤澤 | 隆 | | | |
| 住民環境課長 | 清水 | 恵子 | | | |

○職務のため出席した者

| | | |
|---------|----|-----|
| 議会事務局長 | 松澤 | さゆり |
| 議会事務局次長 | 宮澤 | 文敏 |

会議のてんまつ

令和4年5月31日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

今を生きている私たちは、いろいろな困難に向かって生きています。きれいな花々も毎日成長しています。新緑美しい木々も成長しています。私たちも一日一日成長していきたいものです。

ただいまから、令和4年第2回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番、唐澤由江議員、9番、三澤澄子議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました、令和4年第2回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案9件、報告7件です。このうち、議案第4号は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、請願1件、陳情4件が提出されております。

会期は、本日5月31日から6月13日までの14日間とし、この間で6月1日から6月8日までと6月11日、12日は本会議を休会といたします。

また、最終日13日の開会時刻は午後3時を予定しています。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月13日までの14日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和4年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員の御出席を賜り、開催できますことにお礼を申し上げます。

今年の春の天候は大きな災害もなく、いつとき大雨もありましたが比較的穏やかに推移を

いたしました。心配された遅霜の影響もなく、田植えもほぼ終わり水田が青々と染まってまいりました。これから梅雨の時期を迎えてまいります、自然災害が少ない平穏な年となることを強く願っているところであります。

コロナやウクライナ侵攻、こちらが長期化をしております、それに伴う物価の上昇、さらには食糧危機、そういったところが懸念されるところであります。大規模な給付金の支給等を通じて、本来陰で社会を支えるべき行政が少し表舞台に立ち過ぎてしまっている、そんな懸念を抱えながら現在行政事務を進めております。

今後、物価の上昇で事業が予定どおり進まないことも心配されます。事前に可能な限り対策は取ってまいりますが、必要に応じて臨時議会等を都度開催させていただきまして、事業がしっかりと着手できるよう進めてまいりますので、御協力・御審議をお願いできればと思います。

さて、本日をもって企業会計を除く令和3年度の一般会計・特別会計が出納閉鎖となります。ただいま決算を取りまとめておりますので、本日は概算の数字にて御報告をさせていただきます。

歳入は81億1,000万円、歳出は71億6,000万円を見込んでおります。新型コロナウイルス感染症対策の給付金等がありましたため、令和2年度に引き続きまして、例年に比べて歳入歳出共に10億円以上規模が大きい決算となる見込みであります。歳入歳出の差し引きでは、約9億5,000万円となりますが、このうち令和3年度からの繰越事業に充てる分が4億6,000万円ほどあります。そのため、実質繰越額は4億9,000万円、さらに当初予算で繰越金を2億円既に予算化をしておりますので、最終的に2億9,000万円を余裕財源として見込んでいるところであります。また、村税収入は約21億9,000万円、前年度に比べて約4,000万円の増収となる見込みです。

令和3年度、本村へのふるさと納税は1万7,744件、2億395万円で、令和2年度に比較いたしました件数で22%、金額で33%の増となりました。主力返礼品のリンゴや梨が巣ごもり需要を受け好評だったこと、ふるさと納税サイトで果物部門ランキングの上位に掲載されたことなどが要因として挙げられます。また、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和3年度からの持ち越した枠と合わせまして、約1億1,000万円が交付額として示されております。

次に、本村の人口動態について申し上げます。

令和4年4月1日の人口は1万5,864人となり、1年間で111人の増加となりました。年度ベースで申し上げますと、令和3年度の社会増は114人、自然減が3人となっております。また、県が発表しました人口動態によりますと、本村の高齢化率、こちらは23.7%となりました。国勢調査で数字が更新された関係もあるんですが、昨年が24.0%でありましたので、0.3%若返った形となっております。もちろん、県下で最も低い数字であります。また、年少人口の割合は県内最高の15.5%となり、引き続き県内で最も若い村を堅持しております。こういったことは村の元気の源となっており、若い皆様の活力をさらに生かしながら、行政運営・村づくりを今後進めていく必要があると感じているところであります。

村では、子育て世代への支援を目的といたしまして、高校生以下の児童等の福祉医療費について、今年度8月診療分より医療機関で支払っている窓口負担金500円を無料とし、医療費全額を給付をすることといたしました。伊那市・箕輪町も同様の措置を取るとお聞きして

おり、上伊那全体がさらに子育てに優しい地域になってまいります。

続きまして、地方創生関連事業であります。令和3年度の子育て女性再就職トータルサポートセンターの利用状況は延べ268人、就職者は43人でありました。利用者アンケートからは、ずっと続けてほしい、ささいなことでも相談できる、育児中でも相談しやすいといった好評という意見をいただいているところであります。

令和4年度のコミュニティ助成事業は、大泉区の西部地区館及び第二公民館のエアコン設置に対して250万円、地域活動助成事業は、久保自主防災会のテントやリヤカー等の購入に対して200万円の助成が決定をいたしました。また、県の元気づくり支援金事業として、7月に大芝高原のプールの形状をそのまま利用できるというところで、試験的にスケートボード等のイベントを開催いたします。若者回帰・定住増進支援事業といたしましては、5月21日にデイキャンプイン大芝を開催し、11名の参加をいただきました。次回は10月に開催予定であります。さらに7月には、東京の銀座NAGANOのイベントスペースを利用いたしまして、首都圏の方々に向けて移住促進イベントを実施する予定であります。

次に、地域おこし協力隊に関してであります。現在の隊員数は9名で、明日6月1日に女性活躍支援としてさらに1名を採用いたします。また、今回の補正予算でもお願いをしておりますが、さらに1人採用をする予定であります。これにより、隊員数は総勢で11人となる予定であります。人数が増えてまいりました協力隊の活動拠点の整備も進んでおります。今後は拠点を使った住民との交流イベント等も計画しているところであります。

V C長野トライデントの2021年から2022シーズンの成績は5勝31敗、Vリーグの中で最下位でございましたが、4月に行われた入替え戦で検討され、V1リーグに残留を果たしたところです。今年度は住民との絆をより深めていけるよう、交流の機会を多く設けたいと思っております。先ほど述べました新しい地域おこし協力隊には、そのミッションに力を注いでいただく予定であります。

本村の大きな課題であるDXの推進に向けて、庁内に情報化推進部会を立ち上げました。行政手続のオンライン化や、行政内部事務のデジタル化による業務の効率化を速やかに進めてまいります。

大芝高原関連につきましては、大芝高原の施設整備や森林活用の方向性を示す大芝高原将来ビジョンが6月に策定となります。ビジョンの考え方に従いまして、今年度大芝高原施設整備計画、また大芝高原森林づくり実施計画の策定を進めてまいります。また、バリアフリー対策については別途進めてまいり予定であります。

加えて、休業しております大芝荘の利活用も課題となっております。そのため、民間事業者より、整備から運営まで幅広く利活用の方法についての提案を募集する関心表明の募集を現在実施しております。様々な整備手法の中から、より大芝高原全体の魅力アップや村民の福祉向上につながるような方向性を、民間の力もお借りするプロセスを経て決定まで進めてまいりたいと思っております。

産業関連であります。昨年3月より実施してまいりました新型コロナウイルス感染症対策応援金事業であります。農業事業者45件、その他事業者4件の申請を受け、1事業者10万円の支援を実施をいたしました。また、原油価格の高騰を受けて実施いたしました農業施設事業者への支援については、これまで10件の申請を受け補助を行ったところでございます。

さらに、今後原油高騰・物価高騰による支援をまずは酪農家・運送事業者へ行ってまいり

ます。今回補正予算を計上させていただいておりますので、御審議をお願いいたします。

農業関連では、転作確認の作業が6月2日から始まってまいります。今年の水稲作付面積は229ヘクタールを予定しております、そのうち風の村米だよりにつきましては54ヘクタールを予定しております。

次に、イベント関係でございます。第37回大芝高原まつりについては5月24日に実行委員会を開催し、まずは開催の可否を協議をいたしました。結果、開催する方向で決しました。これからどの催しを実施するか検討を迅速に重ねてまいります。なお、開催日は8月の20日土曜日を現在予定をしております。

御心配をおかけしております南原住宅団地焼却灰撤去工事は、撤去に向けて準備工として現在3メートルの仮囲いが完了いたしました。撤去工事は9月には完了予定となっております。近隣の住民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

建設水道課関係です。今年度は道路改良工事として、継続事業であります北原区北部の村道3008号線改良工事をはじめ、通学路安全対策として昨年度から実施しております久保区村道1098号線中込線の歩道設置工事、また南部小学校開校以来長年の課題となっておりました、一級村道10号線の変則的な交差点の改良工事も計画をしております。また、傷んだ舗装復旧工事として沢尻区の村道10号線舗装工事、河川工事として久保区の北沢川改修工事、継続事業の南殿区黒川護岸工事を計画しております。その他、村計画・地区計画事業をはじめ、道水路維持管理・橋梁定期点検などの継続事業についてもできるだけ早期に発注し、早期完成に努めてまいります。

県の事業ではございます、大清水川と県道南箕輪沢渡線の交差点改修工事及び道路改良工事につきましては、昨年度までに用地測量と伊那市側の物件補償調査が実施され、今年度は用地補償と今度は村側の調査を行う予定となっております。国道153号塩ノ井交差点南のセブンイレブンのところですが、歩道設置工事は用地買収まで完了し、今年度は物件補償調査を行う予定となっております。

また、県道吹上北殿線、中部保育園西側交差点付近のこちらも危険なところであります。見通しを改善する道路改良工事につきましても、現在用地買収まで完了し、今年度工事に着手する予定であります。北殿駅南踏切の県道伊那北殿線と南原区の国道361号線歩道設置工事は、今年度中に測量を実施し設計を始める予定となっております。引き続き早期完成を要望してまいります。

県事業については、これまで課題となっていた箇所が多くが動き出しております。要望活動に継続して御協力いただきました地元議員の皆様にご改めて感謝申し上げますとともに、引き続きの御協力をお願いいたします。

上水道関係では、配水管のループ化を目的とした沢尻・南原区境の村道2217号線配水管布設工事や老朽管の更新工事、また水道法で定められている水道施設台帳の整備と水道情報管理システムのハードウェアの更新を予定をしております。

下水道関係では、適切な施設の維持管理と効率的な事業運営を目的に策定いたしましたストックマネジメント計画に基づき、下水道終末処理場や管渠・マンホールポンプの改築更新を計画をしております。また、耐震化を図るためマンホール継手の耐震設計及び改修工事も計画しているところです。住民生活に直結するインフラ整備に関しては厳しい財政状況では

ありますが、引き続き国庫補助事業等を活用しながら効果的な事業を計画的に進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、健康福祉関連でございます。不妊治療費助成事業でございますが、この4月からこれまで保険適用外であった体外受精・顕微授精などの不妊治療が保険適用となりました。これに伴い、現行の不妊治療費助成事業の見直しを行いました。今年度からの助成内容でございますが、保険適用の不妊治療費につきましては自己負担の2分の1、月額5万円を上限とし実施をいたします。助成いたします。また、保険適用外の先進医療につきましても、県が実施する助成制度に上乘せをする形で自己負担の2分の1、1回5万円を上限に村でも独自に助成をしております。手厚い支援が必要である分野であると考えており、今回の補正予算にも計上させていただきましたので、御審議をよろしくお願いいたします。

次に、生活困窮者等への支援として実施しております、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金についてでございます。コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策としての事業でございますが、現在令和3年度非課税世帯等に対して給付金の支給を行っておりますが、家計急変により受給資格があるにもかかわらず申請がない世帯に対しまして、課税情報を活用してプッシュ型で必要書類を送付し確実に給付をお届けできるよう、国の支給要領が改正をされる予定でございます。村でも現在システム改修等、準備を始めているところです。できるだけ速やかに給付できるように、事務手続を進めてまいります。

災害弱者支援としての災害時の個別避難計画の作成、こちらも始めてまいります。対象となる障がい者、要介護者、独り暮らし、高齢者等の避難行動要支援者の方々への周知と、実際の避難の支援者である自主防災会や民生委員の皆様への説明を重ねるとともに、ケアマネジャーなどの介護福祉事業の御協力も得ながら、現時点で計画策定が必要な方々については、めどといたしまして、令和8年度に計画作成が完了するように進めてまいります。ただし、こちらは必要な方が年を重ねるごとに増えてまいりますので、終わりが来る作業ではありません。いつまでもつくっていかねばいけない、そういったところであります。令和8年度には、今の時点で必要な方が終わるめどで進めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。3回目接種は1月下旬から開始をし、5月26日現在の接種率は60.0%、5歳から11歳の小児接種は3月下旬から開始をいたしまして、現在27.5%となっております。今後、4回目の接種が始まってまいります。対象となりますのは60歳以上の方と18歳から59歳の基礎疾患のある方が基本でありまして、3回目から5か月以上の間隔をおいて接種をするようになります。6月下旬から4回目接種を開始できるよう、現在準備を進めているところであります。今後も医療機関・医療従事者に御協力をいただきながら全庁を挙げて取り組んでまいりますので、御理解・御支援をお願いいたします。

保育園や放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策であります。なかなか感染が収まらない状況ではありますが、感染の陽性者の発生の際はクラス閉鎖等の対策を取りながら、感染拡大防止対策を現在行っております。仕方のないところではありますが、保護者の皆様には大変御迷惑をおかけしております。今後も、子供たちの安全を最優先に考えて対応していきたいと思っております。引き続き、御理解・御協力をお願いいたします。

続いて、学校関係であります。小中学校では、新型コロナウイルスの感染状況が日々変化中、一人でも陽性者が確認された場合は学級閉鎖とする県の通知を受けまして、新年度

に入ってから現在まで26名の陽性者を確認し、合計で9クラスの学級閉鎖、また1学年の学年閉鎖も実施をいたしました。今後の感染状況もまだまだ不透明でありますので、分散登校の検討やオンライン授業の活用などにより、可能な限り学びの保障を提供していく準備を整えております。引き続き、教職員をはじめ保護者の方の御協力、小中学校・保育園が連携を密にして感染拡大を防ぐ対策を講じ、子供たちの安心・安全を第一に取り組んでまいります。

教育委員会関係の施設整備事業につきましては、まずは学校給食センターの建設事業であります。現在、造成工事に入っております、予定といたしましてはこれから7月に杭工事、並行して9月から本体の建築工事にも着手していく予定であります。しかしながら、ウクライナ情勢や円安等により原油価格や物価の高騰、資機材が入手困難な状況、そういった幾つかの困難になる要因が見込まれております。村といたしましても、計画が遅れることのないよう取り組んでまいります、これまでにない危機的な状況の中で進めていっているというところを御理解いただければと思います。

また、南部小学校の雨水排水対策工事につきましては、5月の連休明けから工事に着手しております、授業や学校行事に影響が出ないよう工程を管理し、また児童の登下校時や学校での安全を確保して、できる限りこちらも早期に完了できるよう工事を進めております。

ソフト面では、今年度から新しい取組といたしまして、小学校を対象とした体育専科教員の配置を行いました。まだまだ取組を開始したばかりで課題は様々ありますが、私も授業を見学したところ、子供たちの元気な声がこだましており大変うれしい気持ちになりました。皆様も機会があれば、ぜひご覧いただければと思っております。

また、南部小学校に病弱・身体虚弱学級を設置し、医療的ケアの看護師の配置を行いました。今後経験を積み、関係者が知恵を出し合ってよりよいものとしてまいりたいと思っております。

社会教育関係では、今年度より成人式は廃止となります。成年年齢が18歳に引き下げられることにより、二十歳のつどいとして令和5年1月3日に開催する予定で計画をしております。成人式という伝統的名称が法制度の変更で途絶えてしまったことに対しては、非常に残念な気持ちであります。

その他、第3期スポーツ推進計画の策定に向けた住民へのアンケート調査や、令和7年に村政150周年を迎えるに当たっての村誌補遺編作成業務に引き続き取り組んでまいります。施策については、引き続き地域ぐるみの子育て・子供を真ん中にした地域づくりを念頭に教育委員会では事業を進めておりますので、今後も皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

繰り返しになりますが、国外ではウクライナ情勢が危惧されておりますが、私たちの生活におきましても、食料品や光熱費等の物価面で影響が色濃くなってきております。コロナによる経済の停滞に加え、円安による影響も懸念されています。暮らしを守る支援につきましては、国の動向を注視しながら村としても必要な対策を今後講じてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

本定例会に提出いたしました案件は、議案9件、報告7件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年1月分から令和4年4月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

これを許可します。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 行政報告を申し上げます。

報告第1号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により1件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

報告第2号、第3号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社と一般財団法人南箕輪村開発公社の令和3年度経営状況がそれぞれ確定いたしましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

報告第4号は、令和3年度南箕輪村一般会計継続費の繰越計算書であります。別紙1事業に関わる継続費計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第5号は、令和3年度南箕輪村一般会計繰越明許費の繰越計算書であります。別紙17事業に関わる繰越明許費計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第6号は、令和3年度南箕輪村水道事業会計予算の繰越計算書であります。水道用資材が品質の関係により全国的に一時出荷停止となったことに伴い、現場着手が遅れた久保地区配水管布設替工事及び国道153号配水管布設工事につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。

報告第7号は、令和3年度南箕輪村下水道事業会計予算の繰越計算書であります。年度末の事業所建設に伴う大泉地区下水道管渠工事その2につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告をいたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をご覧ください。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） これで行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日まで受理しました請願・陳情は、請願1件、陳情4件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、その一部が令和4年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村税条例の一部を改正する条例を令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条

3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 議案第1号の細部説明を申し上げます。

新旧対照表により説明いたしますので、議案書3ページをお開きください。

アンダーラインの部分が改正箇所となっております。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきますが、改正条文の項ずれについて幾つか箇所がございます。関係する法律改正に伴うものでありますので、詳細な説明は今回は省略させていただきたいと思っております。

初めに第73条の2、固定資産台帳の閲覧の手数料、それからおめくりいただきまして4ページの73条の3、固定資産台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料、こちらは両条文につきましては、アンダーラインのとおり括弧書きで、同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。とを加えるものでございますが、これは民法等が改正になりましてDV被害等住民基本台帳上の住所表示が適当でない場合に、当該住所に変わる事項の記載が追加されることに伴い改めるものでございます。

続いて、附則第10条の2第2項につきましては、本村に該当はありませんけれども、下水道に基づく貯留機能保全区域、いわゆる河川沿いの低地や窪地など雨水を一時的に貯留する機能を有する土地、この土地の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合を4分の3から5分の4に改めるものでございます。

次の5ページ、第18項につきましても、これも本村に該当はございませんが、新たに特定都市河川浸水被害対策法、基づく法律が変わりますけれども、これに基づく貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例割合を4分の3として追加するものでございます。

第10条の3、第8項から次の6ページの第10項につきましては、省エネ改修工事を行った既存住宅に係る税額の減額措置を熱損失改修住宅以外の省エネ適合基準に適合するいわゆる太陽光システムの設置工事も含まれることになりましたので、それぞれ改修という文言を改修等に改めるものでございます。

第12条でございます。宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、アンダーラインのとおり、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5を加えるものでございます。

議案書の2ページにお戻りいただきまして、附則第1条は、この条例の施行期日を令和4年4月1日とし、第2条で経過措置としまして、令和3年度までの固定資産税につきましては従前の例によることを定めるものでございます。

以上、議案第1号で専決処分といたしました、南箕輪村税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 議案第2号の細部説明を申し上げます。

こちらの議案書の2ページをご覧ください。新旧対照表により説明を申し上げます。アンダーラインの部分が改正箇所となりますので、お願いいたします。

今回の改正につきましては、負担感が重いとされております中間所得層の負担軽減を目的にしまして、課税限度額を引き上げる改正でございます。

第2条、課税額につきましては、第2項で医療分課税限度額を63万円から65万円に、次の第3項では、後期高齢者支援金等課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ改正となるものでございます。第21条、国民健康保険税の減額につきましても、医療分課税限度額を63万円から65万円に、また後期高齢者支援金等課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ改めるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則1で、この条例の施行期日を令和4年4月1日からとし、2は適用区分として令和3年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によることを定めているものでございます。

以上、専決処分といたしました国民健康保険税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） すみません、今の議案第2号であります、1ページに誤植がありますので、後ほど差替えをさせていただきます。

第21条中のところの63万円を65万円のところはよろしいのですが、その後が19万円を19万円に改めるといふふうになっております。大変申し訳ありません。こちらを訂正いたしまして、差し替えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第3号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 議案第3号の細部説明を申し上げます。

議案書5ページでございますが、南箕輪村税条例新旧対照表第1条関係をご覧ください。こちらにつきましても、アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

第18条の4、納税証明書の交付手数料につきましては、本村では従来から南箕輪村手数料徴収条例におきまして規定をしております。先ほど議案第1号でも説明しましたように、DV被害者等住民基本台帳上の住所表示が適当でない場合、当該住所に変わる事項の記載が追加されることになりましたので、新たにアンダーラインのとおり納税証明書の交付の手数料の規定を定めるものでございます。

次の改正につきましては、複数ページにまたがりまして、大変申し訳ございませんが、第33条第4項、所得割の課税標準から、次の6ページ、第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、2枚おめくりいただきまして11ページ、第16条の3第2項、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例、さらに申し訳ございません、おめくりいただきまして12ページ、第19条の9第4項、及び次の13ページ第19条の10第4項、及び第6項特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例でございますが、今申しました条文につきましては、従来から所得税と住民税の課税方式につきましては、選択課税方式とされていたものを確定申告書の記載どおりに統一するということになりまして、課税方式を改正するものでございます。これは、所得税と適用要件を一致させるための関係条文の改正となりますので、それぞれお目通しをお願いしたいと思います。

それでは7ページにお戻りいただきまして、第36条の2、村民税の申告につきましては、3月15日までに施行規則に定める申告書の提出についての規定でございます。配偶者特別控除の適用を受ける申告につきましては、公的年金等控除額の算出に当たりましては、分離課税をされる退職所得を含まない合計所得金額を用いることと改正になりました。これに伴いまして、配偶者特別控除額の適用を受けるための申告を除くとする旨に改めるものでございます。

おめくりいただきまして8ページでございます。同第2項につきましては、省令改正に合わせてました項ずれの改正になります。それが第36条の3第2項、第3項につきましては、付記という文字の改正でございますのでよろしくお願いいたします。

第36条の3の2、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書及び、次の9ページの第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の親族等申告書につきましては、先ほどの第36条の2と同様の改正理由に基づきまして、分離課税される退職所得を有する場

合、扶養親族申告書に明記することとなりましたので、扶養親族申告書から扶養親族等申告書に改めるものでございます。

8ページ、第36条の3の2第1項第2号につきましては、今説明しました分離課税される退職所得を有するものの氏名を記載する旨を定めるものでございます。

おめくりいただきまして10ページでございます。第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧手数料、また第73条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料につきましては、第18条の4で御説明申し上げましたDV被害者等の関連改正によりまして、住所に代わる記載をしたものの閲覧を含む規定に改めるものでございます。

附則の第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別控除の適用を4年間延長するため、令和15年度を令和20年度、令和3年を令和7年にそれぞれ改めるものでございます。

おめくりいただきまして、12ページでございます。第17条の2第3項につきましては、租税特別措置法の改正に伴う条文の削除となります。

おめくりいただきまして、14ページでございます。第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきましては、改正前の第26条の削除に伴いまして、関係条分を削除するものでございます。

次の15ページ、南箕輪村税条例の一部を改正する条例新旧対照表第2条につきましては、令和3年度におきまして、扶養親族申告書の改正により南箕輪村税条例の一部を改正をいたしました。今回の改正によりまして、退職所得にある控除対象扶養親族につきまして記載事項が追加となりましたので、扶養親族（「の次に年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」）に改めるものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、下のほうでございます。附則といたしまして、第1条では、この条例の施行期日を令和5年1月1日からとし、ただし書の（1）におきまして令和6年1月1日、（2）におきましては、4ページにかかりますが令和6年4月1日に施行となる各規定を明記するものでございます。

同じく4ページの第2条から第4条につきましては、附則第1条の施行期日により、納税証明書・村民税・固定資産税に関する経過措置としまして、地方税法の改正に伴う税条例の施行日以降に、それぞれ関係規定を適用する旨を定めるものでございます。

以上、専決処分といたしました、南箕輪村税条例等の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国家公務員に対して行われました人事院勧告を踏まえ、所要の改正を行うため提

案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第4号の細部説明を申し上げます。

本案は、国家公務員に対して行われました人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当の支給率の引き下げを行うための条例改正をお願いするものでございます。

本村の職員給与に関しましては、これまで国の人事院勧告を参考に給与改定を行ってまいりました。例年ですと、勧告のありました年度内に改正を行ってまいりましたが、令和3年度につきましては国の給与法の改正が今年度の4月となったため、これを受けまして村の一般職の職員・議会議員並びに特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、期末手当を一般職で年間0.15か月分、再任用職員と議員・理事者等特別職につきましては、0.1か月分の引き下げを行うものでございます。

それでは、各条項につきまして新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案4ページをご覧ください。

初めに、手当の引き下げにつきましては、年間の引き下げ分を6月と12月の手当で等分で引き下げをいたします。また、各条項は6月と12月に支給される手当の支給率を規定しております。年間支給率の2分の1の数字が示されておりますので、御承知ください。

それでは、第1条関係、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第27条は、期末手当の額を規定しておりますが、第1項では6月と12月に支給する手当の支給率をそれぞれ0.75か月引き下げ、100分の120とするものです。特定幹部職員につきましても同様に引き下げ、100分の100とするものでございます。

第2項は、再任用職員に対する支給率でございますが、同様に引き下げ、特定幹部職員でない者につきましては100分の67.5に、特定幹部職員につきましては100分の57.5とするものでございます。

続きまして第2条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。第5条第2項におきまして、議員に支給する期末手当の支給率を6月と12月それぞれ0.05か月引き下げ、100分の162.5とするものでございます。

続いて、5ページをご覧ください。第3条関係、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正でございます。第2条第2項におきまして、特別職に支給する期末手当の支給率を同様に0.05か月引き下げ、100分の162.5とするものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、下段の附則でございます。

第1条といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。附則第2条は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。冒頭に申し上げましたが、今回の改正は令和3年度の人事院勧告によるものでございます。令和3年度の期末手当につきましても、同様に一般職で年間0.15か月、再任用職員と議員・理事者等特別職につきましても、0.1か月の引き下げを行うものでございます。

附則第2条は、既に支給されております令和3年度分の期末手当につきまして、その差額

分を令和4年6月分で調整することを規定したものでございます。3ページの附則第3条は、規則への委任事項でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

これは、令和3年度分の人事院勧告に係るものだということで今説明を受けたところでございますが、人事院勧告にそのとおりに今までも改定してきた経過は承知しております。ただ、今この状況の中で燃油高騰や物価上昇ということが続いておρισして、人事院勧告是正の時期ということですが、これは3年度分ということですので、通常で言えば人事院勧告が出るのがいつ頃で、例えば4年分についてはどのくらいでまた人事院勧告が出るのかということ、ちょっとひとつお聞きします。

それと、人事院勧告はいつも民間との差を是正するということが根拠になっておりますけれども、その根拠になっている計算について、どのように変化して人事院勧告に反映されたのかということをお聞きしたいと思ひます。

いつもお聞きするんですけども、このことについて職員組合との協議は行われているかをお聞きします。

それからあと一つですけども、これに関する影響額はどのくらいに試算されているのかをお聞きします。4点お願いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） まず、人事院勧告の時期でございます。人事院のほうでは1年前の7月から翌年の8月までにかけて、大体年間一般事業者1万2,000社ぐらいの事業所を対象に調査を行ひまして、公務員の給与ベースとの差額、そういったものを調査した上で勧告を出しております。令和3年度につきましては、昨年の7月までの調査によるものでございます。今年度につきましては、現在調査が行われていると思ひますけれども、例年どおりますと、大体8月頃には今年度の人事院勧告が示されるのかなと、そんなふうにお思ひしております。

それと、組合との関係ですね。組合との協議ですけど、これまでも人事院勧告によるもので組合とは行ってまいりました。そういった中で、既に協議が行われているということでございます。

それから影響額でございます。0.15か月分という額でございますけれども、うちの職員で割り返しますと大体年間730万円から750万円ぐらい、そんなふうに見込んでおります。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、いいですか。

三澤議員。

9番（三澤 澄子） 民間との差を是正する根拠となる計算式というのがございますか。今1万2,000社ですけども、どのぐらいの金額でベースを計算したのかということをお聞きしたいと思ひますけど。

議長（百瀬 輝和） 伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） すみません、申し訳ございません。

金額的なものでは、すみません、ちょっとこちらに資料はないんですけども、あくまでも一般的な給料につきましては、ほとんど差がないということになっておりません。ただ、ボーナスにつきましては若干差があるということで、その分0.15か月分ということで減額になったというものでございます。そのように把握しております。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑は終わります。

議案第5号「南箕輪村スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第5号「南箕輪村スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、スポーツ推進に関する重要事項を調査・審議し、第3期スポーツ推進計画を策定するに当たり、スポーツ基本法に基づき所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水教育次長。

教育次長（清水 勝宏） それでは、議案第5号につきまして細部説明を申し上げます。

本村におきましては2004年、平成16年に第1期の南箕輪村スポーツ振興基本計画を、また2014年、平成26年に第2期の南箕輪村スポーツ推進基本計画を作成してございます。本案は、スポーツ推進に関する重要事項を調査・審議し、2024年、令和6年から10年間の第3期南箕輪村スポーツ推進計画を策定するに当たり、平成23年度に全部改正されましたスポーツ基本法に基づき、条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、議案2ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条につきましては、設置の根拠法令を明らかにするため、根拠法令の参照条項を改め、設置として規定するものでございます。

第2条第1項につきましても、根拠法令の参照条項等を改め、同条第2項につきましてはスポーツ推進に関する重要事項についての規定であり、スポーツ基本法に規定されておりますので削ります。

おめくりいただきまして、第4条につきましては関係行政機関の職員を含め、スポーツに関係する幅広い関係者から委員を委嘱するため改正するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

7番、加藤議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤です。

この南箕輪村スポーツ推進協議会の人数、その構成している人数と所属する部署に対する人数を教えてくださいと思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

清水教育次長、お願いします。

教育次長（清水 勝宏） スポーツ推進審議会の人数ということによろしいですか。

スポーツ推進審議会の人数は10名以内という形になっております。審議会のメンバーにつきましては、これからの条例、決定された後の推薦、委嘱という形になってまいります。内容といたしましてはスポーツ推進委員の方、それからスポーツ団体、わくわくクラブ、関係職員といたしましては運動保育士ですとか、それから中学校の校長、PTA会、そういったところから選出をしたいというふうに考えておまして、男女の構成比につきましても、半数ぐらいをめどに人選をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑を終わります。

議案第6号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第6号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤千登世） 議案第6号の細部説明を申し上げます。新旧対照表により御説明申し上げますので、議案書2ページをご覧ください。アンダーラインの部分が改正部分でございます。

第5条第1項は支給の申請について定めたものでありますが、20歳未満の場合は、を18歳未満の場合は、に改め、合わせて本人による申請が困難な場合は、成年後見人等が申請できるよう規定するものであります。

1ページにお戻りをいただきまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用いたします。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

ただいまから、10時25分まで休憩したいと思います。

休憩 午前 10時11分

再開 午前 10時25分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第7号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、4月の人事異動に伴う人件費ほか、子育て世帯特別給付金、新型コロナワクチン接種委託料、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加などの補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,722万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億7,722万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第7号の細部説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算の事項別明細書の歳出から説明いたしますが、初めに32ページ給与明細書をご覧ください。こちらから説明をさせていただきます。

1、特別職であります。共済費の関係で、長等で1万2,000円の増額という補正になってございます。

おめくりいただきまして33ページ2、一般職、（1）総括の覧でございまして。常勤職員数が比較で1名減、給与費につきましては報酬95万1,000円、給料190万2,000円の減、職員手当625万6,000円の増、合計530万5,000円の増となっております。職員手当の内訳はお目通しをいただきまして、次の34ページであります。が、（2）の給料及び職員手当の増減額の明細となります。報酬につきましては、会計年度任用職員の採用等によりまして95万1,000円の増、それから給料につきましては、退職者の不用額等によりまして190万2,000円の減、また職員手当につきましては期末・勤勉手当、これは産休・育休という調整を含め退職手当負担金、それぞれの不足額によりまして625万6,000円の増となりますのでお願いをしたいと思います。

以上の説明によりまして、歳出の1款の議会費から10款の教育費までの、2節給料から4節共済費までにつきましては、説明を省略しますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算書12ページにお戻りください。

歳出の予算からでございますが、説明の中の事務事業におきまして複数箇所財源組替とい

う表示がありますが、これにつきましては、当初予算で一般財源としていた事業を今回の補正によりまして新型コロナウイルス感染対応の臨時交付金として充当したことによるものがありますので、その内容につきましては説明は省略をさせていただきます。

それでは、2款総務費からでございます。

1項5目0221財産管理事務30万9,000円でございますが、13節で地域おこし協力隊等車両のレンタルということございまして、産業課それから地域おこし協力隊の分、それから大芝の湯でございますが、今事務室として特命担当が勤めておりますけれども、産業課と大芝の湯の関係で2台分これをお願いする、10か月分の公用車のレンタル費用でございますのでよろしくをお願いいたします。

おめくりいただきまして13ページ12目でございますが、0242地域づくり推進事業450万円でございますが、先ほど説明もありましたが18節でございますが、県の認定を受けました大泉区、それから久保の自主防災会、それぞれのエアコンですとかテントなどのコミュニティ助成事業の補助金450万円となりますので、お願いいたします。

続いて、0244移住定住対策事務でございます。324万4,000円でございますけれども、7節報償費では、先ほどV C長野の関連の協力隊の関係の説明がありましたけれども、1名7月から採用予定でありますので、その方の分の報酬費、それから8節の旅費5万円、10節需用費28万円、11節役務費、それから広告料20万円、17節備品購入費81万円、この合わせた134万円につきまして、この減額でありますけれども、これは地域おこし協力隊の活動費の費用といたしまして、18節の負担金に支出科目を変更して調整するものでありますので、御承知いただきたいと思っております。11節の役務費につきましては手数料の部分で、これは住宅関係の協力隊の仲介手数料10万円でございます。13節につきましても、協力隊の住居賃借料ということで、敷金・礼金を含めた10か月分の家賃等となります。

次の14ページでございます。13目0241企画調整管理事務31万円6,000円でございますが、今説明したように、地域おこし協力隊の活動費用と同様に10節の消耗品等7万円のうち5万円、また当初予算に計上済の11節役務費、1の通信運搬費6万円、17節備品購入費の合計78万円を18節の負担金へ支出科目を変更するものでございます。なお、通信運搬費につきましては回線使用料8万4,000円を増額するため、差引2万4,000円の補正をお願いするものでございます。

11節役務費の3の広告料、地域おこし協力隊の広告料につきましては、こちらは53万3,000円の減であります。コンサルタントへの委託料とするために12節委託料に変更するものでございます。また、13節につきましては10万8,000円、これも地域おこし協力隊の住居賃借料ということで、確定によりました増額分でございます。

17目0208情報政策事業でございます。減額の3万8,000円でございますが、これは県との共同調達によるA Iの議事録作成ツールの関係費用でありまして、当初13節の使用料、及び賃借料、17節の備品購入費としまして事業費で直接支払う予定でしたが、おめくりいただきました18節、こっちの負担金として県の市町村自治振興組合に支払うことになりましたので、支出科目を変更するものでございます。なお、参加団体が増えたということで費用が減ったというふうに思われるところであります。

それから、続いて2項1目0260税務総務事務でございます。主なものは人件費でございますが、18節でございますが、地方税電子化協議会負担金でございますが、これは軽自動車の台

数増に伴う負担金の増ということでお願いをいたします。

次の16ページであります。3款民生費、1項1目0301社会福祉総務事務でございます。140万5,000円の減につきましては、主は人件費になりますけれども、14節工事請負費で2年に一度行われる県の法定点検によりまして、松寿荘の排煙装置、これは76か所中28か所に作動不良がありました。その改修費用として244万5,000円を計上するものでございます。

0306障がい者福祉事業13万7,000円につきましても、松寿荘と同様に障がい者生きがいセンターにおきまして排煙装置の1か所に作動不良がありまして、その改修費用13万7,000円を計上するものでございます。

0361臨時福祉給付金366万8,000円でございます。令和4年度に追加されます住民税非課税世帯30世帯分への臨時給付金に伴う11節郵送料、18節はシステム改修に伴う情報センター負担金、19節は1件10万円、30世帯分300万円の給付金とそれぞれ補正をお願いするものでございます。

0390福祉基金積立金は、利子として1,000円補正をお願いします。

おめくりいただきまして、17ページでございます。

3目、0312高齢者の生活支援事業30万円につきましては、18節で高齢者に優しい住宅改良補助金ということで、対象者の増による不足分をお願いするものであります。

0334特別給付金903万5,000円であります。ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する一人5万円の給付金であります。初めに次の18ページの19節扶助費で、対象者150人を見込みまして750万円とするものでございます。

戻った前のページの1節報酬から、次のページ18節負担金までは、給付金に伴う各種費用となりますので、お目通しをお願いいたします。

2目0340保育園運営事業1,733万7,000円の減でございます。主には人件費の減でありますけれども、11節需用費の関係では、保育園消耗品費ということでございまして、子育て支援対策としまして、使用済みのおむつ、これをストッカーに入れて処分するという5園分のストッカーの購入費用をここでお願いするものでございます。50万円でございます。

おめくりいただきまして19ページをお願いいたします。

4款民生費、1項1目0400保健衛生総務事務421万2,000円でございます。これも主には人件費でございますが、18節補助金の骨髓バンクドナー補助金27万円につきましては、ドナーに1日2万円、ドナーが勤務する事業所に1日1万円を10日を限度に補助するもので、今回初めて申請がありまして、補正をお願いするものでございます。

0401予防事業32万9,000円につきましては、18節補助金の子宮頸がんワクチン補助金であります。既に任意接種を受けておる方に接種費用実費分を補助するもので、5人分30万円を見込むものでございます。

22節償還金等につきましては、過年度分の特定感染症検査等事業補助金の精算金でございます。2万9,000円でございます。

0406市町村母子保健事業150万円につきましては、これも説明がありましたが、18節補助金の不妊治療費助成金でございます。従来から特定不妊治療につきましては市の補助金制度がありましたが、令和4年4月から従来の治療に加えまして、一般不妊治療・特定不妊治療が保険適用となりました。適用外の先進医療も含めまして自己負担額の2分の1、月5万円を限度に補助するため、実績に基づきまして150万円の補正をお願いするものでございます。

0413新型コロナワクチン接種事業1,377万円は、初めに次のページ、20ページの12節1,200万円でございますが、これも説明がありました60歳以上、または18歳から19歳の基礎疾患のある方約4,400人の方の4回目の新型コロナワクチンの接種委託料でございます。11節郵送料147万円につきましてはそのとおりでございます。13節複合機使用料30万円につきましてはそれぞれ関連費用となりますので、お目通しをお願いいたします。

それから2項1目0410清掃総務事務368万2,000円でございます。これは18節総務費負担金でございますが、令和3年度末、今年になります。広域の関係の伊那市の中央清掃センターの取り壊しの工事の際に、その前の旧施設の埋設物が出てまいりました。その撤去費用を構成団体であります伊那市・箕輪町・南箕輪村で、昭和60年の建設当時の利用割合と人口割合、この割合で算定しまして、南箕輪村分5.15%相当になります。この額を支払うものでございます。事業費全体としては、設計・監理費用・工事含めまして約7,000万円を見込んでいます。事業となるようでございますので、御理解をお願いいたします。

おめくりいただきまして、21ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項1目0601農業委員会事務83万円でございます。これも主には人件費でございますが、8節旅費につきましては、これは会計年度任用職員通勤費の通勤距離の確定によりまして、不足するもの7万円をお願いするものでございます。11節の役務費のタブレット通信費でございますが、農業委員用の15台分のタブレットの購入に当たりまして、通信方法が決まっておりますので、不足する利用料・通信費12万3,000円をお願いするものでございます。

3目の0605農業振興事業240万円でございます。原油価格・物価高騰に伴う飼料の価格高騰を受けまして、畜産農家または法人に対して、牛1頭につきまして5,000円、上限50万円1回を限度として交付するもので、480頭を見込むものでございます。村内の分であります。なお、本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の対応臨時交付金の対象事業としております。

次の22ページであります。

2項1目0650林業総務事務、こちらにつきまして地域おこし協力隊の活動費用、こちらも18節に負担金として変更するものでございますので、お目通しをお願いいたします。

2目0651、50万円でございますが、大芝高原の森林につきましては、兼ねてから村木でありますアカマツの松枯れが進みつつあります。関係団体の意見を参考にしながら、樹種転換も計画的に進める必要があることから、将来にわたる整備、保全の具体的な実施計画を策定する予定でございます。村長の説明にもありましたが、今回その実施計画策定に当たりまして、現状把握あるいは企画、提案などのアクションプランをコンサルタント業者に委託する費用をお願いするものでございます。

なお、大芝高原の森林整備に関する実施計画策定費用につきましても、今年度内の補正予算にて計上をお願いする予定でございますので、合わせてよろしくお願いを申し上げます。

おめくりいただきまして、23ページをお願いいたします。

7款商工費、1項1目0701商工観光総務事務でございます。487万7,000円の減でございますが、主に人件費となります。7節報償費から18節負担金までにつきましては、先ほど来の地域おこし協力隊の活動費用の実績に伴い補正となりますので、それぞれこれもお目通しをお願いしたいと思います。

2目0702商工振興事業360万円でございます。こちら新型コロナウイルス感染症の対応臨時交付金対象としておりますが、次の24ページの18節交付金といたしまして、原油価格高騰によります村内中小企業者に、事業用車両の保有台数によりまして応援金を支給するものでございます。村内法人8事業所、それから個人20事業所を合わせて360万円を計上するものでございます。

3目観光費の関係の0703観光振興事業25万円でございます。12節委託料、これは権兵衛峠の駐車場整備でございます。こちら新型コロナウイルス感染症の臨時交付金対象事業としておりますが、現在の権兵衛峠の頂上の駐車場につきましては兼ねてから利用者の要望も多くありまして、段差を解消し、駐車台数を15台程度増やす整備を委託するものでございます。この整備によりまして、約40台前後の駐車スペースが確保できる予定でございます。

おめくりいただきまして、25ページであります。

8款土木費、4項2目0850大芝公園管理総務事務433万2,000円につきましては、10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料につきましては、一般財団法人南箕輪村開発公社から村に使用権を移管しておりますが、維持管理に当たりまして、防災センター消耗品をはじめ未計上の経費がございました。今回、これにつきまして補正をお願いするものでございます。

なお、12節大芝高原施設整備計画策定支援業務委託料390万円につきましては、大芝高原将来ビジョンとの整合を図りながら、今回新たに施設の長寿命化も含めまして、公園内施設の更新等整備計画策定の費用をお願いするものでございます。

次の26ページをお願いいたします。

5項1目0830住宅管理事業100万円でございます。これは、18節で耐震補強事業補助金、耐震工事が1件増えた、そういう申請のことにによりまして、不足分ということでお願いするものであります。

おめくりいただきまして、27ページであります。

9款消防費、1項2目0902非常備消防事務37万4,000円につきましては、7節報償費で当初予定より退職者が8人増えるための不足する費用をここでお願いするものでございます。

次の28ページ、10款教育費、2項1目1010南箕輪小学校管理事務33万円につきましては、12節であります。これは南箕輪小学校の校舎と高学年用プールの間にあります桜の木1本、これが樹洞といいますか洞が大きくなりまして倒木の危険が生じているということで、急遽今回伐採をするための委託料をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、29ページであります。

2項3目1013給食センター事業であります。168万4,000円でございますが、材料価格の高騰によりまして、1食当たり6.4円材料が値上がりしているということでございまして、計1,312人200日分を給食費補助金として助成するものであります。この費用も新型コロナウイルス感染症の対応臨時交付金を対象としております。

1019南部小学校給食事業744万6,000円、これは主に人件費であります。これも18節補助金の関係では同様に6.4円、これを274人分200日分を計上する、お願いするものでございます。35万円あります。

4目1015南箕輪小学校改築事業88万円につきましては、14節工事請負費であります。現在この南箕輪小学校の中庭に8個の自然石が置かれております。この石につまずいて転倒をし

てしまったという、そしてけがをしてしまったという事例が発生いたしました。急遽この石の撤去の工事をお願いするものでございまして、御理解をお願いいたします。

次の30ページであります。

6項2目1040公民館総務事務28万2,000円、17節の備品購入費につきましても、こちらは村公民館に自立型のサーモグラフィを設置するため、2台分の費用をお願いするものでございます。こちらも感染症対策の臨時交付金を充てる予定でございます。

おめくりいただきまして、31ページであります。

14款予備費、1,262万7,000円の補正をお願いして、歳入歳出調整をさせていただくものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、2の歳入でございます。

16款国庫支出金、1項1目衛生費国庫負担金1,200万円、これにつきましては新型コロナワクチン接種対応の国庫負担金であります。2項2目の総務費国庫補助金の4,432万5,000円、地方創生臨時交付金であります。令和4年度分の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金としまして予定をしております。幾つか例を申しますと、GIGAスクールサポーター、ICT活用支援事業、それから小中学校のICT環境整備事業、それから感染症対策の福祉給付金、それから村公民館トイレ改修事業、庁舎・村民センターWi-Fi設置工事など30事業、これに加えまして、今回の補正予算でお願いをしております燃料高騰対策交付金あるいは飼料高騰対策支援事業、それから給食費助成など、5事業を加えました計35事業の国庫補助金を今回計上し各事業に充当しているものでございますので、よろしく願いいたします。

3目民生費国庫補助金1,270万1,000円につきましては、01節の社会福祉費補助金、これは非課税世帯への給付金ほか、関連費用とするものであります。2節の児童福祉費補助金、これも、ひとり親世帯以外の特別給付金の関連費用ということでございます。

次の8ページ、2項4目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナワクチンの接種事業の関連費用分177万円、また8目土木費国庫補助金58万1,000円につきましては、耐震改修の工事の増えた分の1件分の入ということでございます。

おめくりいただきまして、9ページでございます。

17款県支出金、2項3目民生費県補助金15万円は、先ほどの住宅改良補助金の分の補助金、それから衛生費県補助金につきましては、骨髄バンクドナーの関係の補助金、8目の土木費県補助金の21万円も耐震改修の工事1件分の増による補助金ということになっております。

次の10ページであります。

22款諸収入、5項1目雑入535万5,000円につきましては3節、これにつきましては、地域おこし協力隊の住宅賃借料の個人負担分ということで65万1,000円を計上しております。4節の雑入につきましては地域づくり推進事業、先ほど申しました大泉区それから久保自主防災会のコミュニティ助成金の歳入の部分、それからその下の消防団員退職報償金につきましても、共済基金から支払われる収入を計上してございます。

以上で、議案第7号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、山崎議員。

2 番（山崎 文直） 2番の山崎です。2点ほどお願いします。

16ページの社会福祉総務費です。0301とか0306に関係する工事請負費が載ってしまっていて、松寿荘の排煙装置とか、障がい者福祉施設のほうで障がい者生きがいセンターの排煙装置ということになっています。排煙装置ってというのがどのぐらいの規模のものなのかちょっと分かりませんが、私も立場上関心がありますのでお聞きしたいと思います。

こういった排煙だとか防災器具だとかというのは、こういう大きな建物は年に2回ほど検査とかそういうのがされるケースがあると思うんですけども、今回この場合に、松寿荘の場合は特に個所数がかかなり数が多いかなと。それから、障がい者センターのほうもあります。こういう点で、この防災施設等の定期点検等でそういうことが分かっていたという、ケスの中から改修が必要なのかなということ。この辺のところの少し説明をお願いしたいと思います。この検査によってなったのか、検査は特に必要ないけれども使っているうちに不良が生じてきたのかという、この辺のところの話をちょっと説明をお聞きしたいなと思います。

それから2点目ですが、21ページの農業振興費の一番下の段です。負担金で今回酪農家に対する補助金、これは議会からも要請した経緯もございます。早速の対策はありがたい訳なんですけど、それで今説明をお聞きしますと50万円で80頭分というような説明がありましたが、村内の大規模酪農家が数件あると思うんですけど、その中でもいわゆる搾乳牛、それだけ足してもかなりの頭数になるんですけども、この80頭という頭数の算出根拠は、既に大人になって搾乳がされている頭数の、全体でいくとこの80頭では足りないかなというふうに思いますが、この辺の算出基礎を教えてくださいなというふうに思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 1点目の福祉施設の排煙装置の工事の関係につきましては、2年に一度県の法定点検があるということで、こちら両施設がその法定点検によりまして指摘を受けたということでございます。通常の点検の中では見られなんだものが、2年前と比べて、今回は作動がよくなかったということで聞いております。先ほど申しましたように、松寿荘につきましては76か所のうち28か所、それから生きがいセンターにつきましては1か所、これを改修をお願いするものということでございます。

それから、2点目の21ページの農業振興の関係の、私すみません、発音が悪かったか、申し訳ございません。480頭と説明したつもりだったんですが、480頭の5,000円分ということで計上しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） はい、分かりました。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

最初に7ページの歳入のところ、ちょっと今地方創生臨時交付金が4,432万5,000円今回使うということで、先ほど村長が言われたのは総額で1億1,000万円って言われたような気

がしましたが、そこのところのこれは既に使った部分もあるのかということも合わせて、じゃあ残り地方創生はどのぐらいのものがあるのかなということをお聞きしたいと思います。

それから20ページのワクチンの関係ですけれども、これは4回目というふうにさっき説明を受けたように思いますが、先ほども村長が言われたように3回目が60%、子供については極めて低い数値ということ、15.5%ということですが、3回目、子供の部分も含めて1回通知を出してあると思うんですけれども、この60%を上げていく部分がまだこれから一緒に可能なかどうか。4回目についてはなかなか、ちょっとまだ一般的にまたかっていうような感じはどうしてもあるかなというふうに思っていて、一応基礎疾患のある方ということがベースになっておりますので、そこら辺も含めてちょっと説明をちゃんとしていかないと、3回目で60%なので4回目どうなのかっていうことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、22ページのアカマツの樹種転換についてコンサル委託をして現状把握ということですが、この内容についてももう少し詳しく、どんなところにどんなふうに出していくのかということはおもう既に決まっておいでるのかどうか、コンサルについてもお聞きしたいと思います。

以上でちょっとお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 1点目の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の関係でございます。今回お願いしたのは、当初予算では先ほど申しましたように30事業ほど、3,570万円ほどの事業を充当の予定をしております。今回5事業を予定して合わせて4,432万5,000円を今お願いしたところでありますけれども、当初と合わせまして、今、令和4年度の臨時交付金につきましては1億900万円余の臨時交付金が充てられております。そのうち、今申しました4,432万5,000円充当いたしますので、残りまだ6,000万円余の金額の事業がまだあるということになります。大枠ではそういった費用になっております。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） ワクチンについては。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤千登世） ワクチン接種についてでございます。

3回目のほうは60%で、小児接種のほうは1回目接種は27.8%という現在の状況でございます。3回目につきましては、全人口に対する接種率ということで、若い村ということもありなかなか伸びないところもございます。ここ最近、4月・5月は予約枠がなかなか埋まらないという状況がございましたが、ここ最近、3回目につきましても予約が以前よりは入ってくるような状況でございます。4回目と合わせまして、3回目につきましても同時進行で行っていきますので、接種の必要性などPRを随時していきたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） それでは、大芝高原の森林アクションプランの策定業務の関係です。今、昨年度村森林協議会を現地調査を含めて4回ほど実施させていただきました。また、今年度も実施していく予定ですが、そのほかに信州大学との連携をする中で、信州大学の先生たちにもお話も聞きつつあります。基本的には森林整備基本計画というのも策定さ

れておりますけども、その整合の関係と今までの資料また意見等を踏まえて、どのように大芝のみんなの森のほうを整備していくかの実施計画を、計画・実施また繰り返しの循環という形になりますので、そういった流れを含んだ形のアクションプランという形で策定を考えています。

今のところ、そういったところの中には、コンサルタント的なものについては精査・研究をさせていただいて発注に向けていきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） すみません、先ほどちょっと言うのを忘れて、一つ29ページにある給食費についてです。

先ほど、給食費の値上げ分についての1日1食6.4円という説明がありましたが、今節のちょっと値上がりがありあまりにもすごい状況の中で、果たしてこれで足りるのかどうかということで、この2、3日全国のニュースでも問題になっておりまして、値上げするとかしないとかっていうところも出てきているように聞いておりますが、ただ、その中でいろんな対策をそれぞれの自治体取っております。本村ではとりあえず6.4円分という試算をしましたが、ちょっとこれからの見通しについてお聞きしたいというふうにちょっと思います。この点について。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今御質問いただきました給食費の補助金についてでございます。

国のほうから給食費、いろんな物資が上がっているということで、補助ということで新型コロナの関係で補助金、助成が来ているわけですけども、昨年度来、栄養士や学校の給食会計と相談をする中で、例えば牛乳がこれくらい上がっている、あるいはほかの小麦粉がこんぐらい上がっている、それを基にしながら、先ほど財務課長が申し上げた金額で今のところ動いています。ただ、今後は非常に不透明な状況ということでのいるわけですけど、当面これかなっていうそんなことで、年間200食を想定しながら、予定しながらでございますけども。なので値上がってほしくないとは当然思うんですけども、給食の質を落とさない、そのためということで、現状で考えられた数値的な根拠を持たなきゃ金額が出せないものですから、その数字を出させていただきました。

これが御家庭にということも考えたんですけども、給食費へそれを入れ込んでいくということで動かさせていただければと思っております。よろしくをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員、よろしいですか。

9 番（三澤 澄子） はい。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

8 番、唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 17ページの0312の18節の高齢者に優しい住宅改良補助金ってというのは、何件分を見込んでいるのかをお聞きします。

それと、次に18ページの保育園の使用済みストッカーのおむつのそれは、今まではどうしていたのか、何か5つを5園にストッカーをつくって置くようですけども、余計不潔になるのではないかというような気がします。

2点についてお願いします。

議 長（百瀬 輝和） 山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） 高齢者に優しい住宅改良補助金につきましては、当初予算で2件分を予定をしておりましたが、これまでの間に相談件数が3件寄せられています。その工事の概要をお聞きしまして、見積額に応じて30万円の補正をさせていただきました。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 武井子育て支援課長。

子育て支援課長（武井 香織） おむつですけれども、今現在未満児のお子さんたちは全て持ち帰りをしております。そちらを今年度廃止するという予定で、全て園のほうで廃棄をするというためのごみストッカーになります。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） そのことは分かってはおりますが、やはり大きなビニール袋へ入れてその日のうちに5園を回って回収……。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員、質問ですか。

8 番（唐澤 由江） 質問というか意見を言いたいんですが。

議 長（百瀬 輝和） 意見の場では、質問をお願いします。

8 番（唐澤 由江） はい、分かりました。

議 長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

1 番、丸山議員。

1 番（丸山 豊） 丸山です。ちょっと確認だけさせてください。

22ページの、今先ほど有賀課長がおっしゃられた、大芝高原森林アクションプラン作成業務委託料の50万円という説明を今していただきまして、信大との連携するだとか森林協議会、あるいは基本計画と整合を取らせるというようなそのようなお話で計画実施にもっていきたいということなんですけど、確認なんですけど、50万円で足りるんですか、本当に。そのところだけ確認します。

議 長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 一応、該当できそうなところ見積りを取らせてもらいました。あと、本年度から地域おこし協力隊のほうで森林部門の担当の方がいる程度おります。その方にもお願いしつつやって行ければかなというところで、御心配いただきありがとうございます。一応、足りるという形の中で見積りをさせていただいております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 補足いたしますと、私が冒頭挨拶で申し上げました大芝高原森林づくり計画とはこれは別でありますので、この後に森林づくり計画をつくるに当たって必要に応じてまた補正をさせていただくという流れになりますので、よろしくお願いたします。

議 長（百瀬 輝和） 丸山議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

5 番、笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 5 番、笹沼です。1点お願いします。

先ほど山崎議員のほうから質問があったんですけども、16ページの松寿荘と障がい者生きがいセンターの排煙装置の改修工事についてなんですけど、2年に一度の県の法定点検で不具合が見つかったということで、76か所のうち28か所ってということだったんですけども、これは県の法定点検だけいつも行っているということなんですか。村のほうで点検等必要じゃないかなって思うんですけども、もうちょっと頻繁に点検できたらいいのかなと思うんですけど、村としてはどうお考えかお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 山崎地域包括支援センター長。

地域包括支援センター長（山崎 一） 福祉施設の装置等の点検、村主体で一斉に点検をしたということはこれまではありません。日々の使用の中で、お聞きする中で工事箇所に対して対応してきたというところがあります。

一斉点検につきましては、関係部署と協議して必要性を検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

4番、登内議員。

4番（登内 瑞貴） 1点、25ページの0850の12節委託料のところにある、大芝高原施設整備計画策定支援業務の具体的な内容を少しお聞かせいただければと思います。

議長（百瀬 輝和） 原特命担当室長。

特命担当室長（原 和子） 大芝高原施設整備計画支援業務について御説明いたします。

6月に大芝高原将来ビジョンの策定が予定されておりますけれども、これはコンセプトと方向性だけ示しているものになっております。これにしたがいまして、公園内のゾーンごとの施設の整備を考えておりますが、その施設の整備に当たっては、村の財政状況や補助金などの影響額などを勘案して整備を長期的に考えていく必要があるために、職員ではなく専門的な設計士などの支援をいただいた中で計画をしておりますので、その支援をしていただく業務の委託になっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） これで質疑は終わります。

議案第8号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第8号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員の共済組合負担金掛け率の変更に伴い、収益的収入及び支出の予定額につきまして、法定福利費等を1万2,000円増額し、支出の水道事業費用の総額を2億7,061万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） それでは、議案第8号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。

収益的支出を説明いたします。1款1項5目、総係費1万2,000円の増額は、6節法定福利費と30節負担金につきまして、職員の共済組合負担金掛け率の変更に伴い補正するものでございます。

また、法定福利費の補正に伴う給与費明細書は、5ページから6ページに記載がございますのでお目通しいただきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決がなければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費の補正予定額を1万円増額して2,871万円とするものでございます。

以上、議案第8号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第9号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員の人事異動に伴い収益的収入及び支出の予定額につきまして、職員の給料等を100万6,000円減額し、支出の下水道事業費用の総額を5億7,621万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） それでは、議案第9号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。

収益的支出を説明いたします。1款1項5目総係費100万6,000円の減額は、1節給料から30節負担金につきまして、職員の人事異動に伴い補正するものでございます。

また、人事異動に伴う給与費明細書につきましては、5ページから7ページに記載がございますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することはできない経費として、職員給与費の補正予定額を91万2,000円減額して1,894万円とするものでございます。

以上、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案に対する討論・採決を行います。

議案第4号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午前11時17分

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 6 月 9 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 一般質問 (質問順位第 1 番から)

5 番 笹 沼 美 保

1 番 丸 山 豊

9 番 三 澤 澄 子

4 番 登 内 瑞 貴

7 番 加 藤 泰 久

2 番 山 崎 文 直

○出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 丸山 | 豊 | 6番 | 都志 | 今朝一 |
| 2番 | 山崎 | 文直 | 7番 | 加藤 | 泰久 |
| 3番 | 原 | 源次 | 8番 | 唐澤 | 由江 |
| 4番 | 登内 | 瑞貴 | 9番 | 三澤 | 澄子 |
| 5番 | 笹沼 | 美保 | 10番 | 百瀬 | 輝和 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

| | | | | | |
|-----------|----|----|-------------|----|-----|
| 村長 | 藤城 | 栄文 | 健康福祉課長 | 伊藤 | 千登世 |
| 副村長 | 田中 | 俊彦 | 地域包括支援センター長 | 山崎 | 一 |
| 教育長 | 清水 | 閣成 | 子育て支援課長 | 武井 | 香織 |
| 総務課長 | 伊藤 | 弘美 | 産業課長 | 有賀 | 仁志 |
| 地域づくり推進課長 | 高橋 | 里江 | 建設水道課長 | 武井 | 厚 |
| 特命担当室長 | 原 | 和子 | 教育次長 | 清水 | 勝宏 |
| 会計管理者 | 城取 | 晴美 | 代表監査委員 | 原 | 浩 |
| 財務課長 | 藤澤 | 隆 | | | |
| 住民環境課長 | 清水 | 恵子 | | | |

○職務のため出席した者

| | | |
|---------|----|-----|
| 議会事務局長 | 松澤 | さゆり |
| 議会事務局次長 | 宮澤 | 文敏 |

会議のてんまつ

令和4年6月9日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

5番、笹沼美保議員。

5番（笹沼 美保） 議員番号5番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

まず1項目め、多様性を認め誰でも幸せに暮らせる村へとして、LGBTQについてお尋ねします。最近になって新聞やテレビでも取り上げられ少しずつ知られるようになってきたと思いますが、まだまだ理解が進んでいないLGBTQについて説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

LGBTQとは、Lがレズビアン、同性を好きになる女性、Gがゲイ、同性を好きになる男性、Bがバイセクシャル、両性を好きになる人、Tがトランスジェンダー、心の性と体の性が異なる人、Qがクエスチョニング、性的思考や性自認がはっきりしていない、定まっていない、どちらかに決めたくない人などのことで、この5つの頭文字からつくられた言葉であり、性的少数者の総称としてよく用いられている言葉です。ほかにも、様々な性があるという意味で、プラスをつけてLGBTQプラスとすることもあります。

従来、法律的・社会的に割り当てられた性別が自分の性別であり、その性別を生きていくということが自明であるかのように考えられてきましたが、近年性の在り方は、一般的に言われる男性・女性という二通り以上に、もっと多様であるという考え方が広がってきています。

体の性別・自認する性別・好きになる性別・表現する性別などの組み合わせによって、一人一人の性の在り方は異なります。社会の中には男と女しかいない、異性愛者しかいないという思い込みや決めつけは、差別や偏見につながります。一人一人の性の在り方は多様であり、個人の尊厳に関わる大切な問題です。誰もが自分の性の在り方を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現が望まれます。

LGBTQへの村民の理解を促進し、村長が掲げている誰もがいつまでも幸せに暮らせる村の実現のために、村としてできることは何かお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号5番、笹沼議員の質問にお答えをいたします。

多様性を認め誰でも幸せに暮らせる村へ、まずその中で、LGBTQへの理解を深めるために村としてできることは何かという御質問であります。

まず、LGBTQとは何かということにつきまして議員からも説明がありましたが、Lはレズビアン、Gがゲイ、Bがバイセクシャル、Tがトランスジェンダー、Qがクィアもしくはクエスチョニングであり、これらの性的思考や性自認についてを表現する言葉の頭文字を取って、LGBTQと総称しております。

LGBTQに関しましては、村の第5次総合計画後期基本計画の中で人権教育の推進を上げており、その中で村民一人一人が多様な人権課題について正しい理解と認識を持ち、日常生活の中で具体的な行動や実践につなげられるよう、学校、地域・家庭、企業・職場など、様々な場面を通じて教育・啓発を推進しますとうたっております。

また、今年に策定いたしました第5次南箕輪村男女共同参画計画の重点目標では、困難な状況に置かれている人への支援と多様性を尊重する環境の整備をうたい、性の多様性への理解促進、性に起因する人権侵害を許さない環境づくりに取り組むこととしております。

これら基本となる計画に基づきまして、御質問いただいております村としてできることは何かといいますと、まずは啓発活動であります。村ではLGBTQ・性的マイノリティへの理解を深めるために、男女共同参画計画の中では、LGBTまたはLGBTQの認知度を65%にするという目標を設定しており、そのための啓発活動を住民や企業に対して進めてまいります。

この活動の中心となりますのは、男女共同参画推進委員会になります。この委員会では、令和4年度の事業については既に計画済みの部分も多く、LGBTQについては、まずはこの委員会の中で協議を重ね、計画や研修を進めていく予定であります。今年度より、男女共同参画の担当部署が教育委員会から地域づくり推進課に変更いたしました。村の企画部門が中心となりまして、次年度以降の事業でLGBTQについての研修会などの検討をしてまいりたいと思います。

また、認知度を高めるだけで終わってはいけません。認知しただけでは、知識があるだけで他人事として捉えることで終わってしまいます。とはいえ、自分事として捉えることは、ストレート層の方にとってはなかなか難しいことであると思います。後ほどの質問にあります教育での取組も大切ではありますが、限られた知識・時間の中では限界があるのかなと思います。

自分事として捉える一つのアイデアとして、登場人物に自分を重ねるものに映画や漫画があります。先日、図書館の司書に御相談申し上げたところ、私が推薦した少年漫画の購入を検討いただけるということでした。物語を通して性の多様性を友人から打ち明けられたとき、自分はどのように振る舞うのか、どのような気持ちを抱くのか、登場人物に自分を重ねることでストレート層の方でも自分事として捉え、瞬間の感情に触れることができるのではないかと私は考えております。

また直接関係はございませんが、現在役場が用いている各書類からも、規則等の改正を行う際に合わせて、様式から性別の欄をなくしていくよう、令和3年に一斉にアナウンスをしたところあります。非常に難しい問題ではありますが、進めてまいらねばなりません。議員

の方々からアイデアがありましたら、ぜひお寄せいただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 次の質問で上げる同性パートナーシップ制度もそうですが、村でできることとしては、庁内研修や村民向け講習会の実施・村内施設への多目的トイレの設置・健康診断時の配慮・企業による取組を可視化する施策として、札幌市の札幌市LGBTフレンドリー指標制度や大阪市の大阪市LGBTリーディングカンパニー認証制度など、性的少数者が働きやすい職場環境に資する取組を行っている企業を認証・公表する制度もあります。先進事例を参考に、村としてできることは何かを考えていただきたいと思います。

次に、同性パートナーシップ制度について伺います。

同性パートナーシップ制度とは、同性のカップルを夫婦同様のパートナーとして認め、その関係を公的に認める制度です。LGBTQに関する日本の対応は遅れており、同性婚やパートナーシップといった同性カップルを守る法律はありません。こうした状況は、G7の中では日本だけのようです。

しかし、幾つかの自治体では、同性カップルの権利を結婚に準ずるものとして認めています。この制度で認められたカップルは、病院での看取りや手術の同意で親族同様に扱われるほか、公営住宅への入居も認められるなど、同性パートナーの方たちが家族として認められることで、家族の死に目に会えない、賃貸住宅に一緒に住めない、福利厚生や家族割が適用されないといった不利益をなくすことができます。

パートナーシップ制度導入自治体は、2022年2月1日現在149の自治体に広がっており、長野県内では2021年4月に松本市が、2022年4月には駒ヶ根市が導入しており、長野市は年内導入を目指していて、辰野町も導入を検討しているとのことでした。

長野県の性的少数者と支援者がつくる団体Rainbow Fellows Naganoは、先月県に対してパートナーシップ制度導入を要望し、阿部知事は、全ての人たちが生きづらさを感じなくて済む社会をつくるため大至急検討しなければならないと答え、市町村長と協議し検討する考えを示しました。他市町村の様子をうかがったり県が導入することを待たずに、村として導入に向けて動くお考えはあるのかお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 同性パートナーシップ制度の導入の考え方に対する御質問であります。

まず、パートナーシップ制度という言葉ではありますが、日本語に訳しますと協力関係というところがあります。ただ、ここではもう少し深い意味、婚姻に近い意味で使われております。ただし、婚姻のように法的な権利が認められるわけではありません。

さて、大手広告代理店が2020年に行いましたLGBTQに関する調査結果では、生まれたときに割り当てられた性と性自認が一致する人、いわゆるストレート層と答えた人以外をLGBTQプラス層としておりまして、その割合は8.9%となっております。少なくない数でありますので、議員御指摘のとおり、長野県の自治体や長野県でも導入に前向きな姿勢を示しているというのが現状でありまして、これから社会の多様性がより求められ認められる中、時代が進むとともにさらに広がっていくと私も考えております。

また、国が制度を導入していないこのような状況の中、この制度によって同性カップルの

権利を一定程度補完することはできるため、自治体の果たす役割は大きいと考えております。具体的なメリットとしては議員から御紹介もありましたが、病院や葬儀における取扱いで、他人として判断されることを一定程度防ぐことができると考えられます。さらに先ほどの調査結果では、この制度がある自治体とない自治体では、5%ほど自分たちが守られていると感じている人が多いという調査結果も出ております。

現在のステータスであります。村もこの制度の必要性は十分感じておりますが、現在は県の動向を注視しながら検討をしていこうと考えている段階であります。また、病院については私も非常に危惧しております。先日中央行政組合の会議でお尋ねをしたところ、伊那中央病院につきましては、本人が他人を指定して了承をすれば他人でも同席、そういったところを可としているところであり、逆に、本人が了承しなければ家族でも否としているようです。非常に難しい時代になったなと感じます。

ただ1点、このパートナーシップ制度で証明するようなものがあれば、本人に意識がない状態で運ばれてきたとき、そういったところは大変有効であるという意見を頂戴しております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 医療機関の協力がないと制度のメリットが十分に生かせないなど、まだまだハードルはあります。しかし、この制度導入に手を挙げる自治体が増えることで普及・啓発につながり、医療機関の協力や自治体間の連携、住民の理解促進など、制度を最大限に生かせるようになるのではないのでしょうか。導入自治体が増えることで、性的少数者の方たちが自分らしく、ごく普通の権利が認められて、安心して生活できる社会になってほしいと願っています。

次に、小中学校のLGBTQ教育についてお尋ねします。

多様な性への理解を深めるためには、子供の頃からそれを自然に受け入れる環境が必要であると考えます。幼いうちはそれぞれの個性を何の抵抗もなく受け入れることができますが、成長とともにだんだん人との違いに目が向くようになります。早くから多様性を理解し認め合うために、小中学校での学びは重要であると考えますが、本村小中学校の現状とこれからのLGBTQ教育をどのようにお考えかお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 御質問の小中学校のLGBTQ教育についてお答えいたします。

小学校では、年間指導計画に具体的な位置づけは設けておりませんが、営みとして職員にLGBTQに関する資料配付、そして先生方、職員自らがLGBTQについて理解を深める取組があります。

また小学校低学年の段階、発達段階を考慮しながらですが、LGBTQという言葉そのものを使うという指導は少ないかなというふうに思っておりますが、ただ、道徳等教科等の中で、男女平等・公正・公平などの観点から、例えば男らしさ、男らしいとか女っぽいかかそういう発言が差別につながることを取り上げて指導することなど、間接的な扱いになっている状況でございます。また、性的なことに限定せず、今議員さんおっしゃられましたけど、人間の多様性というそういう観点でも、誰もが自分らしく生きることを認め合える社会について考え合う、広い意味でLGBTQの理解につながる、そういう学習を進めているところ

でございます。

昨年度、南箕輪小学校では、高学年の児童に対してLGBTについて保健指導を行っております。性には男と女2種類だけではなく、体・心・外見、それから先ほどもお話にありました好きになる人の4つの性に分けることができること、それから同性の結婚を認める市町村がだんだんと増えていること等、LGBTQの存在が当たり前であるということを学び、分からず悩んでいる児童や言えずにいる児童にとって、少しでも生きやすい、生活しやすい環境となればと考え指導しております。

南部小学校においても、LGBTQという言葉そのものを直接使った指導は現状ではありませんが、道徳等の教科や学校生活を通して人間の多様性という視点で、誰もが自分らしく生きることが認め合える社会について考え合う機会を、いろんな場面があると思いますがそこで大事にしております。

続いて中学校ですが、授業の中で小学校と同様LGBTQを位置づけた指導は行っておりませんが、例えば性教育の講演会の中に各学年の知識・理解に応じた内容を盛り込むようにしており、講師として助産師さんをお願いしていますが、講師の助産師さんより必要に応じてお話をいただいたり、道徳等の授業において生徒が多様な見方や考え方に接したり、さらに深まったといえますでしょうか、発達段階、中学生ですので、新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意しておるところでございます。

また人権教育では、各学年の計画によりますけれども、ちがいのちがいのというそういう題材がありますけれどもを扱う等々、多様性を認め合う社会について、子供たちに本当に深め合うことを大事にしている状況でございます。

手法としてよく私自身思うんですが、ロールプレイなんかも入れていくといいのかなと、そんなことも思っております。また、LGBTQに関して、職員によっては日常の短学活、ホームルーム等で新聞記事やニュースなどで取り扱うこともございます。いずれにしても各校、多様性を認め合うということを大事に、発達段階・子供たちの現状等に応じながらLGBTQに関しての知識・理解を深め合う、考え合う場が大事という状況でございます。

御質問と若干ずれるかもしれませんがよろしいでしょうか。議長、よろしいでしょうか。
議長（百瀬 輝和） はい、どうぞ。

教育長（清水 閣成） 関連することでございます。

施設名について少し状況をお伝えします。3校とも校舎内に多目的トイレ、みんなのトイレという呼称をしている学校もありますが、複数箇所に整備されております。LGBTQの児童にも対応できる態勢かなというふうに思っております。また、プールの更衣室も今男女とこういふふうに分かれているんですが、必要によっては違う場所を用意する状況も考えております。

あと課題としてですが、小学校段階では言えなかったり、または気づいていなかったりする子供たちも将来的にカミングアウトするかもしれない、そういう視点で性に限定せず、先ほどから何度も申し上げますが多様性について考え合う、そういう場が大事かということが課題かなと思います。

また、子供たちから相談があった場合にどう応じていくか、そこへまた保護者への啓発ということもあると思いますが、そこも研修の必要性があるかなというふうに思っております。それから、今学校生活等も含めてですが、何々くんとか何々さんというそういう呼称もない

わけではない、分けながら、でも自分自身はさんづけがいいのかなという。本人がどう自認するかというそこを大事にしながらですので、そこにに基づきながらということを考えております。

それからLGBTQに限らずなんですけど、子供たちが本当に困り感を出していいんだよと、伝えていいんだよ、悩みを出していいんだよ、相談していい、そのところの状況づくりを今後もさらに大事にしていく必要があるかな、そんなことを考えております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 近年、多様な人材を生かし企業の価値創造につなげるダイバーシティ経営を重要視する企業が増えてきており、未来を担う子供たちがLGBTQについて学ぶ機会は重要です。また、多くの子供や教員たちが共に生活する学校を誰でも安心して過ごせる環境にするために、LGBTQ教育を進めることは必要です。多様性を認め理解を深めることで、全ての子供たちがそれぞれの個性を大切にし、自信をもって学べる場であってほしいと思います。

2項目め、見えにくい生活困窮者にどう寄り添うかとして質問します。

これまで、本村では住民福祉向上のため、他機関連携による相談支援体制を整備してきました。妊娠・出産から18歳までの子育て支援を子育て世代包括支援センター、高齢者の在宅介護等の保健介護・福祉分野による連携支援を地域包括支援センター、障がい者の自立・就労のサポートを上伊那圏域障がい者就業生活支援センター、権利擁護と成年後見制度の利用促進を権利擁護ネットワーク連携協議会、生活困窮者に対するサポートをまいさぼ上伊那が担っています。このような各専門機関が連携し、支援が必要な人が適切な支援を受けることはとても大切です。

今年3月に策定した第2次南箕輪村地域福祉計画に向けての村民アンケートによると、何らかの支援が必要な人がいた場合にどこに連絡したらよいか分からないという回答が23.1%を占め、相談先が不明確であるという課題が判明しました。また、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるアウトリーチの強化の必要性を上げ、福祉部門はもちろんのこと、水道や税務部門など、生活困窮の予兆に気づくことができる部門との庁内連携の強化が必要であるとしています。この庁内連携を強化するためには、個人情報の取扱いが問題になってくるので、連携の方法をマニュアル化してはいかがでしょうか。

水道料金や税金・学校の給食費などの滞納により生活困窮の予兆に気づいた際に、まずはその部署の担当者から支援が必要かどうかの働きかけを行います。アプローチの仕方は、電話でも訪問でも案内の手紙でもいいと思います。支援につなげることの同意が得られれば、資料2としてお配りしている、まいさぼで使用している相談申込受付票、これは支援に当たり必要となる関係機関との個人情報などの共有に同意する旨記載していただくものなのですが、このようなものを書いていただいて適切な支援につなげていく、そうすることで個人情報の問題はクリアできるのかなと思います。

生活困窮といっても、様々な困りごとと複合的な問題になっていることも多いかと思えます。このまいさぼの相談受付票には、相談したい内容に丸をつけるようになっていて、困りごとが複数ある場合にも記入してもらうことでそれが分かるようになっています。どの項目

に丸がついているかによって、情報共有すべき部署や外部の支援関係機関を判断することができるようにマニュアルを作成しておいてはいかがでしょうか。

日々の業務に忙しく、全ての職員が生活困窮者の早期発見に思いを寄せることは難しいと思います。各部署の連携の仕方をマニュアル化することで、困難を抱える人が埋もれることなく適切な支援につながるような体制を整えてはいかがでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 2項目めで、見えにくい生活困窮者にどう寄り添うかという大項目の中で、助けを求めることが難しい生活困窮者を早期発見し、適切な支援につなげるために庁内及び関係機関連携のマニュアルを作成してはという御提案であります。

支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人を早期に発見していくには、議員御指摘のとおり庁内の様々な部署との連携や、民生委員や地域サロン等の関係機関との連携が必要であると思います。

現在、庁舎内においては福祉部局が中心ではありますが、そのほか税金の徴収・水道料金の徴収業務など、様々な場面でこういった生活困窮者や認知症の把握がなされる場合があります。議員の提案にも出ましたが、第2次地域福祉計画の策定過程では、実際に職員学習会を行いました。実際のケースを例示して相談を受けた際にどう対応するか、そういったことを学習をして、かなり成果があったとお聞きをしております。そういった具体的な事例がありますので、今後まずは庁内で職員連携会議を開催してまいりたい意向であります。

一方地域では、サロンに参加している方の相談を受けた主催者の方が、地域包括支援センターにそういった事例をつないでいただいたことがありました。今後は村の社会福祉協議会と協働いたしまして、サロン等の主催者や地区社協などを含め、地域で活動されている方々と意見交換を行う機会を持つ計画であります。

議員も大変心配しておられますそのとおりであるんですが、1点やはり生活困窮に関する内容でありますので、個人情報保護という観点が非常に重要となってまいります。まいさぼのこういった様式の例を見させていただきました。拝見すると、必要となる関係機関という大ざっぱなくくりでいいのかなというところ、少し検討が必要ではないかと感じたところであります。こういった様々な情報を集めながら、先ほどの庁内職員連携会議や地域で活動されている方々との意見交換を進めるにあたって、連携マニュアルの必要性についても一つの議題としてしっかりと上げて、検討するよう動いてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 次に、福祉部門の人事と職員の研修についてお尋ねします。

近年複雑化・長期化する困りごとを抱える人が増えており、すぐに解決できない場合には伴走型支援、つながり続ける支援が……。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員、2番。

5 番（笹沼 美保） 2番でいいです。

議長（百瀬 輝和） (2)番。

5 番（笹沼 美保） (2)番です。何か違いますか。

すみません、順番が違いました。申し訳ありません。

次に、地域を巡回する民間企業との見守り協定についてお尋ねします。

本村では、高齢者等の見守りのために南箕輪郵便局やニシザワと協定を結んでいますが、生活する上での困難を抱える人の早期発見につながる連携協定は、個人情報の問題もありませんがなかなか難しいのが現状です。しかし、行政に相談することに抵抗を感じる人をどのように支援につなげていくかを考えなければなりません。そこで、そのつなぎ役として地域を巡回する民間企業と協定を結んではいかがでしょうか。

資料3を御覧ください。

ここで紹介しているのは、熊本県玉名市と九州電力が生活困窮者等の要支援者発見の通報に関する協定です。検針や料金回収を通じて生活困窮者を把握した場合に、市の暮らしサポート課の案内文書を渡し、本人の同意を得られれば市と情報を共有できるというものです。この事例は、経済的な困窮に対する支援につなげるための協定ですが、地域を巡回し村民と直接話をすることも多い、例えば新聞店や乳酸菌飲料販売店、生活協同組合などと協定を結び、経済的な困窮に限らず、見えにくい困りごとを抱えている人を把握した際に支援につなげる案内文書を手渡してもらうなど、早期発見につながるような協定を結んではいかがでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 民間企業との見守り協定を結んではという御提案をいただいております。

この点に関しましては、一つやはり大きな課題となるのが個人情報の保護の観点であります。生活困窮者、多様な方がいらっしゃいます。自分のそういったところを知られたくないという方も多くいる中で、場合によっては民間企業のイメージダウンやトラブルの元にも、状況によってはなりかねません。現在、こういった形で進めることでそういったトラブルを極力防ぐことができるか、そういった知識・ノウハウは南箕輪村にはない中で、民間企業のほうから提案があればしっかりと対応してまいります。こちらから積極的に提案していくには、まずはそういったことを村の中で研究をして、民間企業のほうに提案していくという手続が必要であると感じております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 次に、福祉部門の人事と職員の研修についてお尋ねします。

近年、複雑化・長期化する困りごとを抱える人が増えており、すぐに解決できない場合には伴走型支援、つながり続ける支援が必要です。困りごとの相談というのは信頼関係のない人にはなかなかしづらいものですし、つながり続ける支援を行っていくためには、そのつながりを切らないようにしていく必要があります。そういう意味で、福祉部門の人事異動は慎重にするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、若手職員の研修についてですが、先ほど村長の話にもありましたが、相談支援体制についてケースごとにどう対応するかという係長以上を対象とした庁内学習会があり、窓口対応をすることが多い若手職員も参加したかったという声があったと聞きました。より実践的な窓口対応を学ぶためにも、そういった学習会や研修など積極的に参加するべきだと考えますが、その点についてもお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 人事異動に関すること、また研修に関する御提案であります。

議員御指摘のとおり、福祉部門につきましては近年複雑化・高度化に伴いまして、これまで健康推進や病気等の予防の部分については専門職である保健師が各課にいるように、福祉部門の高度化・複雑化によりまして、現在専門職の重要性が非常に高まっていると感じております。そのため、今年度社会福祉士を3名採用したところであります。

ただ、現在の相談体制は基本的には事務職が中心となっておりまして、相談内容の分野ごとに組織が分かれている状況であります。しかしながら、村の福祉に関連する職員は非常に熱心にやっております、連携をかなり密に取っていただいて、現在のところは十分に機能していると私は判断しております。

しかしながら、これからさらに少子高齢化・世の中の多様化が進むに当たって、さらに福祉部門については業務が高度化・複雑化してまいりと思います。そうなりますと、具体的には生活困窮だけでなく、介護・障がい・子供・ヤングケアラーなど、複数の要素が絡む複雑なケースが増えてまいります。そのため、その複数の組織にまたがるような事例にも対応し、議員御指摘のつながり続ける支援を実現するためにも、現在組織の見直しを始めたところであります。

見直しに向けて重要視しておりますのは、まずは相談窓口を一元化し、各サービスにつなげる役割を担う専門職である社会福祉士の適正な配置、こういったことが一つ重要な検討事項であると思っております。現在進めているというところで御理解をいただければと思います。

また、事務職についてはやはり定期的な人事異動が必要となつてまいりますので、これからは専門職、異動が極力少ない専門職を配置することで、そういったつながりが途絶えないように配慮してまいりたいと思っております。

また、若手職員への研修についてであります。本当に福祉関連は複雑化しておりますので、相談窓口を担当する事務職員には、本当に組織の理解・専門的な知識が求められております。そのため、まずは初めて福祉関係に従事する職員の皆様には、県が行う各種の新任職員研修を受講していただいております。また、先ほど御質問のところでも申し上げました庁内の職員連携会議も活用いたしまして、若手職員・福祉部門の若手職員には特に早期にスキルアップが図れるように配慮をしておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 見えにくい生活困窮者や日常生活に困難を抱える人は少なからずいるはずで、そこにどのようにアプローチし取り残すことなく支援につなげつながり続けるかは、行政が様々な関係機関と連携し、協力し合って解決していくべき課題だと思います。様々な実践例なども参考にしながら、庁内連携の強化も含めて、村としてできることを考えていただきたいと思っております。

3項目め、地域の困りごとを体験プログラムとして質問をいたします。

資料4を御覧ください。

これは、今年1月に長野日報に掲載された記事で、岐阜県飛騨市が取り組んでいるヒダスケ！というお助け制度の紹介です。困りごとのある市民が市に相談すると、ホームページに

プログラムとして掲載され、助けてくれる参加者を全国から募集、受け入れる市民はプログラム主催者となり、現地で使える電子地域通貨さるぼぼコインや、野菜・果物などを参加者にお返しするというものです。本村には地域通貨はないので、大芝高原で使えるお買物券などにすれば大芝高原のPRにもつながると思います。

お助けの内容としては、リンゴの収穫・田植えの手伝い・農家のロゴデザイン作成・商品化に向けたモニターなど様々で、関東や東海地方などから来た参加者は、1年半で延べ約700人に上るそうです。地域の小さな困りごとが人とのつながりを生み、南箕輪村の魅力を知ってもらう機会に変わる良い取組だと思っておりますが、実施を検討していただけないでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地域の困りごとを体験プログラムにという項目の中で、まずは飛騨市のヒダスケ！を参考に、地域の小さな困りごとを体験の出会いに変えるお手伝いにしてはという御提案であります。

大芝高原の話も出てまいりましたが、2項目めでありますので、そこを除いた形でまずは答弁をさせていただきます。

ヒダスケ！は飛騨市が民間会社の楽天と連携いたしまして、2020年度に開始した事業であります。議員御説明のとおり、地域のお困りごとを解決するとともに、関係人口を創出できるというおもしろい仕組みであります。地域の困りごとの手助けがほかの誰かにとってはわくわくする体験かもしれないという発想は非常に大切であり、参考にしてまいりたいと思います。

同時に私が魅力的と考えるのが、この自治体が課題と考えていることを可視化できるというところにあります。そういったところを、まずは私は村民の皆様に分かりやすくデザインをして伝えるということが非常に必要と考えておまして、そういったところもある意味実現できるという意味では、非常に良い仕組みだなと感じているところがあります。

それをどういうふうに村民の皆様が村が抱えている課題、やりたいと思っていることを伝えていくかということにつきましては、このヒダスケ！のようにできればいいんですが、またこれも楽天との連携という非常に大手企業との連携で実現したところがありますので、村として村の規模でどういったふうに見えるかということからは、庁舎の中で検討させていただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 非常に良い取組だと思っておりますので、地域活性化のためにも検討を進めていただきたいと思います。

次の質問です。先ほどの質問の中で、お返しに大芝高原で使えるお買物券をと提案いたしました。今後策定する大芝高原将来ビジョンに沿って大芝高原を整備していく中でも、このお助け制度を活用すればより多くの人に大芝高原の魅力を知っていただき、整備に関わることでより愛着を持っていただけるのではないかと思います。

大芝高原を全国にPRする良い取組だと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝高原将来ビジョンを進めていく中でも、このお助け制度を活

用して大芝高原・村のPRにつなげてはという御提案であります。

現在、大芝高原は例えば森林の樹種転換を計画する中で、植林・下草刈りの作業・間伐材を利用した遊具の設置など、多くの人のお助けを必要とする事業を村づくり・地域づくりに地域の方が参加していただくという意味でも、150周年記念事業として企画をしているところでもあります。まずは、第一には村民の方にこういった村づくり事業に参加をしていただきたいというのが第一の思いであります。外部の方にも参加していただくことで大芝高原に愛着をもってもらうことができれば、議員御指摘のようにPRにつながっていくと思います。

まずは、まずは村民の皆様がどれだけ参加していただけるというところに重点を置いておりますが、そういった外部の方にも目を向けて取り組んでいくようにいたします。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） これからの南箕輪村、大芝高原を考えると、その魅力を発信し体験してもらうことで活性化を図ることは大切です。村民主体の活動を行政がサポートする様々な取組を検討していただきたいと思います。

4 項目め、電子図書館についてお尋ねします。

電子図書館はパソコンやスマートフォンで読める電子書籍を貸し出す仕組みで、今年度県立長野図書館が県内市町村と協力して始めることになっています。本村もこの電子図書館の利用を8月から開始するとのことですが、どのような利用の仕組みになっているかお尋ねします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

電子図書館に関わる御質問でございます。図書館って改めて思うんですけど、何のためにあるかという言い方がいいか、目的なんですけども、国民の教育と文化の発展に寄与する、それから対象は、村は当然地域の村民の方、それから手段として知識や情報の収集・保存、地域の方の要求に応じた知識や情報の提供、これが図書館の目的でございます。

それに基づきながらなんですけど、今御質問の電子図書館なんですけど、例えば新型コロナウイルスで図書館が閉館、あるいは災害があったとき等に24時間365日図書館サービスを提供できるという、また読書バリアフリー法が目指す誰もが読書ができる社会、仕事や子育て・介護などで開館時間中になかなか来館が難しい方、あるいは視覚障がい・色覚特性等がある方々等、来館が難しい方が図書館に足を運ぶことなく、御家庭等でいつでも好きなときに電子書籍を借りて読むことができる、あるいは資料を調べたりという、そういうメリットが考えられます。

今御質問の仕組みなんですけど、8月5日に開始予定でございます。県との連携、連絡の中でございます。市町村と県による共同電子図書館事業であります。先ほどお話にありましたけれども、いわゆるインターネット上での図書館、それをパソコン・スマートフォンあるいはタブレットを使って資料、本を読むことができる仕組みでございます。村もこの事業に参加して、これから希望する住民の方々が利用できるよう、現在準備を進めているところでございます。

昨日ウェブ上にアップしたと。それから図書館のほうも、先週末に一応広報というかお知らせで掲示してございます。紙の本とは違った読書の楽しみ方ができるということをうんと

期待されます。サービスを利用したい方は村の窓口に申し込んでいただきながら、7月1日から事前申込みを本村、村図書では予定しておりますというところです。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 教育長からの答弁にもありましたが、コロナ禍で図書館が休館になってしまう状況でも読書に親しむ環境を維持することができますし、また電子書籍であれば、パソコンやスマートフォンの読み上げ機能を使うことで、目の不自由な人も読書を楽しむことができます。今まで読書を諦めていた人たちに、電子図書館の周知を徹底し利用を進めていただきたいと思います。利用の促進をどのようにしていくお考えかお尋ねします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 利用促進、幅広い周知ということでお答えします。

先ほど申し上げましたように、この事業は館内での掲示あるいはウェブサイト、それから今後伊那ケーブルさんのお力もいただきながらというふうに思っております。広報誌も含めて、そんな周知をしっかりと図っていきたいというふうに思っております。また、諸事情により来館が難しい方等は、庁舎の関係部局あるいは関係機関と連携を取りながら、協力をいただきながら必要な方に情報が届くように取り組んでまいります。実際に事業が始まるのは8月5日ですので、8月5日以降、事業が動き出してからもしっかり活用方法について皆様に御紹介、継続的に周知をしていく必要があるかなというふうに思っております。

従来の図書館の、先ほど紙の本というふうに申し上げましたが、いわゆるリアル図書館という言い方があるんですが、リアル図書館に加えて幅広く地域の方の図書館利用につながると考えております。

村の実情でいきますと、村民の方の約50%をちょっと超えるという高い数値で登録をいただいています。なので、それをさらに図書館の活用の後押しができる、そんなことになればいいなというふうに思っております。持続可能な新たな図書館サービスの展開につながることができるように、しっかり取り組んでまいりたいと思います。よろしくお祈りします。

議長（百瀬 輝和） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 本村の図書館では、身体的な理由や図書館に来る手段がないなどの理由で来館が難しい人に対し、高齢者等図書宅配サービスを行っています。これもとてもすばらしいサービスだと思います。それに加えて電子図書館の導入により、これまで様々な理由で図書館を利用しにくかった人たちが、学びや読書に結びつくことを願っています。

以上で、質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで、5番、笹沼美保議員の質問は終わります。

ただいまから、10時まで休憩とします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 10時00分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

1番、丸山豊議員。

1 番（丸山 豊） おはようございます。もう、こんにちはのほうかな。議席番号1番、丸山でございます。先に通告いたしました大項目2点について質問いたします。

ウクライナ侵攻ももう100日を超えたということで、とうとう長期化になるのではと懸念されております。無残な姿となった戦争の悲惨な報道を受けますと、本当に胸が痛くなる思

いがいたします。本当にもうちょっと戦争に至る前の事前の外交努力っていうのが、特にこのウクライナの地域というのはクリミア半島の経過もあったもんだから、本当に早いうちに何とかして、戦争にならないような努力が本当足りなんだって言ったら怒られるかもしれませんが、いけなんだじゃないかなというようなことを痛切に感じております。本当に外交は必要だなということを思います。

またコロナ感染症のほうも、今年の今頃私も、この席で皆さんもそうだったんですけども、秋頃には経済状況がもう本当に回転してしっかりとした外国人もインバウンドも入ってきたりしてっていう、そんなように改善されると期待していたということでございますけれども、結局はそうはならず、また同じような状況で今日を迎えているわけでございます。どちらも早期の収束を願うばかりでございます。

それでは、質問のほうに入らせていただきますけれども、私たちの任期、議員の任期も1年を切ってまいりました。もう完璧に1年を切りました、私は。今回、私は地域の皆さんの声を、村に対して意見・要望等があるかをお聞きしたところでございます。歴代区長の皆さんをはじめ、とりわけ村政を含めて村に関心のある方、女性の皆さんそれから若者の皆さんに聞いたところであります。

議会でも村民の声を聞く会、また村長もおでかけ村長室を企画するなど、地域に出向く計画があります。議会も村も積極的に村に出向いて、公民館などで地域の人に来ていただいてお互いに意見交換するっていうのは、誠に結構な取組であるかとそんなふうにも思います。

私の場合は区民の方からお聞きした中で、今11年を迎えたわけですけども、議員活動の中で先送りをしてしまってきたのがあったわけでございます。それと、理事者が交代したことによりまして、どうしても申し上げておかなければいけないことといたしますか、これから後1年くらい弱の間に、今後この質問について取り上げることはないだろうと思っておりますから、今回新しくなった村長にも聞いておいていただきたいということで、申し上げたいと質問にいたしました。お願い事が多くなっている質問になりますけれども、たまにはいいかなとそんなような気持ちで質問させていただきます。

大項目の1点目として、神子柴遺跡・伊那街道についてであります。伊那街道は全村的に通っておりますけれども、神子柴にも一部ありますのでさせていただきます。

私の住んでいる地域は神子柴でありまして、歴史・文化・遺産を伝える会に私は所属しております。新型コロナウイルス感染症のために会議ができない状況が続いておりますけれども、最近では遺跡周辺の草刈り程度で顔を合わせる程度になってしまっております。早く会議を開いて、また歴史の文化の話をみんなでしたいなど、そんなふうにも思っております。

神子柴遺跡について、今までの村側の取り組み方を伺いたいと思っております。遺跡そのものは消滅しているわけですので、保全・継承というわけにはいかないと思っておりますが、出土品が国の重要文化財であることには違いなく、名称そのものも末永く伝えていく必要があると思っております。

以前から会の意見として上がっていたことですが、年間数少ない訪問者が全国から来られるということでありました。会の意見として上がっていたことはちょっと後ほど述べさせていただきますけれども、訪問者のほうは最近はどうでしょうかということですが、私も近くに畑がありますので、作業中に神子柴遺跡はどこですかと聞かれたことが二度ほどありまして、議員前、議員後と記憶しております。大阪の方と名古屋の方であり、はるかにしえの

歴史に興味があつて、謎の多いこの遺跡に関心があると話をされたことを覚えております。

そこで質問ですけれども、何を申し上げたいかといいますと、案内看板でございます。先の訪問者お二人も大分探したようです。多分、ほかの来訪者の皆さんもそう感じたのではないのでしょうか。現在は遺跡の下の空き地に横60センチ、縦20センチ、結構目立つんですけどもこんなのがあります。目立つんですけど、小さいということを私は言いたいんですけども。それと153号の神子柴屯所裏と神社脇の一つずつあり、これですね、これが40センチと縦が10センチの大きさであります。ある方はこれを見て、重要文化財の割には地味だなおっしゃっておいりました。一応三つあります。国の重要文化財が発掘された場所の案内しては、残念ですが小さいのではないのでしょうか。これでは新しくこの地を訪れた方は分かるはずもないと思います。

今ではナビが装着しておりますので、おおよその位置は把握できるでしょうが、春日街道の入り口と135号神子柴交差点入り口に大きな看板が必要と感じます。今さらながらということになりましようが、貴重な財産ですから、村で県で取り組んでいただけないものでしょうか。出土品が国の重要文化財であれば、誰もが発掘された場所へ行ってみたいと思うでしょう。伝える会の要望でもありますので、御見解をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号1番、丸山豊議員、神子柴遺跡・伊那街道という大きな項目の中の、神子柴遺跡への案内についてお答えいたします。

議員お話のように、神子柴遺跡は国の重要文化財に指定されているものを含め、87点という日本でも本当に美しいとされる石器が出土した有名な遺跡でございます。考古学の世界では本当に広くその名が知られ、御指摘のとおり少なくない方がこの遺跡を訪れてみたいと思われているのではないかと考えられます。

特に地元以外の方、県内外から訪れる方は中央自動車道を利用することが多く、今ある三つの案内板、先ほど目立つという言葉もありましたが、私はすみません、何度か通る中で三つあるうちの二つは分かったんですが、一つを見落としている自分があつて、恥ずかしいなと思ひながらですが三つがあるという状況は承知しておりますが、その検討とともに、伊那インターチェンジからアクセスしやすい春日街道の入り口に加え、お話にありました国道153号線神子柴交差点入り口等、場所についての検討等、村としても分かりやすい、目につきやすい看板の設置は必要ではないかと考えております。

よろしく申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1番（丸山 豊） 検討していただくようにぜひともお願いいたします。

この後話をしますけれども、創造館に本物があるということでもありますので、何か少し熱がないのかなというような印象をどうしても持ってしまうものですから、目につきやすいところをぜひとも検討をお願いしたいと思います。

2点目でございます。

神子柴遺跡での出土品がなぜ伊那市の創造館かということでございます。報告書によれば、最初は1958年、発掘調査が始まる5年前頃に近所の方が採取され、その方の娘さんが中学に持ち込んだものでした。このときの先生は、文鎮代わりに使用されていたということを見

者の方から聞いております。それで、発掘調査によりまして1958年ですけれども、昭和33年に85点、今教育長が言われたとおり翌年2点が発掘されて、総数は87点であります。

誰もが思う疑問ですが、なぜ神子柴地籍で発掘した出土品が伊那市の創造館、伊那市の教育委員会なののでしょうか。

発掘調査の中心的役割を果たした林茂樹先生が伊那中学校の先生に赴任されたということくらいしか思いつきませんが、地域の皆さんも相当協力していたことは、多くの方の証言と写真などで理解できます。報告書には、村の役場も測量機材を提供したことも記されております。

村勢要覧も出土品石器の所在が創造館ですから記載がなく、最終ページのエリアマップに神子柴遺跡が紹介されております。重要文化財指定となると、厳しい管理が必要であり公開も必要となるのは理解できますが、いにしへの石器時代、縄文初期に思いをはせる、神子柴文化はやはり南箕輪村で所有して守ってほしかった気持ちが強いです。

既に発掘後60年余が過ぎておりますが、行政としてどのような事情で引き継がれてきたか教えていただきたいと思っております。私なりに、古老の方も含め何人かの方に御教授いただいたところですが、本当の経過を多くの区民・村民は知りたいのではないのでしょうか。お願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

神子柴地籍での出土品は、なぜ創造館ということについてお答えいたします。

現在、神子柴遺跡から出土した石器の所有者は、林茂樹氏の御親族となっております。発掘調査での出土品というのは、まず私も今回勉強させていただいたんですけれども、遺失物として発見者が埋蔵物発見届を警察に届け出る必要が生じるということでございます。届け出後一定期間警察で保管された後、所有者が見つからなければ出土品の所有権は発見者、届出者となります。

神子柴遺跡の出土品の場合、届け出ることができたのは土地の所有者、または自費で発掘調査を行った林氏となるわけですが、土地の所有者が届出を断ったために、林氏個人が警察へ遺失物として届出、遺跡からの出土品であったため所有者は現れませんでした。それゆえ、発見者である林氏が所有者となった経緯がございます。

昭和63年に石器が国の重要文化財に指定され、文化財保護法に基づき、しかるべき環境の整った博物館、あるいは資料館等の展示できる場所で展示する必要性が生じてまいりました。そのため、林氏は上伊那教育会へ収蔵と展示を委託、そして当時の上伊那図書館併設の上伊那郷土館がありましたが、そこに委託と言いましょうか、収蔵・展示ということになりました。その上伊那図書館が老朽化のために取り壊されながら、その一部が今伊那市創造館として新たに開館したことから、上伊那郷土館から引き継ぐ形で、現在の伊那市創造館に収蔵・展示という流れでございます。

石器が国の重要文化財に指定された昭和63年の頃、村内でも、村で出土した石器は非常に村の大事な財産としてという、収蔵したいという機運が高まり、所有者の林氏へ移譲を要請した経緯がございます。林氏からは、貴重な石器なので整った条件でしかるべき方法で展示できるのであれば委譲してもよい。ただし上伊那教育会、それから文化庁の了承を得る必要があるという話があったということでございます。

当時、博物館等の展示に適した施設は村の中になかったというそういう状況の中で、石器を展示するための施設を造ることはそのとき難しかった。移譲を受けることを断念したという経緯がございます。

創造館のほうでも、神子柴遺跡の出土品等は御存じだと思いますが、いわゆる南箕輪村神子柴って小さい文字で入れ込みだけという状況なんですよ。なので、願いは今重々受け止めながらでございますが、経緯はそういうことでございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） ありがとうございます。

言い伝えというのは恐ろしいものでございまして、いろんな人に聞かれると伊那市に取られたとか、時のリーダーであった当時の村長になるわけですけれども、考古学に興味・関心を示さなかったとか、そのようなことをいろいろ言う方がおりました。調べてみると、同級生のお父さんが村長だったりいたしたところでもございます。

多分、本当に教育関係者なら本当に残念とか悔しいとか思った次第であろうと思いますが、私も今の教育長さんの話の中で、土地の所有者も放棄といいますか、林さんのところ、順番的には優先順位でいくと、土地の所有者がやっぱり権利を持っているということになるものですから、土地の所有者が要らないというから林氏のところで話をということで行っちゃったとき、何でそこに行政の皆さんが少し助言でも支援でもアドバイスでも、村に何とかというようなお話をしていただけなかったのかなというのは、実は先日もある方に、そういう教育長さんのお話を同じことを聞いたんですけれども、私自身はちょっとそう思って、いや、そのときに土地の所有者が放棄しちゃったっていう、そんな簡単に放棄していただかなんで、行政の皆さんがこういうふうにしていただけませんかとかってね、将来にとって大事なものになるからって、何かそういうような御指導っていうのを、本当のアドバイスみたいなものができなかったのかっていうのが非常に悔やまれるところでございます。

でも、これは今の教育長さんにお話ししてもしょうがないことなんですけれども、事情は、その後の経過は、林さんが全てそういう本人の希望どおりに本当に大事に扱っていただいて、今創造館に入っているということだけでもよかったのかななんて思ったりはしますけれども、そのときに土地の所有者のところで、ちょうど所有者は私の自宅の前の方の自宅になるんですけれども、その方のところで本当にちょっと助言が欲しかったなというような感じを受けました。

次の3点目の質問に移ります。

謎の多い神子柴遺跡の評価はということでお尋ねいたします。

最初の発掘から30年後、1988年、昭和63年になりますが、66点の出土品の石器の特色がありますが、古いことに加えて大きくて美しい石斧、石の斧のような形ということなんですか。それで尖頭器で、とがったものですね。それで搔器、へら状のものだとか、あとは削り取るものとそういうものなんですけども、完成されたものばかりで国の重要文化財に指定され、日本を代表する石器という最高の評価がつけました。このことは、逆に手に取って観察したり図化したりという行為が容易にできなくなったそうです。

また、50年後の2008年に調査報告書が刊行されております。この分厚いものが刊行されているものですから、これは図書館にもありますし、神子柴の公民館にもあります。こういうものができたことによって神子柴遺跡は全国的にも名が知れ渡ることになり、神子柴型石斧

として名がついて、出土した遺跡数というのは225か所に及んでおると。東日本、特に中部・関東地方に濃密に分布しております。どういう表現をするのが適切なのかわかりませんが、調べれば調べるほど価値のある石器だなということが理解できます。

この報告書や、もう一つ遺跡シリーズっていうのがありまして、「狩猟採集民のコスモロジー・神子柴遺跡」、今回この私2冊と、あと村誌などで、教育委員会が出している村の史跡っていう本を参考にしているいろいろ今回質問の材料にさせていただいているんですけども、これらによれば出土した石器類が住居であるのか、倉庫・物置なのか、墳墓なのか、交換の場かなど、多くの所説が入り交じり、多くの考古学者の論争にまだ終止符は打たれていないそうです。

残念ながら出土品の実物はないわけですが、発見者の御家族の御厚意により精巧なレプリカができました。遺跡は動かすことはできません。価値ある石器が出土した神子柴遺跡所在の教育委員会として、どのような評価をされているかお伺いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

今お示しのこの本ですが、私も数回しか開いたことがない男なんですが、林氏の願いが込められていると、それによってこれが整ったというふうに受け止めています。

謎の多い神子柴遺跡の評価についてです。

神子柴遺跡から出土した石器は、神子柴系石器群とも呼ばれ、それ以降東日本を中心に全国で同じ形の石器が相次いで出土。議員、先ほどもう詳しくお示しなので、うんと重なるところがあると思いますがお許してください。

神子柴遺跡は、全国で最初に発見された後期旧石器時代末から縄文時代草創期に係る移行期の石器であること、そして特徴的な形状が、先ほどもありました石斧等完全な形であるという、その形を見ることができる、考古学上あるいは学術上といいたいまいしょうか、ベース基準あるいは標識となる非常に貴重な石器でございます。神子柴系石器群をめぐっては、神子柴論争というべき幾つかの議論があります。少しそこを先ほどのお話に詳しく重ねさせていただきます。

2020年10月号の季刊考古学第153号という雑誌があるんですが、そこの中で特集が組まれております。それによると、神子柴論争について大きく四つの観点が挙げられています。

一つ目でございますが、遺跡の性格をめぐる論争で、いわゆるお墓かどうかっていう墳墓という言葉があったり、あるいは墓地説というかお墓の説なのか。それから生活跡、もっと言うと住居跡なのか。それから、当時石斧と尖頭器のとがった石のあれです。原産地制作、消費地への供給ネットワークにおける貿易関係の製品を収納。いわゆる貿易、物を持ってきて物々交換をするときに置いておく収納的な場所というそういうイメージだと思うんですが、デポという言葉も出てくるといいますが、デポとは、先ほどの物流拠点指して物を保管していくっていう、必要によって配送の拠点となる、そういう意味合いというふうにございますけれども、それから交換の場所、それから祭祀というお祭り説などの諸説があります。

第2になんですが、いわゆる実用品なのか非実用品なのか。いわゆる威信用といいたいまいしょうか威厳を示すための物とか儀礼用、儀式に使ったのか、そういうところをめぐる論争。

それから3番目でございますが、渡来したのか、あるいは列島内で自生といいたいまいしょうか自然発生したのかという、石器の出自、ルーツをめぐる論争。

それから第4に、旧石器が縄文かという時代を考証する論争、これがありいずれも結論が出ないまま、今も専門家の間で研究・検証が続けられておるといふ状況というふう理解しております。

議員おっしゃるとおり、非常に価値ある石器が出土した神子柴遺跡です。日本の考古学において重要な遺跡の一つ。村にとっても、次の世代に引き継いでいくべきかけがえのない大切な遺跡というふうに思います。

現在、神子柴遺跡に石碑と、それから平成23年3月に設置した案内看板がございます。一部劣化もあるかなというふうに思っていますが、案内文を新しくすることを含め、新たに看板を設置し直して歴史的にも価値が高い遺跡として、今後活用していくことができるといふことを考えております。

活用の仕方についても、レプリカができて伊那の創造館とかうまく連携が例えば取れて、レプリカが16点だと思いますが、でなくて87点をもし共有、いわゆる特別展とか何かそういう動きができないのかなとか、少しそこを、今縄文ってかなり県内でもいろんな話題になっているところがございますので、何かそこを模索をしていく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） もうこの3点目で神子柴遺跡の話はちょっとおきますけれども、この歴史・文化・遺産を伝える会の要望の中にはもう一つ、石器が出土した土地を今は田んぼの形になっているんですけど、田んぼはつくってないんですが、土地を家などが建たないように保存されたいというそういう要望もありましたので、ちょっとつけ加えさせていただきます。何かのときにまた行政にそういう話があったときにはお願いしたいと思います。今の地権者の方は、自分が健在のときは絶対そういうことはしませんというようなお話もいただいております。

もうちょっと聞きたかったのは、教育長さんの評価の中に、教育長さんの立場として、昔村で何とか置いといていただきたかったかなというそこら辺の気持ちをちょっと言っていたらありがたいなと思って、こういう評価っていう言い方にしたんですけど、いかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 当時の状況をどう振り返るかっていうのは言葉になかなかできないところもあるかなというふうに思っているんですけど、ただ、でもあるいはもしかそういう言葉を重ねてはいけないんですが、もし村の所有になっていけばいろいろな状況は変わっているかなというふうに思うんですけど、私も思うんですけど、どう考古学的な価値とかそこをどう見るかっていうのは、やはりこれは村長さん副村長さん云々でなくて、我々地域の方を含めてみんなでどう大事にしていくかということ、今後も研修といいますか深まりのある学びの中でしていく必要があるかなというふうに思っていますけど、それをどう、今あるものをどう活用していくか、どう継承していくか、それはまたそこに乗っかってくるものだと思いますけども、すみません、明確な答えにはなりませんけども。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 先ほどもうちの村に置けなかったという理由の中に、やっぱり管

理ができないというなお話も、それなりの公開もしなきゃいけない、しっかりした管理があるところによって林先生もそういうふうにおっしゃって、創造館というか向こうのほうにというようなお話もありました。

そんなときに郷土館の話になってくるわけですけども、郷土館は今回聞くつもりはなかったんですけども、簡単で結構です。たまたまうちの4、5、6年の計画の中には、郷土館の建設とかそういうものには一切記述がなかったんですけども、教育委員会の中には郷土館についての考え方、もし簡単で結構ですけども、耐震でない建物でもありますし、ちょっと一言お願いします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 郷土館についてでございます。先ほどの神子柴遺跡に触れますと、そのときに郷土館が例えば今、議員おっしゃるようであればとか、過去の話ですのであれですけども、2回郷土館を建てるタイミングはあったかなというふうに前教育長からもお話を聞いています。

今後に向けてなんですが、現時点では教育委員会としては大きな事業を抱えております。郷土館が今までこういうふうになってきているという状況も加味しながら、大事な願いの一つとして予算上も勘案しながらこれから話を詰めていきたい、そんな所存でございます。前教育長さんのお話の中にあっただと思うんですが、土地を購入したりとか、あるいは道の駅とどうかという話も内々にはあったんですけども、なかなかうまくそのところが成就できなかった、計画にのらなかった、そんな経緯を踏まえてでございます。

いずれにしろ文化財、神子柴遺跡も含めて、村の文化財をどう大事にしていくかっていうのは、今後大事な一つ教育委員会の柱かなというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 4点目のほうに行きます。

伊那街道の保全継承についてということでお願いいたします。

これは大項目の2点目、安全安心対策の推進についてにも関係いたしますが、神子柴地区の伊那市境に大清水川がございます。河川断面が小さいための河川改修と南箕輪沢渡線に歩道設置工事が県により計画され、徐々に進捗が見られております。

かつて中山道の脇往還であった、脇往還という言葉がなかなか難しいんですけど、中山道の補助道路というふうに説明できるんだそうです。東海道にも何か補助道路みたいなのがるように、中山道の補助道路として伊那街道もあったということで、伊那市境は橋もなくここで止まっております。

河川工事に伴い、伊那市への接続はどんな計画をもっているかをお伺いいたします。

また、伊那市地籍は御園地区から伊那部宿につながる観光の位置づけで、商工観光が対応しているようですが、本村では教育的な文化遺産として伊那街道を捉えていますので、これからの保全継承についてお伺いいたします。

御案内のとおり、村内には何箇所かの当時の面影を残すところが見られます。村誌とか村の史跡の本を見ますと3か所ぐらいって書いてあるんですけども、私がこうやって伊那街道をずっと行くと、6か所くらいが該当するんじゃないかなと勝手に思ったりもするんですけども、全村的に説明看板の設置などは検討されていかがでしようかということでござい

す。このことも歴史の会のメンバーさんのかつてのちょっと要望でありました。

村誌によれば、幕末には北殿大泉宿、昔春日街道に大泉宿があったんですけども、通行が少なかったために伊那街道のほうに下りてきたということで、北殿大泉宿ってというそういう名前がついているんだそうです。また、水戸浪士の天狗党の通行など、結構にぎわいのある伊那街道の記述が見られ、興味を持つことができます。

さらには、徳川家光の異母弟に当たる保科正之が関係した高遠藩・最上藩・会津藩との往来にも利用されたのではと想像するところでもあります。村内を縦断している伊那街道を大清水川で止めてしまっただけではいけないと思います。きちんと伊那市につなげてほしいと思います。御見解をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

伊那街道の保全継承についてという御質問でございます。

村内に江戸時代の伊那街道の面影が残る場所、先ほど議員6か所というふうにおっしゃり、私は5か所の認識でございますけれども、また教えてください。としては、久保から木下への崖すその道、それから塩ノ井から北殿宿への明和坂辺、それから南殿美坂、それから不知清水を通り田畑公民館へ通る道、通学道路になっていると思います。それから、神子柴から伊那市御園への先ほどの坂道などがございます。当時の伊那街道の沿道は沢など湧き水が多かったため、水を避けるため山のふちを切り開いて整備されていたと聞いております。

御質問にありました伊那街道の伊那市への接続につきまして、大清水川を挟んで対岸の御園まで整備する必要があること、さらに関係する自治体や庁内の部署との調整が必要になることから、現時点では計画はございません。

保全継承につきましてですが、久保区を例に挙げますと、20年ほど前から地元の方々が先日も除草剤がというお話もいただいておりますが、個人で草刈り等を始められました。今ではゆいの会の有志の皆さんが草刈り、やぶ刈りなどを行っております。

また、神子柴区ではお名前というか団体が出ていますけど、神子柴の歴史文化遺産を伝える会の皆さんにより、看板・標柱が立てられているなど、地区で保全活動が行われているとそういうふうを受け止めています。今でも個人の方が説明看板を設置されたりしている状況があるわけですが、伊那街道はかつての5街道の中の中山道の脇往還という補助道路であり、多くの人や物が行き来した伊那谷の主要道路でございますので、将来的に説明看板の設置等々、検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 今、計画大清水川で止めてしまうというふうに理解していいわけですか。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 現時点では、そこから御園それから伊那部のほうまでつながっていますよね。そこまでをどうするかという計画は持っていないということでございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 計画を持っていなくても、道らしきものを残しておかなければいけない、これは後でもちょっと話がちょうど伊那建設事務所が関わってる工事になるわけで

すが、その説明会の折にも赤線がそこへはあるわけなんです。伊那街道の赤線がちょうど大清水川を渡ったところから西側に上がるその赤線があると思います。それは建設事務所のほうに確認したところ、一応計画としては上がっているということ、計画としてというか道らしきもの、私は簡単な1メートルぐらいの階段状のそういうものでいいと思っていたわけなんです。だから、御園地区へ上がるまでは、南箕輪村で責任を持ってつないでもいいんじゃないかなというふうに考えたわけなんです。

建設事務所との説明会には承知していますということで、だから私はそれを聞いたときに、もう既に南箕輪のほうはそこら辺は了解してくれたのかなということ、ここで再度確認の意味で今教育長さんにお尋ねしたんですけども、じゃあそこら辺のところはしっかり、たまたま今度建設課のほうともつながりになると思います。建設事務所を通しますんで、そこら辺連携を取っていただければと思います。これはお願いしておきます。

伊那街道のほうも、これもゆいの会のときに教育委員会で議論をされた経過もございます。この中には地区主体性を大事にしていくと、こういうふうな保護が必要な文化財と認識している、現状維持を原則とする、記録やデータを残せることを検討したい、保護だけでなく活用していくことも重要、地元の意見を大事にしていく、だから地元の意見も大事にさせていただきたいのと、それから全村的にわたっているということもあれば、その地区でばらばらで考えるんじゃなくて、全村的に今ちょっとおっしゃられた説明会みたいなのをやっていただけるんだしたら、そういうことも考えていただきたいなというそんなふうに思っておりますので、要望なのか提案なのかよく分かりませんが、お願いしたいと思います。

それでは、次のところに移ります。

5点目として、神子柴遺跡と伊那街道を学校社会教育に生かしているかということでございます。国の重要文化財である神子柴型石器が出土した神子柴遺跡、また塩の道、信仰の道、中馬の道である庶民の交通路であった伊那街道について、子供たちへの学校教育、村民への社会教育にどう生かされているかをお伺いいたします。

出土した石器は創造館に実物がありますが、レプリカも相当精緻な技術によって復元されております。神子柴遺跡は1万年から1万5,000年前頃から、現在の神子柴水源地の湧水を利用しながら人が住んでいたことが想像できます。そして、伊那街道もそんなに遠くない歴史ですので、多くの資料が残されております。村を知り学ぶ、郷土愛を深める一助とするためにも、学校社会教育に積極的に取り入れる必要があるのではないのでしょうか。お伺いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。神子柴遺跡、伊那街道を学校・社会教育という御質問でございます。

今お話しにありましたように、神子柴遺跡の石器は29年度に林氏の御親戚の御厚意により、伊那市と村が共同で作成したレプリカが郷土館に展示されています。今は月に1回この6月からですが、第1木曜日ということで、文化財専門員の方のお力をいただきながら見学・説明を受けることができます。また、急にといいいますか、今の木曜日に限らず申込みがあれば、それに応じながら見学・説明を受けることも可能となっております。子供たちの学習の場、学校からも郷土館に足を踏み入れて説明を聞いたり、また地域に出てというそういう状況がございます。学校・公民館のすぐ近くにあるという場所でもあり、作成したレプリカをより

多くの方に見ていただきたい、そんな機会を今後も設けていくことができると考えております。

また、遺跡につきましても先ほど申し上げましたが、看板・案内とか石碑等々、日本後期の大事なものですので、学習に活用できる場としてあそこも今後も整備していきたいと考えております。伊那街道につきましても、これまでも公民館講座として、地域の方がいわゆる地域めぐりといいたいでしょうか、先生方のお力を借りながらということ動いているんですけど、今後もさらにそこをということでございます。

社会教育、それから学校で歴史を探究する機会を大事にしながら、通学路の一部であるということも生活道路になっていきますけれども、歴史を感じられる場所として郷土学習に取り入れることができるといふふうに考えております。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 先ほどもちょっと申し上げましたが、郷土館の例もありますように、目先の物というかどうしても緊急性の高いものだとか、必要性の高いものにどうしても関心が移ってしまうと思います。だから、何となくこの歴史の遺産みたいなものというのはみんな後回しになっているとそういうような感じもいたしますので、教育のところだけは怠らないように、郷土館の建設も遅れるのは仕方ないにしても、学校も学びとかまたリカレント教育じゃないんですけども、大いに頑張っていたきたいとそんなようなことをお願いしたいと思います。

続いて、大項目の2点目であります。

どうしてもいつものことになるわけですが、地域住民の要望というのは、どうしても道を直してほしい、水路を直してほしいというそういうのが多くなってしまいます。安全安心対策の推進でございますが、利便性を高めるため・安全性を求めるための施策はどうしても区などではもうどうしてもできるわけがなくて、大きなお金が必要となるために、村・県・国にお願いということになってしまいます。

新村長になっていることもあり、インフラ整備のことは今後生命財産を守るためのもので長期的な取組として重要でありますから、今回この2点、これから説明させていただきますけれども、村が執行者でないため、県につなぐ村の村長の意気込みについていうか、そういうものを伺いたいと思います。

1点目として、先ほどの大清水川と南箕輪沢渡線の交差部分の工事であります。県工事であるわけですが、長い年月を経過してようやく着工となってきたことは、神子柴地区に住む者として感謝するところであります。河川工事と歩道設置の工事で長期にわたることが予想されますが、県への早期の竣工を切に願いたいと思っております。

また、河川工事については今の計画は緒に就きましたが、南箕輪沢渡線から100メートル上流までとなっております。残りの上流部の未改修部分がまだ1.1キロメートルぐらい残っております。ここは10件余りが連なる人家連坦区域、さらには神子柴地区へ約300戸弱供給する水源地がありますので、災害防止の観点からも安心できる河川断面の確保を願いたいと思っております。

引き続き県への強い要望が必要と考えますが、村長の決意もお願いし、コメントをいただければと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 1番、丸山議員の御質問にお答えをいたします。

安全安心対策の推進についての中で、まずは大清水川改修と歩道設置工事についての御質問であります。

一級河川の大清水川と県道南箕輪沢渡線が交差いたします道路下の暗渠箇所につきましては、過去豪雨により浸水被害が発生しております、以前から県や県議会議員の皆様と現地確認をする中で、改修要望を上げ続けておりました。測量を実施するものなかなかその先には進まず懸案事項となっておりますが、令和元年度からようやく県道南箕輪沢渡線に歩道を設置する拡幅工事の中で、交差部分の河川改修も同時に実施する事業として本格的に動き出したところであります。地元議員の皆様のご長年の御協力に感謝を申し上げます。

説明会から始まりまして、昨年度までに用地測量や伊那市側の物件補償調査まで実施されております。今年度につきましては、用地補償と村側の物件補償調査が行われる予定となっております。かなり大規模な工事となり長期間の事業となりますが、今後も早期に事業が完了するように引き続き県へ強く要望してまいります。引き続き、御理解・御協力をお願いできればと思います。

次に、大清水川の上流部についてであります。私もこの気候変動の時代を受けまして、先日担当課長や担当職員とともに、昨年秋に現地を見てまいりました。かなりうっそうとしたところでありましたが、非常にやはり現地を確認した上で大清水川治水砂防促進同盟会の会長として、昨年10月21日に県庁で地元県議会議員の皆様、また伊那市長とともに長野県の建設部長に改修事業の促進について要望を行ったところであります。水源地付近の倒木の除去や河床の浚渫、河川の拡幅、護岸の改修などを強く要望してまいりました。返答といたしましては、かなり前向きな形でいただいたのかと思っております。

河川工事については、現在も下流から順次やるということは決まっておりますので、引き続き上流部についても途切れない形で、未整備区間についても着工いただけるよう県へ力強く要望し、結果が出せるように汗をかいてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1番（丸山 豊） 先ほどもちょっと触れましたけれども、5月26日に説明会がありました。このときに30名ほどの関係者に来ていただいたわけなんです、今も村長もちょっとお話がありました未改修部分の地権者から厳しい注文が出ていたことは、もう建設課の担当者の皆さんは御存じだと思います。

あの川は、この注文をした意見を申し上げた方は、時間雨量が20ミリを超えると河川がオーバーフローするんだと。それから、河床が洗掘されている箇所が全然補修の様子が見られないけどどうしてなんだとか、村は県にしっかり要望してくれているのかっていう、こういう強い口調で発言がありました。今回の工事のところに入っていないもんですから、また担当する部署が違うもんですから、どうしても維持係みたいところで建設事務所のほうは対応するということになりますけれども、このところが先ほども申し上げましたように、人家連坦区域が上流部にありますと。それから水源地もありますということになりますから、ぜひこのところもまだ残っているということですので、お願いしたいということになるわけでございます。

また、今引き続いて途切れることなくってという村長のお言葉がありましたが、今まで経験的に見ましても、今回あそこで一度工事が終わると、養護学校のほうの大萱地区のほうへどうしていくんじゃないかなというのは、私も経験的に何かそのようなことを感じておりますのでそれはそれで仕方ないにしても、もしできることなら連続して、この一番大事な水源地それから人家連坦区域、本当に狭いところだと思いますので、早期に進めていただきたいなとそんなふうに思っております。

2点目のほうへ移ります。

田畑駅南側の河岸段丘急傾斜地崩壊対策の事業であります。この事業は県林務課の所管になるわけですが、防災マップによればここ一体は保安林であり、急傾斜地崩壊危険箇所となっております。昨年の着工前説明会では、田畑駅近くまで工事が計画されている説明を受けております。やはり今後のことになるわけですが、現在の工事箇所から南側について、数年前に急傾斜地のり面の結構太い立木が強風により折れまして、斜面下部の住宅の屋根を直撃したことがありました。

また、傾斜地のり面を保護してる簡易法枠工も経年劣化により地山との密着性がなくなり、のり面保護の効果が失われている状態であります。現在の計画区間が完成後直ちに南側にとりかかれるような取組、働きかけを今からでも願いたいと思っております。

県に対して地域の強い熱意を表すことが大切であり必要でありますので、村長の強いお気持ちをお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 河岸段丘の急傾斜地崩壊対策工事についての御質問であります。議員の御説明のとおり、田畑駅西側の河岸段丘は保安林指定がされておまして、長野県くらしのマップを見ますと、急傾斜地崩壊危険箇所や山地災害危険地区に指定されている地域であります。

現場を訪れて木々を見ますと、桜やケヤキなど樹齢が30年から長いもので110年以上のものであります。幅広く植生された森林となっていることがうかがえます。また、斜面の傾斜が大変きつい場所ありますので、対策としてこれまで平成2年度以降、順次県治山対策が進められてまいりました。対策後、一部破損や老朽化が見られる箇所が出てまいりましたので、平成29年度から県の復旧治山事業としてのり枠工による改修工事が継続して実施されてきておりますが、やはり地形的な問題や県の予算にも課題がありまして、工事の進捗には課題を抱えている、そういった状況となっております。

御質問の工事計画事業箇所の南側については、現在確認しますと、設置されている構造物も老朽化等により傷んでいる箇所が見受けられます。住宅も近くにあることから、保安林内の治山治雪改修工事を引き続き県に強く要望していく必要性が高いと感じております。

また、村としてもできることはしていかなければならないというところで、風雪害などで倒木があった場合にはそのまま放置しておく大変危険でありますので、所有者の方に連絡を行い、倒木撤去のお願いを確実にするようにしております。そうはいいましてあそこはかなり危険な地域でありますので、工事がいつ、なるべく早い段階で進めていただきたいとは思いますが、お住まいの皆様には防災意識を高く持っていただきまして、何かありましたらいち早い避難をお願いできればと思っております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

この2点の事業、大清水のところも田畑駅のところも垣内県議に大変お世話になった事業であります。お亡くなりになったということで、本当に御冥福を申し上げなければなりません。

また、大清水川のほうの歩道設置については伊那市に関係していることもあり、向山県議にも大変な御尽力をいただいております。来年はもう引退されるという、統一地方選挙引退されるということでもありますので、本当に郡部と市部の両方の窓口になっていた県議さんがいなくなってしまうというそういうことをちょっと私も心配しておりますので、村長には本当に大変な御尽力をかけるかもしれませんけれども、手腕を期待しておりますので、ぜひとも神子柴地区のためにも頑張ってくださいたいとそんなふうなことをお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長（百瀬 輝和） これで、1番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから11時5分まで休憩とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

議 長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

9番、三澤澄子議員。

9 番（三澤 澄子） 9番、三澤澄子でございます。あらかじめ通告いたしました三つの項目について質問をいたします。答弁をお願いいたします。

最初に1として、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の支援事業についてお聞きします。

新型コロナの感染症も3年目に入り、さすがにもう言わなくて済むかなと思いつつ、やはりゼロコロナの状況は期待できない日々が続いています。併せて、ロシアのウクライナ侵略が長期化する中で、燃油をはじめ食料や生活用品まで、新聞報道によりますと8,000から1万点以上の物価高騰が続いており、暮らしや営業を守る対策が緊急に求められています。

そこで1項目として、保育園・学校給食費の負担軽減についてお聞きします。今議会の補正予算では、物価の高騰分として1食当たり6.4円、168万円が上程されています。村では、今までも一人当たり3,000円の給食費補助や風の村米だよりなど地元食材への補助などを行っており給食の充実に努めているところですが、長引くコロナの影響はこれからも続くと思われる。

国では、原油価格・物価高騰等総合緊急対策として地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分1兆円を決め、22年度分として交付されています。実施計画の提出期限は7月29日となっているところであります。使い方は、自治体の実情をつかんで幅広く使えるものであり、しっかり活用することが必要です。村長の冒頭挨拶でありましたように、村交付金は1億1,000万円、補正予算で4,432万円は手当されたところ です。

文科省は、給食費値上げ抑制に臨時交付金の活用を要請しています。文科第3915通達にありますように、ここで資料もおつけしてありますのでこれも見ながらお話をしたいと思います。ですが、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援が掲げられ、学校給食等の負担軽減等として、地域の実情に応じ、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学

校給食が実施されるよう新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を拡充・活用し、コロナ禍において物価高騰に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行うこととされています。

村でも、保育園・学校給食費の負担軽減を緊急に対応する考えはあるかどうかお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号9番、三澤澄子議員、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の支援事業について、その中でも、保育園・学校給食費の負担軽減についてという御質問でございます。

今お話にありましたように、文科のほうから3915の通達が出ておる、それを踏まえながらでございます。

今、その交付金の活用が可能な事業として、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減を行う事業が示されているところでございます。緊急対策の柱の一つに、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援が掲げられ、学校給食費等の負担軽減として地域の実情に応じ、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、またコロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減や、子育て世代の支援に向けた取組を後押しするものでございます。

本村の現状の施策としてでございますが、議員お話しのように、保護者の負担軽減として子供たち一人年間3,000円をずっとやってきております。また一昨年度は、一家庭2か月分の給食費、学校が止まったときにそこに補助はしてきておりますけれども、それから村の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給等により、支給要綱ですね。それに伴い学校給食費は援助ということで、実質負担はない状況でございます。

今回の物価高騰等による本村の緊急対策としてですが、まず学校給食の栄養バランスや量を保った給食提供が実施できるよう、子供たちが食することができるように、また保護者負担が物価高騰によって現時点で増えることのないようにということで、今議会において補正予算をお願いしているところでございます。

内容としましては、議員のお話と重なるのでポイントだけですが、上昇の中で一人当たり6.4円というそういう数字を算出して、給食日数200日掛ける子供たちの人数、それを計上したものでございます。

今後も、現在もいろんなニュースがあるんですけども、給食費を含めて食材等は上がる見込みかなという、素人がこんなこといっちゃいけないですが、今後も上がる可能性が当然あるわけで、その状況を見ながら、また臨時交付金を村の使い道の中でということでそれを勘案しながら、保育園・学校給食費の負担軽減については効果的な対策をとということで進めていきたい、そんな考えを持っております。よろしく申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 今後も上昇は考えられるということでありましてけれども、新聞報道によりますと、箕輪町では3か月間保育園から小中学校まで無料にするという報道や、宮田村・中川村などもこれに続いて直接補助という形を取っていると思います。いろいろ今、子供たちに対しても緊急対策としていろいろ打ってきてはおりますけれども、こういうやり

方が一番公平でしっかりとした対策にはなるのかなと思います。期限は7月29日ですので、その範囲の中で直接補助というものをもう少ししっかりと考えていただければいいのかなというふうには思っております。

では、2番目に移らせていただきます。

臨時交付金の事業者支援についてお尋ねします。

今も申しましたように、資料1にありますように、事業者支援について活用可能な事業がいろいろ挙げられております。村では、今議会で運送業への燃料高騰対策応援金と畜産農家への飼料高騰対策支援事業、12月議会では施設園芸農家への燃油補助、これは10件で100万円あまりになっているそうでありますけれども等を行ってきました。負担増に応じた補助であり、それぞれの事業継続への支援となっていると思います。福祉施設への支援については、議会としても第2弾を要望し、昨年度で一律10万円の支援がされております。

そこで、社会福祉協議会についてでありますけれども、社会協議会は生活困窮者支援から障がい者・高齢者・介護保険事業など村の社会福祉の多くを担っている中で、コロナ禍の中でも社会福祉協議会の役割をしっかりと果たすために頑張っています。しかし、燃油の高騰は事業運営に大きな負担になっており、一律10万円で解消できるものではありません。

また、報告3号による大芝の湯については、原油価格高騰の影響を受け光熱費の支払いが予想以上に大ぶれし、大きな打撃を受けたとあります。箕輪町のながたの湯では、入浴料を100円下げて利用の促進を図ると同時に、1,500万円の支援をすることで事業継続の支援をしています。コロナ禍と物価高騰の緊急時に、どのような対応を自治体とするのかの姿勢が問われています。工夫を凝らしての対応を求めるところでありますけれども、村の対応をお聞きしたいと思います。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 9番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

事業者に対する燃料高騰の負担軽減を、また赤字決算になっている社会福祉協議会、大芝の湯などへというところで御提案をいただいているところでございます。

まず村といたしましては、議員から説明がありましたが、燃料費の高騰が経営に与える影響が大きい運送事業者・農業事業者には、負担軽減を目的として応援金の支給を行っております。しかしながら、今後全ての事業者に対して実施するというところは現在考えておりません。

しかしながら住民生活、こちらへの影響も多大であります。そのため、全世帯への支援については現在商工会とも一緒に検討しているところでありまして、今後遅くないうちに御提案をさせていただき予定でありますので、御審議いただければと思っております。

次に、社会福祉協議会や大芝の湯など、村が事業者指定管理をお願いしている部分であります。事業者と事前に結んでいる指定管理業務委託仕様書の中には、物価の変動に伴う経費増については基本的に指定管理者が負担するとしております。ただし、例外として著しい物価変動が発生し収支計画に多大な影響を与えるものについては、別途協議すると規定をしております。

今回の事例につきましては、私はこの例外規定に当たると考えております。ですので、この指定管理業務をお願いしている部分につきましては村でも負担をする必要があると判断をしておりますので、事前に仕様書で取り決めをしておき、別途協議を重ねまして今後

決定してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） じゃあ、引き続き生活困窮者支援、こども食堂等きめ細かな支援をとということで、先ほど笹沼議員のほうからも、生活困窮者に対してのどのぐらいの認識とかそういう点について今お話をされましたけれども、2008年のリーマンショックで多くの労働者が解雇等により生活困窮になる、いわゆる派遣切りと言われた上伊那でも深刻な実態が浮き彫りになったことがありました。生活困窮者の命と暮らし・雇用を守ることを目的に、2009年にSOSネットワーク上伊那の取組が始まりました。上伊那医療生協の組合センターが事務局となっており、今も続いております。たくさんの人々が関わりながら生活支援に取り組みました。私も村在住の日系ブラジル人家族の皆さんと知り合い、役場福祉課と連携して生活立て直しに取り組みました。

2020年、新型コロナウイルスがパンデミックとなり、上伊那でも外国人労働者集団解雇の報道や生活困窮などの相談が増えました。急遽無料相談会を開催し、弁護士や医療関係の相談員等専門家も加わり、月2回生活物資の配給に取り組んでいます。相談会は50回を超え、登録した数は270人以上で毎回20人くらいが訪れております。以前は外国の方が多かったのですが、今回の相談会は日本人の若い方が多いのが特徴で、生活困窮の深刻さが分かります。村在住者は10%を超えており、真に困った人への支援をどうするのが課題だと思います。

また社会協議会では、令和3年度から企業等からの寄附金を原資として、あんしんつなぐネット事業やすこやかフードバンク事業を行っており、職や生活に困窮する世帯の支援につながっていますが、支援回数を増やしてほしいという要望も多く、村内で独自で支援体制が構築できない部分には、こども食堂等も含めてですけれども今ある支援の強化、要するに回数を増やしてほしい、フードバンクとかなどについて直接的に、今先ほど申し上げた生活困窮者、箕輪町で今やっているわけでありまして、南箕輪の皆さんもかなりの部分利用しているということもありまして、そういうところへの現在直接補助が村としてできないか。先ほど言いましたように、フードバンク事業などは県の事業とか企業からの支援とかっていう形ですが、村でさらに支援をして回数を増やしていただくことが大事なかなと思います。村独自でできればいいわけでありまして、そこら辺がなかなか現在では難しいところがあります。

箕輪町では、この生活困窮支援者への事業者に300万円支援するという報道もありました。具体的には、南箕輪でもぜひそういう取組をとという要望でございます。お願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 生活困窮者への支援に関する御提案であります。

村では、この生活困窮者へのきめ細やかな支援というところでは、社会福祉協議会に中心となっていて、フードバンク事業や議員御指摘のあんしんつなぐネット事業、そういったところをやっているところでございます。

結論から申し上げますと、社会福祉協議会と協議を重ねて、必要であれば村から社会福祉協議会に支援をいたしまして、社会福祉協議会が中心となってやっていくのが今の村の現状としては最も望ましいのかなと私は感じております。

先日社会福祉協議会の局長とも意見交換をいたしまして、現状の数字などの確認をしたと

ころであります。その際にそういった意向も伝えておりますので、さらに具体的にすこやかなのフードバンクだとか生活支援事業を増やすことができないか、そういった要望を受けてどう判断しますかというところは、これから協議を重ねてまいりたいと思っております。

議員に御指摘いただいたあんしんつなぐネットをもう少し詳細を説明させていただきますと、今社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの世帯に向けて、まずは貸付けとして生活福祉資金特別貸付というものを実施しております。ただ、この貸付けにつながるまで一定の隙間の時間ができますので、そこを子供関連の物資や費用、ライフラインや燃料費等に対する迅速な支援を行うという意味で、あんしんつなぐネットを昨年度から開始をしているというところであります。

また、そのほかにもすこやかリユース事業として、園児服や中学校の制服、ハーモニカ、文房具等をリユースする事業も社会福祉協議会が中心となって行っていただいております。繰り返しになりますが、社会福祉協議会に村でも補助金による財源支援や把握された相談事例に関して、これからも協働で支援をしてまいりたい意向であります。

また、こども食堂に対しましては、こちらでも物資の提供を社会福祉協議会から行っていただいているというのが現状でありますので、お伝え申し上げます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 社会福祉協議会については、本当に頑張っていただいております。その点について、村からも積極的にやっぱり関与していただくということで、しっかりとお願いしたいと思います。

あと、やっぱり生活困窮者が今先ほど言ったように、日本人の特に若い世代が多いということが実態でありまして、これは本当に深刻だなというふうに思っております。その部分についてはなかなか直接的に村から関与するという形はとれません。ですので、本来は村でそういう相談会や直接的な相談会みたいなものを開ければいいんですけどもなかなかそこができないので、ある意味相談窓口を一つ設置することが必要なというふうに思いますし、その部分について村として関わっているところについて、できる支援があるかどうかまた検討していただければなと思いますが、どうでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤千登世） コロナの関係の生活相談の窓口は、健康福祉課の福祉係のほうで看板等を設置して実施をしておりますので、また何かありましたら御相談をいただけたらと思います。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） それでは、2番目の項目に移らせていただきます。

福祉医療費窓口無料についてお聞きします。

子ども医療費は8月から完全窓口無料となります。村が昨年いち早く実施を決め、今年の上伊那の市長選でも各候補が完全無料を表明し、その後箕輪町・辰野町でも完全無料に進んでいます。上伊那での牽引の役割を南箕輪が担ったと思います。

私は県の福祉医療給付制度の改善を進める会として、福祉医療費給付制度の改善を求めて20年以上運動をしてきました。その際、子供と障がい者等の医療費は一体のものとして2015年署名活動を行いました。村での署名で、ひまわりの家での署名数は、短時間で驚くほど多

くの署名を集めてくれました。皆さんの切実に思いが伝わりました。県への陳情と合わせて村へ私が出した陳情は賛成が1でありまして、不採択になりとても驚いたわけでありすけれども、たくさんの署名と県民の思いが実を結び窓口無料が実現しました。

しかし、500円の一部負担金と障がい者、母子・父子家庭への福祉医療の償還払いは残ってしまいました。今年度からは子供の500円もなくなります。今まで多くの皆さんと実現を求めて運動をしてきて本当によかったと思いますが、そこで残された障がい者、母子・父子家庭への福祉医療について、対象者数と一部負担金の額はどのようなものなのかをお伺いします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 対象者数、一部負担金の額を簡潔に御説明申し上げます。

2022年4月1日現在の福祉医療費の受給者証交付数は、村全体で4,274名となっております。そのうち障がい者の方は526名、母子の方が217名、父子の方が14名となっております。

次に一部負担金の額であります。令和3年度の数字で申し上げますと、障がい者の方が540万円あまり、母子と父子を合計して61万円あまりとなっております。

議 長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

子供の部分に言えば、年間で1,500万円ぐらいかと思えます。本来、やっぱり福祉医療というのはこの一帯のもので進めてきたものでありますし、本来一番必要とされる方は、私は障がい者、母子・父子の部分だというふうに思っております。子供とは切り離されてしまいましたけれども、やはりこのところを一体に進めることが一番大事なことではないかと思えます。

最も必要とされる障がい者、母子・父子家庭への福祉医療窓口完全無料化を、村として進める考えはあるかどうかをお聞きします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 窓口完全無料をという御提案であります。

現在、18歳以下の児童を除く障がい者、母子・父子の方、さらに村では低所得の高齢者の方については、現在は償還払い方式で一旦医療機関の窓口において医療費を支払っていただいたあと、自己負担分の500円を差し引いた額を福祉医療費として本人の口座にお支払いをしております。

この償還払い方式につきましては、この対象者の方々に対しては、県内全ての市町村で同様に支払われているというのが現状であります。すなわち、窓口での支払いを完全無料にしている、現物給付型を取っているところは現在のところないというのが実情です。

その理由の一つといたしまして、仮に窓口無料イコール現物給付方式を採用した場合、国民健康保険事業に対する国からの交付金が減額されるという大きなペナルティーがあります。村の国保財政にもかなり影響するほどの額で、慎重な検討が必要であるというのが現状でございます。金額で申し上げますと、仮に障がい者、母子・父子の方を窓口無料、現物給付にした場合ですけど、大体ペナルティーで約900万円、年に900万円のマイナス、そして自己負担金500円、これをトータルした額、先ほど最初のところでお答えしましたが、足すと600万円ほどになりますので、窓口完全無料を村が県で一番最初に実現した場合、年間約1,500万円ほどの負担増となってしまうというところがあります。

また少し観点を変えますと、村では障がい者への医療費補助として、福祉医療費助成制度のほかにも自立支援医療費として医療機関での支払いが1割負担となるものや、精神通院治療の場合で国民健康保険に加入されている方については窓口の支払いが不要になるなど、できる限り受診者の負担軽減を図るような補助があります。ですので、この償還給付方式を継続したほうがほかの制度をしっかりと活用していただくことにもつながりまして、ほかの制度を使っただけであればその分村の負担は減ってまいりますので、そういったところもうまく整理していかないと、この窓口完全無料というのはなかなか金額の面で難しいのかなというのが現状であります。

やはり一番大きいのは、国保のペナルティーの900万円という数字であります。ここが国のほうで枠を外していただければ現物給付にしていく可能性、そういった道も出てくると思っていますので、三澤議員のほうでも20年続く活動を続けていらっしゃるということで大変感謝を申し上げますが、引き続き力強い運動をお願いできればと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 確かにこの障がい者の皆さんの部分は国保の加入者が多いわけでありまして、本当に自治体が頑張って支援しようと思っても、この国保がペナルティーってどういうことなのかなって私はいつも疑問に思うんですよね。だから、やはりそのところを今言われたように、しっかりとこのペナルティーをなくして、本当に自治体が頑張って支援するところに国が支援するというのが本来の姿ではないかと思うので、その部分についてはしっかりとまた運動を続けていくと同時に、やっぱりたしか栄村は障がい者も含めてやっているという話を聞きましたけれども、なかなか大きな自治体になればなるほどその負担は大きくなるというふうに思いますので、経過の中ではありますけれども、できるだけ村として独自の支援ができる形をこれからも続けていただきたいと思ひますし、できれば本当に完全に無料化を一緒にやればというふうに思ひますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは3として、憲法を暮らしに生かす取組について質問します。同じタイトルで2019年6月の定例会に質問をいたしましたので、参考に一般質問の資料をつけておきました。前唐木村長のときの最後の年かと思ひます。

毎年5月3日の憲法記念日のつどいに参加しております。今年は弁護士の椋大樹さんの檻の中のライオンの講演でした。こういうものでありますけれども、椋大樹さんというとても難しい字の方でありますけれども、檻は憲法、ライオンは国家権力に例えています。いきなり、憲法のルールを守らなければいけないのは誰でしょうというクイズが出されます。6対4で間違いが多かったです。答えは、日本国憲法99条憲法尊重擁護の義務、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」この議場にいる人は全部対象かなと思ひます。憲法を守るべき立場の人であります。

前にもお話ししましたが、私が憲法について学んだのは中学校3年生の社会科の授業でした。伊那市の東部中学校に3年で4校を統合されて入学したわけでありましてけれども、そのときの担任が社会科の教科を教えてくださいました、村出身の倉田太郎先生と言ひまして、前の公民館長のお父様でありますけれども、最初の授業が日本国憲法の前文を暗記しなさいというものだったので、繰り返し読んで空で言えるようになりました。今こうして議会で発言で

きる原点になっていると思います。何よりも私は憲法を大事にしたいというふうに思っています。

藤城村長さんが村長選に出ると言われたときに、テストをさせていただいた経過があります。日本国憲法の3原則を述べよというものでした。村長はすぐに答えられましたので、合格となりました。そういう経過もあります。やはり憲法は、この行政をやっていくものとしては本当にしっかりと守ることが何よりも大事だというふうに私は思っています。

今、ロシアではウクライナに侵略し、日々戦争状態がニュースで流されます。今の時代にどういう理屈をつけても許される行為でなく、毎日胸が痛みます。一日も早い停戦をウクライナに、平穏な日々をと願わずにはいられません。けれど、その状況に乗じて核兵器の共有や防衛費を2倍にして敵基地先制攻撃能力を高めるなどという声が大きくなる動きに、かつての日本が戦争に突き進んだ時代に戻される危機感を覚えます。言論の自由が至るところで侵され、民意を無視して進められる国策という名の強権政治と、どうして人の命が大事にされない政治が続くのか、もう一度問い返したいと私は思うわけであります。

村では、憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」ということにのっとり、昭和59年12月14日、非核平和村宣言に関する決議をしました。役場入り口に非核平和都市宣言の村を標柱として建て、広く村民に知らせてきました。2019年に老朽化を理由に撤去され、懸垂幕設置に変わりました。その時々でスローガンは大事だというふうに思いますし、村民に広く知らせていくことが大事だと思いますけれども、今こそこの非核平和都市宣言を常設にすべきだというふうに思います。平和の大事さを若い世代に引き継いでいくそのシンボルとしたいと思うんですけれども、村のお考えをお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 非核平和都市宣言の懸垂幕を常設にという御提案であります。

三澤議員の一般質問等も受けまして、村では令和2年に懸垂幕の設置個所を一つ増設し、現在同時に2枚をかけられるようになりました。一方、PRのための懸垂幕は複数枚ありますので、一つの懸垂幕を常設するとなりますと、残り一つをほかの複数の懸垂幕で回していくというような状況にはなりません。

これまで、どの程度非核平和都市宣言の懸垂幕を掲示してきたかと申しますと、基本的には反核平和行進や終戦記念日の関係から、来月7月から9月中旬までとさらに12月から1月に掲示を行ってきたという背景がございます。ただ、議員御提案のとおり、現在ウクライナ侵攻また北朝鮮のミサイル発射、また国内の様々な動向など、世界を取り巻く情勢は過去に比べてかなり危機的な状況になっているのかなと私も感じているところであります。

ですので常設は難しさがあると思いますが、スケジュールの管理を行う上で、どうしてもというところがなければ優先的にかけるようにしていただくよう先日指示をしたところでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 2番目としてお聞きします。

平和学習についてであります。

小中学校での平和学習の取組については、2019年の一般質問で、教育長から小中学校での

学習は丁寧に説明をいただいております。しっかり頑張っているなということは思っております。その後、コロナ禍で体験学習が大きく制限されたこともあり、なかなかその学習が少なくなっているというふうに思っております。ロシアで起こっている戦争が決して他国のことではないことを学べる場所として、満蒙開拓平和記念館があります。体験学習として位置づけ、取り組む考えはどうかをお聞きします。

ちなみにですけれども、昨年第61回上伊那母親大会がありまして、そのときに松久さんという方が旧陸軍登戸研究所の真実、高校生の発掘したふるさとの歴史という講演がございました。村長はしっかり聞いていただきまして、その後ちょっとシンポジウムを村で計画したというふうに聞いております。ただ、コロナ禍でそれが流れてしまったということもお聞きしております。そういう姿勢があるということは本当に承知しておりますし、これからもそういうものについてしっかりと村としても取り組んでいっていただきたいと思うわけでありまして、満蒙開拓平和記念館が国策で進められ、県内では全国最多の開拓団員と青少年義勇軍が満州へ渡り、およそ半数が現地で命を落とした歴史を継承するために、自治体パートナー制度が創設されています。

現在、県と県内自治体27団体が参加しているというふうに報道されております。村でもこれに参加して、多くの村民の学びの機会にしてはどうでしょうか。加入特典として、市町村の入館料が無料になるとかいろいろ資料を提供していただけるとかいう話があるようであります。ぜひそういうことで、しっかりと戦争を学べる場所として、県内にある施設を村として教育の一環としてぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） お願いします。

三澤澄子議員、小中学校での平和学習の取組を、また下伊那郡阿智村にあります満蒙開拓平和記念館における自治体パスポートへの加入についての御質問でございます。

議員お話のように、平成元年6月議会において御質問を受け、小中学校それぞれ……。平成ではないですね、令和元年ですよ。大変失礼しました。取組や戦争体験を語り継いでいくことの大事さを共有されてきました。現在、今の小中学校での取組についてお伝えいたします。

小学校ですが、国語で戦争中の読み物教材を扱う際には、歴史的な背景・当時の社会状況・社会情勢等に触れ、登場人物の生きていた時代がいかに悲惨で大変だったか等を考え合う学習、6年生の歴史学習では、人と人が争っていた時代、命をかけて戦っていた時代と現在の社会を比較し、平和の尊さについて考える学習等が実践されています。南部小学校では、今申し上げました歴史の学習を基に平和学習へ発展させ、昨年度は6年生が修学旅行で松代大本營の見学を行っています。長野県と戦争との関わりについて考える学習を進めております。

小学校においては、先ほどのように過去に教科等を通してということの発展になるわけですが、事例の一つとして、満蒙開拓団について扱うということは考えられるかなというふうに思っております。例えば総合的な学習の時間で平和学習に特化して取り組む学級があれば、学習の一環として先ほどの満蒙開拓平和記念館を訪れることも考えられるかなと思っております。毎年訪問していくっていうのを組んでいくっていうのは難しさがあるかな

と思いますが、選択肢の一つとして考えられるかなと思っています。

中学校ですが、今年度の3年生ですが、修学旅行と平和学習を重ねながら、昨年度2年生のときから学習を進めてきています。満蒙開拓団について学ぶことを通して長野県の戦争の歴史への理解を深めるとともに、子供たちの持つ本当の知性と感性を豊かにすることを目的の一つとしています。昨年の人権学習では、伊那公園に義勇軍の碑、それから少年の塔がございませぬ。について扱ったあと、満蒙開拓団について学習を深めております。来月7月に阿智村満蒙開拓平和記念館を訪問予定であります。11月には長野市の松代大本営、上田市の無言館ということをして、いわゆる修学旅行の一環として組んでいます。

各学級において担任の裁量によるんですけれども、ニュースや新聞等を取り扱っていく、その中にウクライナの戦争も合わせて扱っている学級もあるかな、あり得るというふうに思っております。小中学校とも平和学習の発展、学びの深まりとして満蒙開拓平和記念館を地域の方から語り継ぐということを含めて、そういうことも含めながら選択肢の一つとして行き着くと考えております。

実は、今朝NHKを御覧になった方、この本が紹介されていたのを御存じでしょうか。谷川俊太郎さんの「へいわとせんそう」という、私も全部は見えてないんですが、あっと思いながら見てみると、「へいわのボク、せんそうのボク」それから、例えば「みかたのあかちゃん、てきのあかちゃん」同じですよねっていう。それで、これについて子供は本当に自分の気持ちをうんと重ねてっていう番組だったと思うんですけど、ただ小中学校の平和学習もそうなんですけれども、本当に小さい頃から人々の人権も含めて、そういうみんなしっかり生きていいんだよとそういう世界を描くっていう、そういうところも大事かなってちょっと添えさせていただきました。

それから、満蒙開拓平和記念館における自治体パスポートの加入についてお答えいたします。協力金は年間一口5万円、それから特典として、自治体が満蒙開拓に関連するイベントを開催する場合には資料の貸し出し等を行っていただけるというようなこと、それから市町村民の入館料が無料になる日を設けるといふ、そういうことがあります。子供たちの学習の一環、選択肢としての位置づけも大事と考えますが、長野県あるいは上伊那の歴史、特に下伊那もそうですけれども、それを考察したときに子供たちだけではなくて地域の方の平和学習の場、機会となると思っております。加入について前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。しっかりと学んでいく、今年はそういう年になるのかなというふうに思っております。

満蒙開拓と言え、村でも人数の方が行っておいでになりますし、今でも語れる方がおいでになると思っています。なかなか最初のうちは口を閉ざしておいでになったという話も聞いておりますが、今はやっぱり伝えなければという思いはそういう方たちに本当に強いと思しますので、そういう地域の方たちとも結んで、やはりきちんとこういう歴史を伝えていくことは大事かなというふうに思っております。

先ほどちょっと憲法の話をしましたけど、私は中学3年のときにしっかり学んだという記憶がありますけれども、憲法そのものについてやっぱりきちんと学んでこなかったというか、

ちょっといろんな人に聞いてみますと、そういったことを勉強したことが、記憶がないみたいな言い方をされる方が結構多いわけです。憲法学習っていうものが一番根本にあるとは思いますが、やはりきちんとそういうところを学んでいくことがこれからの子供たちの世代に平和な時代を伝えていくということの一番基になると思うので、しっかりとそういう点では学習に取り組むということが大事かと思っております。

3番目として、前唐木村長にお聞きしました。憲法を暮らしに生かす取組をとということで、根本の平和憲法を守るとしっかりと答えておいでになりました。平和首長会に参加して努力しているというお話も聞いたところでもあります。ぜひ村長さんのお考えもお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 平和首長会議に関する内容であります。南箕輪村はおっしゃるとおり、私の前の唐木一直さんが村長だった時代、2009年12月にこの平和首長会議というところに参加をされております。私もこの会に継続して参加することは重要であると思っておりますので、特に引き続いてこの会議に参加をするというところでもあります。

ただ、ちょっとコロナの関係でこの会の活動自体4年間隔で総会等が行われていたんですが、前はホームページを見ますとそういったことも行われていないようでもありますので、また活動が再開されたら可能な限りで参加を検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） ありがとうございます。

やはり、この村が本当に安心して暮らせる村ということの中で、しっかりとした取組を今後も続けていただけるということで安心した次第です。

以上で、私の一般質問を終わりにします。

議長（百瀬 輝和） これで、9番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩とします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時29分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

4番、登内瑞貴議員。

4番（登内 瑞貴） 議員番号4番、登内瑞貴です。提出した通告書に基づいて質問させていただきます。

一つ目の項目、コロナ対策について。

コロナ感染症は4月の感染拡大も落ち着きだし、県内感染者数も2桁台になるなど、落ち着きを取り戻しつつあります。国や県の対策方針も、経済とのバランスを見ながらコロナとの共存へとかじをとっているように思えます。ただ、現状を見ますと、第3回ワクチン接種の接種率の低下、未接種者が多い若年層での感染拡大、またそれに伴う家庭内感染などの事例も見受けられ、社会生活への影響はいまだに大きいものがあります。

このような中、第4回目接種が6月より開始となりますが、当村の第4回接種対象者は厚生労働省発表の内容と同じく、1、60歳以上の方、2、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認

める方となっています。

そこで伺います。現状、対象者以外が4回目接種をする場合自己負担となりますが、補助金や助成金整備が不十分な中、行政として一定の補助が必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 4番、登内議員の御質問にお答えをいたします。

第4回ワクチン接種の方針についてというところで、今回政府の方針で対象にならない方への補助等について、村ではどう考えるかという御質問をいただいております。

そうなってまいりますと、現在4回目接種の主な対象者につきましては、議員御提案のとおり、60歳以上の方と60歳未満18歳以上の方でありますので、18歳以上から60歳未満の方の中で希望する方にどういった補助をしていくかというところであります。

現状、今回政府のほうで、4回目接種については主な目的が重症化予防となっております。今までは主な目的は感染防止が第一だったんですが、重症化予防ということで方針が大きく変わりました。そういった中、若い世代についてはあまり重症化のリスクが高齢者に比べて高くないというところで、対象から外れたのかなと私は考えているところであります。

そういった中、正直申し上げまして、現在この4回目接種の対象者以外に対して、村が何かしら補助をして行うというところは現状考えておりません。まず、ワクチンの数自体も現在政府はこの対象者を見込んで用意をいただいておりますので、まずワクチンを入手できるかというのが課題になってくるのかなと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 職域接種など、まだちょっとワクチンを必要とされる方はいると思いますので、前向きに御検討いただけたらと思います。

次に移ります。

先ほども触れましたが、上伊那郡でも小学校等において集団感染が発生し、学級閉鎖や学校閉鎖などが行われています。また、一度集団感染が発生すると家庭内感染により感染が拡大する傾向もあります。

そこで伺います。現状の集団感染対策はどのように行われていますか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 登内瑞貴議員、コロナが落ち着いている状況にはありますが、まだ郡内をはじめ子供たちが感染していくというそういう状況もあるというふうに認識しております。お話のように、感染拡大防止に向けながら教育活動・学びをしっかりと保証していきたい、そんなことをしっかり今後もやっていきたい、そんなことをベースに置いております。

感染拡大防止に関してなんですけれども、今までと基本的に学校の中は、例えば手洗いあるいはその前に健康チェックカードを学校に持って行くとか、そこは変わらないということできています。ただ、例えば体育のときにマスクを外す、前からそうでしたけれども、今登下校もマスクはどうするかとか、そういう状況も学校のほうから保護者の方へしっかり、子

供たちももちろんですがアナウンスをしているそんな状況がございます。

大きな一つの集団感染という学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖というそういう状況を、できるだけ学びの保障のために止めたいと。そういう中で、昨年度2月、3月とかあるいは今年4月になっても、子供さんが一人陽性になったらクラスを閉鎖しよう。そのときの状況にももちろんよるんですけども、そういう考えでできていました。村の中や教育委員会あるいは校長会とも相談をしながら、一人陽性の場合にクラスを止めるのは、現在の感染状況からしてどうだろうと。そんなことで話し合い、あるいは今までの事例を検証しながらの4月でした。

実際には、長野市がその時点で複数の、2人以上の陽性の子供さんがある場合に学級閉鎖、4年から6年生です。1から3年生は一人という場合があったんですけど、長野市とも問い合わせをさせていただいたり、それから伊那保健所とも相談をさせていただいて連休明けの様子を見ようじゃないかということで、連休が明けて5月の17日付だと思いますが、県のほうから、一人陽性のお子さんが仮に出てもクラスは止めない、複数あるいは状況によるんですけども、濃厚接触的なお子さんがいたらあるいは風邪症状のお子さんが複数いたら、そのときにクラスを閉鎖しよう、そんな方向でできています。

そういう状況の中で、例えば村の中の例ですと、どこの学校かは申し上げませんが、1クラスそういう状況があったんですが、実際にはクラスを止めないで行事等もこなしてきている、そんな状況があります。対策というのは今までと変わらないというふうに見ていますが、先ほども申し上げましたけれども、どう学習を進めることができるか、そこを例えば行事も含めてどうしたらいいのかというのは、学校あるいは教育委員会も一緒に考えながら現在に至っているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 特に小学校ですけれども、未接種者が多い中で難しいかじ取りになるかと思っておりますけれども、子供たちの学びを止めないようによろしく願いいたします。

次、3番に移ります。

コロナ感染症の助成金の周知について。

小学生のコロナ感染に伴う親御さんの休業については、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金というものがあるのですが、申請者が事業主ということもあり認知があまりされていないのが現状です。このような助成金の利用については、行政側がしっかりと広報をする必要があると思います。

そこで伺います。コロナ感染の助成金の周知について、どのように行われていますでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） コロナ関連の助成金の周知について御質問をいただいております。

村でまず行っている村の事業として行っている助成金であります。こちらは村の広報誌やメール配信、ウェブサイトまたは地元の新聞社の皆様に記事にさせていただきましてお知らせを行っているところであります。

その中で、助成や給付の対象である個人や事業者が特定できる場合には、直接郵送等で通知をしております。さらに期限が迫っていても申請がない場合には、基本的には再度申請を促す通知を丁寧にお送りしております。ただ、一部期限等が短い場合には送っていない場合

もございます。

また、ウェブサイトでは新型コロナウイルス感染症関連情報のページに助成金・給付金のメニューを設けております。議員から御指摘いただいた学校関係の助成金については、おそらく県や国が行っている助成になります。そちらのほうは基本的にはそれぞれの国や県のウェブサイト調べていただくことが多いと思っておりますが、村のウェブサイトからも国や県のサイトへリンクできるようにしてまいりたいと思います。

実際村の中でも、学校のところは多く問い合わせをいただいたというのがありました。そちらについて、教育委員会のほうで別途何か行ったことがあれば補足でいただきたいのですが、よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 国のほうから、学校が例えばお休みのときにその親御さんの就業に関しての助成とかそういう制度は承知しているんですけども、親御さんにもお伝えしながら、あるいは児童クラブが止まった場合とか、あとは村オリジナルでというところは私のほうでは動いていない状況があるんですけどもということでよろしく願いしたいと思いません。

あと、少しお時間いただいてもいいですか。

要保護・準要保護の御家庭、今タブレットをお家へ持ち帰りますよね。その御家庭への補助、月幾らとか500円だと思いますけれども、そういうような助成のほうは動いているかなというふうに思っています。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 私の会社の従業員もそうですが、私の妻のほうも知らなかったような形なので、あまり周知が徹底されていないのかなど。知る機会がなければ利用もできませんので、そこら辺は村民のところを考慮いただいて広く周知していただければいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次にまいります。

物価上昇について。

現在、コロナ禍の供給制約や経済の再開に伴う需要増加により、原材料価格の上昇やウクライナ侵攻により急劇な物価上昇となっています。特にエネルギーと食料分野の上昇が顕著で、住民生活にも少なくない影響が出ています。

そこで伺います。急劇な物価上昇により本年度の予算にも影響があると思いますが、現状予想される影響についてお聞かせください。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 物価上昇について、その中で今年度予算への影響についてというところで御質問をいただいております。なかなか予想が難しいところではありますので、現時点の考え方というところでお伝えをさせていただきます。

まず、歳入歳出がありますが、歳入に関する内容であります。

世界的にウクライナ侵攻の影響による資源価格の上昇を受けまして、石油・石炭製品や鉄鋼・金属など資源関連を中心に幅広く値上がりしている状況です。今年4月時点の輸入物価指数から見ますと3か月連続で上昇しておりまして、前年比で44.6%の上昇となっております。石油・石炭・天然ガスや化学製品など、それらが全体を大きく押し上げておりまして、

エネルギー価格の高騰に加えて、さらに円安の上昇もそれを加速化させた面もございます。

結果的に村の予算、歳入に目を移しますと、法人村民税への影響が大変懸念される所々であります。この点につきましては、村内企業の経営状況もお聞きしながら動向を注視していく必要があるのかなと思います。逆に円安でプラスに働く企業も少なくないとは感じております。

次に、歳出に関連する内容であります。まずは燃料費です。燃料費を見ますと、この令和4年度の予算作成時の想定単価と今年の5月の実際の数字を比較いたしますと、レギュラーガソリンが2円、灯油が4円上昇している状況であります。電気代を見ますと、燃料費調整単価の基準になる平均燃料価格こちらで申し上げますと、令和3年12月が1キロリットル当たり3万5,700円だったのに対して、令和4年6月では5万3,500円でありますので、約43%値上がりしている状況であります。

このような状況から、今後冬の暖房需要で灯油の使用量が増える時期に関してはさらなる価格自体が上昇することも考えられますし、電気代も高値で推移するのではないかと考えております。昨年の実績ベースで今年度予算につきましては立てておりますので、年度末に向けまして予算の補正が必要になってくる可能性は著しく高いと感じている所々であります。そんな状況でありますので、燃料費・電気代については省エネ運転、小まめな節電などふだんからできる節約を引き続き徹底をしてまいりたいと思います。

また、私が一番心配しているのは、公共工事の発注であります。建設資材で見ますと、令和3年12月の建設資材価格指数が136.4だったのに対して、令和4年5月には142.5と6.1ポイントこちらも約4.5%上昇しております。こちらも今後さらに高値になっていくと思いますので、庁議という庁内の会議の中では、できるものは早い段階で発注をしていくように指示を出した所々であります。

少し遅かったんですが、村は今年から3年間で大方の公共施設のLED化を行うということにかじを切った所々あります。LED化が進めば節電効果が一定程度あるというところで、こちらのほうはしっかりと進めて節電に期待していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、国内・県内の景気動向を注視しながら適切な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 続きまして、関連としまして2番、公共料金・公共サービスの値上げについてに移ります。

先ほども触れたとおり、エネルギー分野での物価上昇が顕著ということで、公共施設の運営にも影響があるかと思っております。今後、エネルギー問題も徐々に解消に向かうという見方もありますが、長期化した場合、燃料費・設備維持費等の費用増加は避けられません。

そこで伺います。公共料金・公共サービスの値上げについての検討はされていますでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 公共料金・公共サービスの値上げについて検討しているかという御質問であります。

結論から申し上げますと、現時点で村が管理している公共料金・公共サービスの値上げは

予定はしておりません。現在、村民の住民生活も多大な影響を受けておりまして、そのような中、こちらこういったものを値上げするという方針は今のところ考えておりません。

ただし上下水道料、こちらについてはこの物価上昇を要因として上げることはございませませんが、令和4年3月に改訂した水道ビジョンにおいては、適正な料金による健全経営を目的として毎年度水道料金の検討をしておりますし、実際、具体的にはその料金について上下水道事業運営審議会というのを3年に1回開催しておりまして、料金について審議をいただいているところです。ちょうどこの令和4年度がその3年に1回の年に当たりますので、通常の形で上下水道料金についてはこれから審議を重ねてまいりたいと思っております。

その他体育館、そういった公共施設の利用料金だとか学校の給食費も含めて、公共サービスについて値上げは検討はしておりません。

また、指定管理を委託している事業、例えば大芝の湯の入浴料についても値上げはいたしません。現状として昨年度予算の数字から入場者数で割り返しますと、現在入場者一人につき光熱費で360円かかっています。さらに入湯税が150円、消費税が約50円ですので、それだけ足し込むだけでも560円で入場料の500円を60円超えております。そこには運営するための人件費だとか施設維持費とか一切入っておりませんので、かなり厳しい状況であります。本当にこの今回の原油価格の高騰については、もう大打撃を受けている状況ではありますので、今年度その部分については、村からしっかりと支援をしてしのいでいくしかないと感じております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 大芝の湯は3月にも値上げというお話も出ていましたけれども、公共料金が上がるということは村民全体に影響がでることですので、十分に御検討をいただいて進めていただければと思います。

次の質問に行きます。

奨学金制度について。

現在、収入格差の拡大による貧困問題が問題視されており、教育格差についても取り上げられることが増えています。相対貧困率は2016年の調査では100世帯中14世帯となっており、この問題は世代間で連鎖するとも言われており、社会課題の一つです。特に、進学率は全世帯の大学進学率が73.2%なのに対して、生活保護世帯の進学率は半分程度の33.1%まで落ち込みます。また、進学を断念する理由として学力が最も多く78.4%ですが、次いで費用が75.5%という調査結果もあります。こういった問題は当人だけでは解決が難しく、一定の公的支援が必要であると考えます。岸田内閣の示した新しい資本主義の中でも、新たな奨学金の検討を始めています。

そこで伺います。現在、村では奨学金返還支援補助金を行っていますが、利用状況についてお聞かせください。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。登内議員、今奨学金制度に関わって現行の制度の利用状況ということで、お答えいたします。

最初、今村で行っている制度の関係を少しお時間をいただいております。村にある奨学金関係の施策でございますが、教育委員会で行っている奨学資金助成金と地域づくり推

進課で行っている奨学金返還支援補助金があります。

今、最初に申し上げた奨学資金助成は、金融機関から就学のための教育資金の融資を受けた方に融資金の子とそれから保証料を補給するものでございます。利子の支払いを始めてから8年間助成ということになっております。対象の方ですが、村内に住所を有する方、それから指定の金融機関から平成20年の1月1日以降融資金を証書貸付型で借り入れた方、またはその形に切り替えた方、所得のからみも出てきます。等々の対象の方に利子分の補助、保証料の補助をするものでございます。

それから、2番目に申し上げました奨学金返還支援補助でございますが、令和3年度からの制度で、村への若者の移住定住の促進及び上伊那地域への就業の促進を目的としたものでございます。年度内に返還した奨学金の2分の1の額を補助するものです。こちらは1年間の限度額が15万円ということで、5年間補助を受けられることになっています。対象の方ですが、すみません、細かく申し上げませんが、令和4年4月1日以降に上伊那地域において正規雇用で就職あるいは起業された方とか、あるいは就労等をする1年以内に村内へ居住実態等々の対象の方になってきます。

利用状況でございますが、奨学資金助成金は令和3年度14件、29万5,000円の金額になっております。合計でございます。それから令和2年度は17件、39万4,000円となっております。それから奨学金返還支援補助金でございますが、令和3年度2件ということで16万2,000円となっております。

また奨学金ではありませんが、教育委員会では小中学校入学準備資金貸付があります。小学校入学時が5万円、中学校入学時が10万円を借りられる制度でございます。こちらは要保護・準要保護の方が対象となっております。令和3年度では2件で、20万円の利用がありました。

以上でございます。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 2番の奨学金返還支援補助金ですけれども、ちょっと項目が5つあるんですけれども、ちょっと非常に限定的かなというイメージがありまして、この辺のちょっと緩和であったりそういったところも検討していただいて、もう少し幅広く利用できるような形にしていきたいなと思いますので、御検討をよろしく願いいたします。

次にまいります。

2、村独自の奨学金の検討は。

当村は、県内一若い村として現役の子育て世代も多く暮らしており、多くの子供たちがこの村で暮らしています。そういった世代や子供たちのために国の支援を待つのではなく、村として支援できる方法を検討していくべきではないかと思っております。

そこで伺います。

今後も魅力ある南箕輪村であるためには、ここで育った子供たちが不安なく教育を受けられる支援も必要と考えます。その一つとして、村独自の奨学金などの検討が必要ではないかと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。答弁をお願いします。

議長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 村独自の奨学金の検討についてでございます。

自治体独自の奨学金につきまして、全国では給付型奨学金、あるいは一定の条件をクリア

すれば返済を免除するものなどがあります。しかしながら、県あるいは東京都の特別区など、比較的大規模な自治体で運用している状況です。県内でも長野県や上田市、佐久市、諏訪市などで給付型、長野県や松本市、安曇野市、飯田市などで無利子型貸付型の奨学金制度があります。

このように、奨学金には様々な制度があるというふうに承知しているんですけども、奨学金の活用を考えている方への情報提供、こういう制度がありますよっていうそこをしっかりとお伝えすることが大事な、問われればそこをお伝えするというのももちろんですけども、それと村独自の奨学金についてですが、村の財政状況あるいは村民の皆さんのニーズ、ここが大事になると思うので検討してまいりたいなと思っています。

これはうんと個人的なので答弁というふうに含まないでお願いいただければ、いいですか。議長、許されますか。

議長（百瀬 輝和） 個人的な、関連してですか。

教育長（清水 閣成） 議事録のほうはお任せしますが、奨学金を助成しますよ、だから村に帰ってきてください、それもうんと大事なんですよね。個人的な考えです。大事にしながらもその方の学び、将来的な学びを、それをサポートする奨学金が本来の在り方なので、そういうところを何とか描きたいなというふうに思うんです。なので、いろんな自治体でやっている村に云々とか市町村に云々、それも大事なんですけど、さっきと重なる、そんな制度があると今度国の制度がどうなるか見えてないんですけど、昔でいう例えば育英会というのがあって、私も受けた男なんですけれども、村に帰ってきてますが、それは条件になかったんですけども、ということを個人的には思っているところがあります。

いずれにしろ、教育委員会も含めて検討を重ねていきたいと思っていますが、よろしくお願いします。

議長（百瀬 輝和） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 私としても、こちらに帰ってくる帰ってこないではなくて、地元を知って活躍してくれる人材を育てることが未来への投資かと思えますので、この村という考えよりは、地域そして日本をよくしてくれる人材がこの村から出たらうれしいなと考えていますので、御検討のほうをよろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

議長（百瀬 輝和） これで4番、登内瑞貴議員の質問は終わります。

ただいまから2時10分まで休憩とします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時09分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、加藤泰久議員。

7 番（加藤 泰久） 議席番号7番、加藤泰久です。通告どおり、2件について質問をいたします。

コロナウイルス関連も全国的にも少し落ち着きを見せ、上伊那地域・本村においても感染者の数も減少しておりますが、一日も早い終えんを望むところであります。

一方、ロシア、ウクライナ戦争により日本にも大きな影響が出てまいりました。小麦の不足での食料品の値上がり、工業部品の不足による生産への影響、建設資材の不足による工期

の遅れや建設価格の高騰等々、国民生活に大きな支障となっております。一日も早い解決が待たれるところであります。

質問に移りまして、森林・環境政策についてということで質問をいたします。

大芝高原ビジョンの策定中であると思いますが、この中にマレット場の道路西側地域が含まれておりません。大芝高原10年後、50年後の森林づくり将来ビジョンの中では、大芝高原全域をこの計画エリアに入れることが必要かと思われませんが、村長のお考えをお聞きしたいと思っております。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号7番、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

森林・環境政策についてという大項目の中で、大芝高原将来ビジョンを大芝高原全域をエリアにという御質問をいただいております。

御指摘いただきましたエリアは、平成21年に一部変更いたしました信州大芝高原総合利用計画の中では自然観察林ゾーンとして位置づけられております。計画の中では、原則人の手を加えない区域とし、自然中心の広がりをもった空間として整備するとしております。私も現在同様の考えを持っておりますので、引き続きその考え方に従った整備を行うことをビジョンの中で明記してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） ただいまの答弁の中では人の手を入れないというようなことで、その場所は含まれないというふうでよろしいんですか。ビジョンの策定に。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 繰り返しになりますが、ビジョンの中に明記してまいりますので、含まれるというところで考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） それでは、含めてお願いいたします。

次に移りまして、大芝森林50年の森林づくりの中で樹種転換は何を指すか、構想はということで、アカマツの枯渇が最悪の場合でも今後10年以内に衰退して消滅するというような予想がされている中で、樹種転換の基本的な構想はどんな構想であるかお聞きしたいと思っております。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 大芝の森林の樹種転換構想はという御質問であります。

過去、みんなの森の利用者にアンケートや聞き取り調査をしたところ、大芝高原を訪れる利用者のニーズは、大規模な森林整備や改変を望んでいないという意見が多くございました。私も同様の考えを持っておりますが、一方、松枯れの被害が年を重ねるごとに深刻化してまいります。そうなりますと、これは自然の流れでみんなの森は大きく変化していつてしまうことになってまいりますので、そもそもの改変を望まないという利用者のニーズにも応えることができなくなってまいります。確実に松枯れの被害は年を重ねるごとに深刻になってまいりますので、私は50年単位で行う森林循環事業を構築する時期、森林の再生に向けた第一歩を踏み

出す時期が来ていると感じております。

そのような中、樹種転換の構想であります、専門家の意見が必要であります。専門家の意見を仰ぎ、現在の大芝高原の土壌や現状の複層林の環境、そういったものを踏まえて具体的な植林計画を大芝高原森林づくり実施計画の中でこれから策定し、村民に愛される50年後の大芝高原の森林の姿を描いてまいりたいと思います。

また枯れる前にアカマツの主伐も最優先に実施していければと思います。切ったアカマツは材として先人の思いを未来へつないでいくためにも、新しく建設する学校給食センターや学校、またこの庁舎の改修等にも可能な限り活用してまいりたい考えであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 将来50年を目指したところの転換というようにお聞きしました。

次に移りまして、樹種転換で何を指すかというようなことですが、アカマツの枯渇によってはアカマツ以外の今の高原の樹種を守りながら、奥地と違いますのであれば一般公園というような見方の中で、例えば春には花が咲き競うようなゾーンとか、夏には緑林を楽しむ風の通す涼しいエリアとか、また秋にはもみじ等の紅葉が見られるような場所等々、公園内を村民が楽しめる、憩う場所として特徴ある樹木の植林をしてはと提案するところですが、いかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 樹種転換に対しまして、いろいろなゾーンを設けてさらに魅力をアップしてはという御提案をいただいております。

現在第一に考えておりますのは、やはり松枯れによって現在の状況が保てないという中で、多くの村民の方は今の大芝高原のみんなの森が好きだと、変えてほしくないという意見がありますので、そういったところも意見として踏襲しながら、この大芝高原の森林づくり実施計画の中で、どういった森にしていくのが望ましいかというのは協議を重ねていくべきものであると思います。

その中で一つ大事にしたいのは、村は大規模な植林を近年行っておりません。この機会を利用して、新たな村民共同事業として植林に力を入れていきたいなという考えは持っております。大芝高原は130年以上にわたる先人たちの植林によって形成されている森林であることを、その事業を通じてこの樹種転換で何を指すかということの一つで、次世代に伝えていくということも重要視してまいりたいと思います。

また、そういった森林づくりを通じて、地域づくりや村づくりそういったところ、さらにはコミュニティ形成、村の発展にもつなげていくことができるのではないかと私は考えております。

まずは、皆さんが植林いただいたアカマツを主伐していく方向にかじを切ることに御理解をお願いできればと思います。そういったいろいろ楽しめるゾーンという発想は非常に重要でありますので、今後森林づくり計画をつくっていく中でも、専門家の皆様の意見を仰ぎながら決めて定めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） これはアカマツの枯渇・松枯れ等によって大芝高原の樹種転換というようなことが起きたわけであります。そうした中での樹種転換とか構想の転換というふうに考えて私はおります。

次に、アカマツは村木であります。アカマツが枯渇されるというような状況の中ではありますが、樹幹注入等で防御してきたわけですが、それが有効性がないということで、樹種転換・伐採したりということになっております。そして、今伐採した中にも結構大きなアカマツ等がありますので、徐々に伐採するにしても、現在現存するアカマツで樹勢のある大径木を選定して、たくさんじゃなくてもいいかと思いますが、これを村木の象徴として保存することはどうかとこんなふうに思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 現存するアカマツを数本選定して保存して残していくべきではという御提案であります。

現在、大芝高原には約1万3,000本のアカマツが現存しております。調査結果では、その大半は枯れてしまうだろうというところであります。枯れてしまう要因ですが、単に松枯れ被害、マツノザイセンチュウによるものだけではなく遷移の進行も進んでおまして、樹齢50年以上のアカマツにとっては、様々な自然状況や土壌条件などがそぐわなくなっている、そういったところも要因として挙げられております。

議員御提案のアカマツの保存に関しては、大切な御提案であると思います。シンボリックな存在であるアカマツをいかに残していくか、そのための選木や保存の有無を大芝高原森林づくり実施計画の内容に組み込んで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） それでは、その大芝高原から少し飛びまして、飛び地・奥地林について……。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員、5番は。

7 番（加藤 泰久） 5番、すみません。

山や山林は毎年手入れしても翌年には成長し、また繁茂するところであります。毎年植樹祭が行われておりますが、以前の植樹祭よりも参加者・規模が縮小されているように思われますが、大勢の村民の参加の計画と参加要請をしていただいて、作業に大勢の村民が参加することにより大芝への愛着が増すと考えられますが、この育樹祭の大勢の参加というようなことから村長の考えをお聞きしたいと思っております。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 村の育樹祭についてであります。

村の育樹祭は平成19年から開催されておまして、開催目的といたしまして、先人が残してくれた貴重な大芝高原の森林を次世代に引き継いでいくためとして始まったものであります。10月の育樹月間に合わせまして、大芝高原の森林内を除伐・下草刈りなどの育林作業をこれまで行ってまいりましたが、開催当初の参加者は各地区・各組3名及び一般参加者600人を目安に開催をしてまいりましたが、実際のところは二百数十人の皆様にお集まりいただき育樹祭が開催されております。

昨年は伊那市境となる大芝高原のアカマツの被害を受けていない大芝村有林を会場といたしまして、約50名の村民の皆様とともに私も下草刈りや除伐などを行いました。本当にこの育樹祭で多くの村民の皆様に参加・協力していただくことは、そういう森林づくりだけでなく村民協働事業の観点からも重要であります。

そのような中、来年度は県の植樹祭が南箕輪村で開催されることになっております。今後、植林に力を入れていくに当たりまして、現存する大芝高原の森林で自然の力で実勢とし植林してきた草木の保存というのも大切であると考えております。

これまで育樹祭で行ってまいりました下草刈りや除伐等の作業だけでなく、植林や植生してきた草木の保存など、県の育樹祭に合わせて実施していくことで、幅広い世代の皆様が大勢参加できる、そういった出題を工夫してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 大勢の村民の皆様がそういう行事・イベントに参加されることによって、より大芝が皆さんから愛される公園として、またそこには学校林等もあって、中学のころ、学生の頃から大芝に関わっているということで、今後とも一人でも多くの方に参加をお願いして、みんなから愛される公園にしていけたらと一番思うところであります。

次にまいりまして、奥地林の間伐整備についてということで質問をいたします。

人口増加による保育園・学校施設等の対応に追われ、またコロナ等の対応で大変であったかと思われまます。これらのものが一段落した折には、黙して語らず山や森林に目をやり整備していくことが必要かと考えられます。

以前、私は母から聞いた小さい頃の記憶であります。全村で各世帯一人が人足に出てカラマツの苗200本を持ち、経ヶ岳へ植林に行ったというふうに聞いておりました。そこで、村誌を開きまして見たところ、載っております。以下村誌より抜粋したものであります。

これは、戦前から明治・大正にかけて植林も行われておりましたが、私は戦後のところを抜粋してまいりました。昭和26年頃から年々植林が行われており、昭和28年の植林の議案がここに載っております。村有林北沢山も昭和28年度秋季、植林を次のように行くと。この中で、北沢山に10町歩、カラマツ3万本、これを植林するというように、昭和28年10月22日の専決で議会に出されております。そして、その後昭和35年から40年にかけて御射山98ヘクタール、蔵鹿115ヘクタールというように、ここ5年、6年の間にそれぞれのところを広い面積を植林されております。なお、それから昭和43年に南箕輪生産森林組合が発足されて、組合の森林として管理運営されてきております。

そして、経ヶ岳は以前のことになりますが、南箕輪の村財政に極めて大きな寄与をしているということで、昭和17年に国民学校校舎増築に大芝原を31町歩あまりを伐採して、1,500ほどの伐採をしたと。また、昭和22年には中学校校舎新築のために257万あまり、また昭和25年には、小学校増築のために240万円ほどの村有林収入を上げております。それで、昭和38年頃までは村における村財政に大きな寄与をしておりまして、昭和20年から38年に至る19年間の村税の収入が1億9,700万円でありましたが、村有林の収入が2億3,800万円あまりと村税収より多く、村の財政を潤したとこのように書かれております。

このように、村が経ヶ岳の森林を植林し校舎建設や村財政に大きく寄与してきたことが分かり、経ヶ岳の偉大さが分かったところでもあります。また、先ほど話しました南箕輪生産森

林組合も将来を検討している最中であると聞いております。

村長も来村してまだ年数が浅いわけではありますが、奥地林への思いや方針をお聞かせ願いたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 奥地林の間伐整備の対応はというところで御質問をいただいております。

過去、本当に村誌を見ますと、飛び地については村民の入会地として本当に村民の様々な生活を支えてきたというところは、私も勉強させていただいたところでもあります。今、2億円を超える収入があったというところをお聞きをいたしました。残念ながら林業・木材産業の状況を見ますと、昭和40年代頃から外材輸入量が増加いたしまして、また木材に代わる資材の進出などによって少し木材産業・林業産業が苦しくなるとともに、この飛び地についての価値も村民にとって変わってってしまったのかなというところを感じたところでもあります。

現在、この奥地林・飛び地につきましては、全体の面積は約2,000ヘクタールとなっております。このうち村有林が790ヘクタール、県有林が162ヘクタール、その他伊那市の共有財産組合等が所有している森林となっております。

現在の整備方針であります。平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とする南箕輪村森林整備計画を定めておまして、その中で奥地林の大部分については、水土保持林・水源涵養保安林として標準伐期齢を超えて保育する超伐期施業を行う区間となっております。普通の森林に比べて、長期的な目線で整備していこうということになっております。

しかしながら、現在状況がかなり変わってきております。奥地林については適齢期を迎えておりますし、森林の間伐・木材の活用・再造林などゼロカーボン、そういった観点からも整備していくことが求められているのかなと、そういった流れはこれからより強くなっていくのではないかなと私は感じております。

ただし、まずは平地にあります大芝高原の森林循環事業、こちらをまずは動かさせていただきまして取り組んでまいりたい考えです。理由の一つとして、奥地林を整備していくには林道や作業路網などそういった整備が必要でありまして、そういったところは同じ隣接する伊那市だとか箕輪町の動きと同調してやっていく必要があるのかなと考えているからであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 植林されて伐期に入りつつある経ヶ岳は、私は宝の山と、このように考えております。それに整備に掛かるには、やはり事業を迫るするには財源が必要であります。

7番目のふるさと納税の一部活用ということでこれから述べさせていただきますが、財源としてふるさと納税が令和3年度では1億7,000万円あまりの税収があり、返礼品やその他の経費を差し引いても、7,000万円ほどの収入があります。その一部を、事業をするのに必要な経費として投入してはと提案するものであります。いかがでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 整備の財源にふるさと納税の一部活用をという御提案であります。

御指摘のとおり、これから森林整備を大規模に行っていくに当たりまして、財源が不足してまいります。財源確保は重要な課題であります。財源として考えられますのは、森林環境譲与税、議員御提案のふるさと納税、そして木材自体の売却益などが挙げられると思います。ふるさと納税の活用についてであります。現在も大芝高原や村有林の樹木の枝打ち・間伐・松くい虫の予防などに活用をさせていただいているところであります。実際にふるさと納税をするときに、寄附をした方がこういったことに使ってほしいというのを今村は8項目から選べますが、そのうち、自然・景観の保全を選んでいただいた額を基準といたしまして利用させていただいております。

具体的な金額であります。令和2年度が710万円、元年度が820万円、平成30年度が860万円ほどとなっております。大変助かっているというのが現状であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 今投入された金額をちょっと見ますと、大体ふるさと納税の利益の1割程度というように見えておりますが、これを継続していくことは大変必要であり、将来が楽しみであると考えます。将来への先行投資というような意味で今後とも投入し、整備を続けていっていただきたいと思うところであります。

次に移りまして、村の面積の大半を占める森林を持つ村としては、林業や木材産業の業者、従業者が少ないと思います。将来に向けて林業・木材産業への業者や従業者の育成を望むところでありますが、どのような考えでしょうか。その提案に対してお考えをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 林業・木材産業の振興をという御提案であります。

考えであります。結論から申し上げますと、大芝高原や奥地林に抱える森林資源、またカーボンニュートラルの観点から、どのような形で実行するまでには考えが至っておりませんが、自治体として林業・木材産業の振興にはこれまでよりさらに力を入れていくべきと私は考えております。

森林には、国土の保全や地球温暖化の防止、生物多様性の保存、木材等の供給など、その多面的な機能が現在見直され、ウッドショックも受けまして、内需拡大の機会到来と大きな転換期を迎えているのが現在の情勢であります。村でも大芝高原森林づくり実施計画の実施を大きな機会と捉えまして、未来にわたって森林の整備・保全を進められるよう、広く村民が森林のもたらす恩恵を継続的に享受できる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

そのためには、地元林業・木材産業関係者の振興・発展は欠かせないものであると捉えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 海外の材木・資材等に関わっていた日本で、国内材が価格が低迷したというようなことの中で、今回ウクライナ・ロシアが戦争にありまして、国外からの入材が間に合わないとか少ないということで価格も高騰している中で、国内材の利用ということをこれからもしっかりと考えていく必要があるんじゃないかとそのように考えております。

2項目めにわたりまして、開発公社の大幅な赤字についてということで質問をさせていただきます。

村開発公社の決算が5月31日の長野日報新聞に掲載されました。過去最大規模の2,268万9,000円の赤字と報じられております。その新聞を見た村民より質問をされましたが、子細については私は答えることができませんでした。今議会の資料の中に公社の決算報告書としてありましたが、貸借対照表・損益計算書を見たところであります。

そうした中で、まず原油高による赤字というようなふうにも新聞にも掲載されておりますが、水道光熱費が1,389万円増えて8,561万円となったことは、国際的な原油高からは理解できるところであります。また、コロナ禍により利用者が減少したと。これはコロナによっての減少でありまして、令和2年より受託収入も増加しておりますが、利用者も多少なりとも増加してるように思われます。

原油高だけが原因ではないと思いますが、ほかの要因等について思い当たるところをお聞かせ願いたいと思います。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 開発公社の赤字についての御質問であります。

原油高だけが原因ではない、ほかの要因はというところでありまして、私は一番の要因は、公社が社会や環境の変化に対応できていなかったことではないかと考えております。昨年3月議会で示されました開発公社の令和3年度の予算書を見ますと、大芝荘の売上げ見込みが1億7,000万円と記載されております。前年度の売上げが4,000万円にも満たなかった中でこのような数字を示すのであれば、このコロナ禍の中でどのようにその数字を実現するのか改善プランが必要であったと思います。

御指摘のとおり、令和3年度の決算における赤字額は2,200万円と昨年度と比べ増加をしておりますが、この理由は大芝荘事業によるものであります。ただし、6月に休業していなければ、少なくとも赤字額は5,000万円を超えていたと私は考えております。

また、令和2年度と令和3年度を比較いたしますと、村から公社に補填や支援をしている金額がトータルで2,000万円以上少なくしておりますので、令和3年度の公社の経営自体は大幅に改善しているのが実際であります。水道光熱費が約1,400万円増えたことがなければ数字はもっとよくなっておりましたので、原油価格の高騰は非常に痛手でありました。

さらに詳細を申し上げたいんですが、本来この一般財団法人南箕輪村開発公社の経営内容については本議会でお答えするものではないとされております。したがって、詳細については南箕輪村開発公社に委託している指定管理事業の中での答弁とさせていただきます。

実際、今村開発公社の事業は開発公社独自の収益事業として大芝荘事業、これはもう取りやめました。あとはたばこ卸事業の2事業、それに加えて指定管理事業として村から施設の管理を委託している公園管理・大芝の湯・味工房、その3事業を行っていただいております。その公園管理・大芝の湯・味工房の指定管理3事業の計上収益は、1億7,400万円と前年比12%増という状況でありました。

しかしながら、コロナが来る前の令和元年度の計上収益は2億3,700万円でありましたので、比較すると26%減と、コロナ禍の影響はまだまだ令和3年度は大きく出ているというのが現状であります。

対して、経常費用は2億9,900万円と、前年度に比べて15%増加をしております。経費が増加している要因の一つは原油高であります。ほかの要因はというところあります。これは、物価の上昇による仕入れ原価の増加も大きく影響したというところあります。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 指定管理をお願いしている開発公社のことでありましたが、その内容について私は詮索するところではありませんが、村からの指定管理者に対する費用等、そういうものがなされているところで質問をするところでもあります。

次に、これはちょっと私も村民から聞かれたんだけど、私は答弁することができなかった部分をちょっと。赤字補填はどうするのかとこういうことを聞かれたんですが、私には分かりかねるところでありますので、2,268万円の赤字補填、どういようになるのかということ聞かれたんですが、よろしくをお願いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 赤字補填はどうするのかという御質問であります。

開発公社は先ほど申し上げましたが、今年度より独自事業の大芝荘事業は実施しておらず、指定管理事業のほうに注力をしていただいております。こちらの部分で原油価格・物価の上昇で、伴うコストについては先ほどのほかの議員にもお答えをいたしました。著しい上昇があった場合は村のほうで補填を負担するということも明記しておりますので、こちらは協議をして決定をしております。

赤字補填をどうするのかという御質問であります。村として公社の独自事業である大芝荘事業に対しては赤字補填はしておりません。私は、これから開発公社が第三セクターから一つの独立した民間事業として自立していただきたいと強く願っておりますので、今回の大芝荘事業の赤字につきましては、公社が金融機関より借入れを行って対応していただいているというのが現状であります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 民間の金融機関から借入れをしてやったとしても、これは業績が回復しなかったときはどうなるのかなというようなことも考えておりますが、業績が回復すれば返済をしていけばいいことなんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 現在開発公社に行っている事業は指定管理事業、村からこうしてくださいとお願いしている事業でありますので、そこの部分で通常かかる経費で赤字になってしまうのであれば、そこは村側で補填していかざるを得ないのかなと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 分かりました。

次に移りまして経費削減の方策はということですが、これは指定管理者の内容に関わることで、その令和4年の開発状況という報告書の中でちょっと文章的に理解しがたいところがありますので、そこらをちょっと述べさせていただきます。

経営再建のプランが発表されております。その中で4年度の事業計画が示されておりますが、23年度には黒字化するという計画がたっておりますが、その事業計画の中で財務体質の改善・経営体力の強化・一層の経費削減等々、非常に抽象的な表現がされておまして、具

体性に欠けると思われるところがありますが、経費削減の具体策、具体的な方策っていうようなものはどういうふうになるのでしょうか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 経費削減についての具体的はというところの御質問であります。

お願いしている指定管理事業の中には公益性が高く収益性が高いものもありますが、例えば、ふれあいプラザは公益性はありますが、収益性は非常に低い事業となっております。収益を確保することが性質上難しい上に、今現在、原油価格の高騰で大変痛いというところがあります。そのため、経費削減のためにまずは利用実態の調査を行った上で、一般利用している時間、開放している時間を少し短縮することを検討しております。

また、味工房で取り扱う商品もかなり幅広くなっておりますので、その中で利益確保が見込める物に絞り込むなどして、現在経費削減の取り組みをしているところであります。また、4月から経営の責任者も変わりまして新体制となっておりますが、新社長のもと委託業務の見直しや人員の再配置、そういったところも経費削減の一環として取り組んでいるところであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 一般財団法人でありますので、利益追求は求めていかなければならないところであります。そうした中で、いろいろ今説明もありましたが、それぞれのいろいろな商品が出されておりますが、その中には採算性に欠けるものもあるとこんなようなことも言われておりますので、そこらの選択、そこらを今後とも続けていっていただきたいと思っております。

4番目に職員・従業員の意識改革をということで、民間企業においては、会社の業績不振時にはボーナス・給料の削減、人員整理、事務所の統合、業務の縮小等々、厳しい対策が講じられております。3年度の給料・手当等を見たところ、微増ではありますが増えております。職員・従業員の意識改革を望むところであります。今後そのように考えておりますが、村長はいかがでしょう。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 従業員の意識改革をという御質問であります。

まず、3年度の職員の給料が少し増えているというところではありますが、私は3年度の途中からこの村長になりまして、開発公社の理事長になりました。その段階で内容も知らずに急に職員の首を切ることはできませんので、最大限雇用は守るというところの再建プランを掲げたところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり身を削る改革も必要であります。今年度については従業員1人減っておりますので、令和3年度に比べて金額は下がってくるかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、現在開発公社の従業員についてであります。管理職2名を含めた職員4名を除くと、50人以上の従業員の方はパート的な職員であります。これまで職員と従業員のミーティングが皆無であったとお聞きしておりまして、これは大変な問題であると捉えました。すぐに改善が必要というところで、4月からの新体制では、まず各部門ごとに正規職員でない人もそれぞれリーダーというものを設定をしております。その上で月1回のスタッフミーテ

ィング、リーダーミーティング、年2回の従業員全体での研修会など、従業員と職員のコミュニケーションを円滑にする取組を始めたところであります。

過去にガバナンスが行き届かず、接遇の面で利用者の方から苦情をいただくこともありました。私も何度か理不尽な扱いや言動を受けたことが実はありまして、非常に嫌な思いをしたものであります。そういったことも踏まえまして、これからは感謝の気持ちで挨拶をする、お客様の期待に応える取り組み、お客様と同じくらい従業員同士を大切にする、これらを今現在の社訓といたしまして、職員・従業員の意識改革を始めております。

しかしながら、引き続き完璧ではありません。議員の皆様がお気づきの点がありましたらお伝えをいただければ改善をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） そこで働く職員、従業員の皆さんも楽しく仕事ができ、それによって大芝の店が、また売店等でも村民が喜んで利用できるようにと願っておりますので、今後ますます励まれることを希望して、私の一般質問を終わります。

議 長（百瀬 輝和） これで、7番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから3時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時14分

議 長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番、山崎文直議員。

2 番（山崎 文直） 2番、山崎文直です。今日、最後の質問に立ったところでございます。いよいよ梅雨に入りまして、またいろんなところの災害とかが心配になるわけでありましてけれども、そういうことがあんまりないことを願いながら毎日をいるところでございます。

本日は2点について質問をしたいと思います。

まず1点目であります。経ヶ岳周辺の整備についてということで、先日私どもも議会報の関係で経ヶ岳友の会の皆さんとお話することがありました。そんな中で気がついたこと、そういう点について質問をしたいと思います。

昨年の11月11日に議会でも奥地林の視察を行いました。村長にも参加していただいて、さすがに若い村長で私どもの先頭集団に立って権兵衛峠ルートを歩かれて、さすがだなというふうに思いました。私も、遅ればせながらついていくのがやっとということでもあります。ですが、新しいルートを歩くということで、すばらしいことだなというふうに感じたところがあります。

そんな点で、今回この経ヶ岳ルート関連のことについての質問をしたいと思いますというふうに思います。全体的にはこの経ヶ岳周辺、今は広い意味での注目が集まっていると感じているところでもあります。そういう面では、観光面のみならず総合的な整備が必要になるのではないかという考えであります。

1番目の質問でありますけれども、今回の補正予算でも権兵衛峠の駐車場のところの整備の予算が示されました。友の会の皆さんと話をしても、この頃このルートが完成した後、やはり多くの方がこの峠付近に訪れているようであります。中には県外ナンバー、今はインタ

一ネットの普及により、いろんなところから思いもがけず遠くからのお客様が見えられるということで、そういう点では非常に明るい面が広がっているのかなというふうに感じたところでもあります。

ともあれ、この経ヶ岳友の会の皆さん非常に頑張っていて、このルートの下草刈りとか道路の整備、そういうのに尽力されております。非常に頭が下がる思いであります。ぜひとも村としてもこれからも協力したり、支援の輪を広げていくことも大事なかなというふうに思います。

その権兵衛峠のところにも駐車場の整備ということの予算が示されましたが、同時にあそこに以前から権兵衛峠のところのトイレがございます。昨年訪れたときもトイレを利用したんですが、非常にトイレの利用をしづらい状況だなというふうにあります。同時に、大泉所にもトイレが設置をされております。ここについてもなかなか維持管理というのが大変だなというふうな印象を受けたところでもあります。

そういう点で、ルートが整備されると意外なところから登山客等が訪れることだというふうに思いますから、ぜひともこの辺の一番大事なトイレの整備、それから、それを管理するという体制もこれから必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、この辺の計画等、経過をお聞かせいただきたいなというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号2番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

経ヶ岳周辺の整備についてという中で駐車場の整備の予算が示されたが、権兵衛峠・大泉所のトイレも恒常的な維持管理が必要ではという御質問であります。

経ヶ岳につきましては、新しい登山ルートができました。先日、村に4月にやってきました新しい地域おこし協力隊が2分半ほどの動画を公開しておりまして、新しいルートの魅力が伝わる内容でありました。ぜひ御覧いただければと思います。

そういった中、飛び地にある二つのトイレの維持管理についての御質問であります。まず、権兵衛峠のトイレの維持管理であります。現在伊那市・塩尻市、そして南箕輪村の三つの自治体で負担金を支出しております。権兵衛峠観光施設等保全研究会が行っております。この保全研究会の事業の一つといたしまして、権兵衛峠のトイレの清掃を年に3回、5月・7月・11月に実施しておりまして、事務局となる持ち回りになります。自治体が確認を行うようにしております。また、その研究会の予算でトイレの修繕等も行っているのが現状であります。

次に大泉所のトイレであります。こちらは南箕輪村の産業課で年に2回、定期清掃を7月と8月に行っております。加えて年に1回くみ取りを行い、さらに随時確認をしているところでもあります。ですので、恒常的な維持管理というところでは最低限できているのではないかと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり新たなルートが切り開かれたことによりまして、権兵衛峠のトイレはこれから利用客の増加が見込まれます。ですので、そういった事情、伊那市・塩尻市・南箕輪で構成する保全研究会の中で情報共有をし、対応を協議してまいりたいと思います。

今後も適正な維持管理に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 大泉所は村単独、権兵衛峠のトイレについては保全研究会で年に3回ほどというお話でありました。

この保全研究会には、この3つの自治体で例えば補助金を出しているとか保全研究会との交流というか、何かそういうことはされているのでしょうか。それが分かりましたらお聞かせください。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 現在、三つの自治体がそれぞれ年間4万円ほどの負担金を支出しているところであります。また、コロナで現在は実施しておりませんが、コロナが来る前は担当レベルでこの3つの自治体で交流というも行われていたようであります。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） コロナで制限されるのは仕方ありませんが、今後ともこの経ヶ岳を取り巻く自治体等で協力し合って、美しい村の維持ということも必要だなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

2つ目はこの権兵衛ルートへの整備の方向性、荒れた状態が多くなっているようだがというふうに私は書きましたけれど、権兵衛峠ルート、今ではこの先ほど申し上げた権兵衛峠から経ヶ岳へ向けていく新しいルートが権兵衛峠ルートということで、このガイドブックにも載せられております。私はちょっと勘違いしていたところがあります。ここで言います。

私が言おうとしたのは、権兵衛峠遊歩道、従来からあるいわゆる米の道というふうに観光の面でも言われていたルートのほうであります。これも経ヶ岳友の会の皆さんともいろんな話をする中で、かなり荒れてきているというようなお話を聞いたところでもあります。私も担当の産業課からお聞きして現地を見に行っただけですけども、下からいくと与地から下って行って、昔から言っています三軒家という小沢川の一番奥のところにある住宅地が昔から三軒家あったんですけど、そのところで既に今は通行止めになっておりました。そういう点で、それ以上車としては入っていきませんので歩くしかないと思いますけど、この辺がやっぱり、その先が荒れているのかなというふうに思いをしたところでもあります。

その近くに見ますと、いわゆる伊那市でつくったと思うんですが、米の道というルートの看板がありまして、その看板も既に草に覆われていて全体が見えないような、それから南沢鉱泉という案内板もありましたけれども、それも既にうまく視認することが難しい状態でありました。そういう点では、伊那市の観光行政についても、権兵衛峠・米の道ルートに対しては今手だてが大分薄くなっているのかなというふうな感じをいたしました。

そういう点で、この権兵衛峠のルートはかつては教育委員会でもハイキング等をしてきたところではありますが、そういう点では今どんな状態になっているのかなという少し心配な思いもしているところでもあります。このところのルートの整備の方向性というのは、今のところ村としてはどういうふうに考えているのかなというふうにお聞きしたいというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 米の道の整備の方向性はというところで御質問をいただいております。

ます。

この米の道であります、伊那市の与地の地籍から伊那市道を北沢川方面に下りまして、村道5002号線を通り権兵衛峠頂上に達する遊歩道であります。また、この遊歩道は赤道・赤線となっておりますが、沢筋を通っておりますため、大雨のたびに洗堀される箇所が幾つかあるというのが現状であります。昨年夏の豪雨においても、遊歩道入り口部分が大きく崩れました。また、それだけでなく遊歩道途中の沢筋際を通る箇所も大きく破損したところがあります。

議員御指摘のとおり、過去には伊那市主催の米の道イベントで馬を引いて遊歩道を歩くイベントや、村の公民館事業でも権兵衛峠ハイキングとして利用してまいりましたが、そのような事情もありまして、近年は共に実施をしていないというのが現状であります。豪雨等あれば崩壊しやすいため、本格的な整備を行うかというところではかなり課題が大きい道ではあります。

現在、経ヶ岳友の会の皆様がボランティアで修繕をしていただいておりますが、今後の整備に関しましては、道路管理者への確認や権兵衛峠観光施設等保全研究会の中でも検討を行ってまいりたいと思います。

一つ大きな関連といたしましては、現在検討しておりますパーティカルリミットのルートの中にこの米の道が含まれているというところがあります。そういった観点から、そういうことであれば整備をしていこうという機運も高まっていくかなと思いますので、そういったところを総合的に判断しながら、今後の整備については引き続き検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 今、パーティカルのルートに計画があるというようなお話でありました。我々が昔携わっていたころとは全く発想の点が違ってきています。そういう意味では、ある意味で前進の明るい兆しも見えているのかなということでもありますので、ぜひ検討をして、被害があまり大きくなってからの整備というとやっぱり大変なことになると思いますから、被害が小さいうちに手だてをしていくということで、これは後でこの3のほうで言います旧国道361号の部分についてもそうですが、できるだけ被害が大きくならぬうちにたまに下見をしたりして、修理可能な部分のところは早めにしていくというような方向性を持ちながら進めていただきたいなというふうに思います。

ただ、3番目にも出てきますけれども、この権兵衛峠ルートも入り口のところで規制をかけているのが伊那市でありまして、ガードがされております。村のところについてはその先になっちゃいますから、村だけでどんどんするというわけにもいきませんので、この辺は伊那市とも協議をしながら進めなければならないだろうなというふうに思いますので、この辺も引き続き協議をしていくべきかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

(3) であります。

旧国道361号の点ですけれども、これが迂回道路としての役割を含めた再整備の可能性というのはどうなのかなということでもあります。御承知のように、今の権兵衛峠ルートに登ろうとしていく場合にも、権兵衛のトンネルを超えて逆に木曾川から峠のほうへ上がってきて、

駐車場へ止めていくという利用が一番通りやすいルートで、下のほうから南箕輪の地からずっと行くとすると非常に長い距離になります。そういう点では、この村の中の土地を通りながら、そういうところの目的地に行けるような整備というのも一つの考えではないだろうかかなというふうに思います。

そういう点で、今年の視察じゃなくてもうちちょっと前のところで、権兵衛峠から旧国道を下ってきたことがあります。大分使われなくなってきて久しくなっていますので、非常に途中で大きな崩れがあったりしたところもあります。中には熊さんの大きなふんがあちこちにあるような状態の中ではありますが、ここもかつて自転車のレースや何かのコースに使おうかなという話もあったことがございますが、今も先ほど出ましたバーティカルリミットのルートにしたいという考えもあるように聞いております。

そういう点では、ここも含めてこれから再整備について考えていくのもいいことではないかなというふうに思いますが、これも下のほうについては、やはり伊那市地籍に入ったところで車が侵入できないような状態になっております。そういう点で、これも伊那市との協議もしながら、新しい整備の仕方もある必要はあるのではないかなというふうに思いますが、この迂回路としての価値的な問題、それから新しいスポーツだとかそういうものに対する方向性、この辺のところについての考えはいかがでしょうかという質問でございます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 旧国道361号線、現状村道5001号線であります。その再整備の可能性はという御質問であります。

この道路につきましては、平成19年度に県から村へ移管されまして、現在村が維持管理を行っております。路面に土砂の堆積や道路沿いに草木が生い茂るため、路面清掃を2年に1回実施し維持管理をしている状況であります。道路は急峻な地形となっております。危険な箇所が多くあります。そのため、現在まで約15年間全面通行止めとしているのが現状であります。

御質問いただいた迂回路としての役割を含めた再整備についてですが、この道路は大雨や台風の雨水、雪崩による土砂崩落、巨石の落石等がある道路です。以前は対応として土砂崩落した箇所に落石防止フェンス等を設置した経過もありますが、崩落によりそのフェンスも破壊されてしまうなど、非常に危険度が高い道路となっております。そのようなことでありますので、安全第一の観点から見ますと、通行止めとせざるを得ないというのが現状であります。また、一時的に通行させることもリスクが非常に高く、困難であると考えております。

せっかくこういった基礎となる道路があるので通行を可能にしたいという思いはありますが、これから大規模な崩落防止対策工事を実施し、全線を再整備しなければなりません。そうすると、村の財政規模では考えられないほど莫大な予算が恒常的に必要となってまいりますので、ここを整備したときの村民のメリットとその分お金を使うことのデメリット、それを比較するとなかなか通行可能とするのは難しいというのが現状であります。

ですので、例えば村ではなくて国道の緊急迂回路として県にその整備をお願いしようとしても、辰野とか塩尻から現在迂回できる状況でありますので、非常用としての道路にそれだけお金をかけるという判断はなされないというのが、推測ではありますがこちらの判断であります。

ということで、財政的な面で非常に難しいというところで御理解いただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 一部は舗装になったりしていたあの道路です。そういう意味で、車が通るといような状態まで整備するというのは非常に難しいかなというふうなお話です。その中でも、2年に1回清掃をされているという話ですので、例えば遊歩道的な価値として認められるならそんな方向性で検討するというのも含めて、今後メリッ的には非常にお金が大変だそうですので、あまり無理を言うわけにもいきませんので、歩いて行くという部分で多少の整備をかけられるものならそれも一つの手かなというふうなことも思いますので、この辺のところも検討してみたらいかがですかということで、引き続き進めてみていただければというふうに思います。

いずれにしても、経ヶ岳周辺は注目が高まっている部分もございまして、総合的に前向きにいろんな意見を聞きながら検討を進めていただけるということをお願いをして、1問目の質問を終えたいというふうに思います。

2点目の質問です。

国道の歩道整備状況についてということで、私の地元の南殿もいわゆるJAの前でとか、そこら辺については歩道の整備、最初は1番目の153号の歩道の整備というのは、主として訴えたいのは国道の歩道の西側の歩道の部分です。

この辺のところは現状を見ますと、塩ノ井の信号から以北については、歩道が西側も東側も広い歩道として整備をされております。しかしながら、それから南のほうのところについては歩道が主として、西側の歩道については段差がないような歩道整備が、飛び飛びといえますか予算の関係もあるのかなと思いますけれども進みつつありますが、そういうところでないところ、まだ残っている部分については今後どんな整備の計画があるのかどうかというのを、これは国道ですので建設事務所の管轄になると思いますけれども、関わりがある自治体として県のほうに整備状況・整備を申請をしていく、どこをこれから整備していくののだろうかという部分について質問をしているところでございまして承知しておいていただきたいと思いますが、残っている部分については、狭いところになると今ある古い歩道の部分、約95センチぐらいしかないところがあります。そうすると、車椅子の方がもしそこを通るとすればギリギリの状態、垣根や何か少し出ていると、もうそこはなかなか通行が困難というふうなところもあります。もちろん通学路の範囲に入っている部分もありますので、こういう広く残されたところの歩道の整備状況、主にこの西側の部分について、まず1番目としてお尋ねをするところでございまして、よろしく申し上げます。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 国道の歩道整備状況についてという項目の中で、153号線の歩道の整備状況、西側はというところで御質問をいただいております。

まず前提といたしまして、国道153号線は村内を南北に走る重要な幹線道路であります。広域的な道路となっています。歩道の整備状況につきましては、伊那市境と箕輪町境を除きましておおむね歩道は設置されておりますが、御指摘のとおり一部の区間については、片側のみの箇所や幅員が狭い箇所があるのが現状であります。車椅子等が通りにくい、確かにそのとおりであります。

歩道の、先ほど段差の解消はどういうふうになっているのかという御質問がありました。

その部分につきましては、現在県では国県道において歩道の段差解消をするために切り下げを行う歩道リメイク工事というものを実施しております。この事業につきましては、市町村からの要望により順次整備をしていただけるもので、近年この国道153号線におきましては、田畑区の一部と北殿区の一部についてこのリメイク工事が実施をされている状況であります。

また、歩道は歩行者の安全を確保するとともに良好な生活環境の確保などの役割を果たしております。整備することは大変重要であると思っております。ただ、それを決めてまいりますのは国や特に県でありますので、引き続き危険な箇所等ありましたら、個別に要望をこちらに伝えていただければ強く県に要望して対応をしていただくようお願いをしておりますので、その部分は担当課のほうに適宜伝えていただければこちらでも可能な限り要望を上げてまいりますので、御協力をお願いできればと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 非常にお金のかかることだというふうに思いますが、基本的には段差がないような歩道整備ということの状況で進めていただくように村としても要請をしていくということで、先般の教育委員会の主体の中で通学道路の整備等の会議が行われまして、参加させていただきました。聞くところによると、千葉県の通学道路で痛ましい事故があった後の対策として進めていくという話でありましたが、上伊那の中でも南箕輪は会議の在り方、会議で進める状況はいわゆる先進的な進め方をしているという話を聞いて、非常に心強く思いました。ぜひともそれで進めていっていただきたいなというふうに思います。

2 項目めの質問でございますが、いわゆる153号、国道の西側はそういう意味で徐々に整備が進んできている、非常に喜ばしいことでございますが、東側の歩道については先ほどの整備が済んでいるところは除いて、東側というのは歩道すらないところが多いわけでございます。ところによっては、国道のすぐ脇で側溝の上に蓋がかぶっていて、蓋がかぶっているそのこと自体が斜めになっていて歩行者が歩くにも非常に大変、歩きにくい状態のところが多く感じられます。ましてや足が不自由な方、車椅子の方などがその東側を通行することになると、これはとてもじゃないけど非常に難しいなというのを感じるところが多いわけでありまして。

そういう意味で、西側についても今進めている最中でありましてからすぐには申しませんが、東側についても今後について整備をしていく手だてがあるのかどうか、この辺についてももし計画があるとか県に対して申請をしていくとか、そういう方向性がありましたらお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 153号線の東側の歩道の整備についての御質問をいただいております。

県では、路線として具体的な整備計画というものは策定はしてはおりませんが、随時歩道設置やリメイク工事等については、市町村から県に対して要望を行いまして整備を計画していただいている状況であります。

また、歩道設置とかそういった大型ではない軽微な修繕については、その都度対応していただいているという状況であります。現在要望を上げておりますのは、北殿区・神子柴区、

こちらの歩道が設置されていない箇所については要望活動を行っております。しかしながら、用地の問題だとか費用対効果などによって、なかなかこちらの部分は整備が進んでいないというのが状況であります。

そういった中ではあります、一つ新たな歩道設置というところでは、通学路になっているところでもあります。令和2年度から着手をしておりますが、塩ノ井交差点から北殿方面へ向かって60メートルほど歩道が設置される工事が現在動いております。進捗といたしましては、昨年度までに用地買収までが完了され、今年度は物件補償調査を実施するという事をお聞きしております。

今後にも急には難しいですが、153号の歩道整備については、先ほどのリメイク工事も合わせて引き続き県のほうに実施していただけるよう要望を上げていきたいと思っております。早期に整備していただけるよう働きかけてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 少し進展があるようなお話を聞かせていただき、うれしく思っているところでもあります。

学校からも通知がありまして、学年ごとに外へ出て交通安全で実際に歩いて信号を渡ったり、歩道があまり整備されていないようなところも、あえてそのみんなに気をつけて通るんだよというような活動をされているような話を聞きました。そういう点でも大事なことだと思いますけれども、それより危険なところがなければそれでこしたことはございませんので、今後とも引き続き、県・国に向けて要望活動を進めていただければというふうに思います。

3 項目めの質問であります。

国道361号線の歩道整備の計画ということで、これは以前からの課題になっております。先日も361号を走ってみると、すごい大きな要するにトレーラー車という何十トンも積めるような大きなトラックがかなり走っております。トンネルが改修されてこちらのほうへ回ってくる車も非常に多くなって、乗用車ばかりでなく相当大きなトラックも走っているのを見たところでもあります。そういう点で、361号の道路のすぐ脇はもう既に路肩になってしまっています。そういう点で、人が歩くにも非常に危ないな、地元の人たちは横断するのも大変なときがあるんじゃないかなというふうな心配もあります。そういう点で、早い状態の中でこの歩道ができていけばいいんだろうなというふうな思いをしたところでもあります。

そういう点で、この361号の歩道整備の計画っていうのは、どんな方向に現時点であるのかなというのをお聞かせいただければというふうに思います。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 国道361号線の歩道整備の計画に対する御質問であります。

私も家から近いため、この国道361号線、この区間についてよく利用しております。本当に直線的な道路でありましてスピードが出やすいというところと、あとは木曾とのつながりもありまして大型車の交通量も非常に多い道路であります。

一方、この沿線上に今家が建ち並んでおりまして、小学生の子供たちがたくさんおりますが、どうしても抜け道がないものですから、この国道を歩いて通学をしなければならないと

いう状況でありますので、歩道の設置については非常に重要であると思っております。

そういったことを昨年県の県議会議員と県の職員と一緒に各現場を回る中で、ここは実際に車を降りて説明する機会がありましたので、私のほうからも、そういった子育て世代が多く家を建てている地区であるとかスピードが出やすいところ、そういったところを説明をいたしまして県に働きかけた結果、令和3年度の補正予算により測量業務が始まることになっております。工期については未定ではありますが、お聞きしたところ中央自動車道から西のほうに向けて、権兵衛トンネルのほうに向けて歩道を整備していただく計画となりました。これからは早期に整備していただくよう県に要望を行ってまいるそういったステータスがありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） これも測量が始まり、中央道から西へということは、村的に見ると南原保育園だとか南部小学校に近いエリア辺りからとっかかっていくというような感触を受けたところであります。伊那市境から与地の辺りまでのあの間を全部っていう話もそれは大変なことだと思いますので、やはり早期に進めているというところをリストアップして、これからもここについてはどうしても早くというようなプッシュの仕方をしていただいて、少しでも歩道が進めるような努力をお願いをしたいなというふうに思います。

こういうことをお願いをしながら、私の今回の一般質問を終えたいというふうに思います。よろしく願いします。

議 長（百瀬 輝和） これで、2番、山崎文直議員の質問は終わります。

なお、1名の議員の質問が残っていますが、明日10日の午前9時から一般質問を続けるといたしまして、本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午後 3時54分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 6 月 1 0 日 (金曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

8 番 唐 澤 由 江

○出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 丸山 | 豊 | 6番 | 都志 | 今朝一 |
| 2番 | 山崎 | 文直 | 7番 | 加藤 | 泰久 |
| 3番 | 原 | 源次 | 8番 | 唐澤 | 由江 |
| 4番 | 登内 | 瑞貴 | 9番 | 三澤 | 澄子 |
| 5番 | 笹沼 | 美保 | 10番 | 百瀬 | 輝和 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

| | | | | | |
|-----------|----|----|-------------|----|-----|
| 村長 | 藤城 | 栄文 | 健康福祉課長 | 伊藤 | 千登世 |
| 副村長 | 田中 | 俊彦 | 地域包括支援センター長 | 山崎 | 一 |
| 教育長 | 清水 | 閣成 | 子育て支援課長 | 武井 | 香織 |
| 総務課長 | 伊藤 | 弘美 | 産業課長 | 有賀 | 仁志 |
| 地域づくり推進課長 | 高橋 | 里江 | 建設水道課長 | 武井 | 厚 |
| 特命担当室長 | 原 | 和子 | 教育次長 | 清水 | 勝宏 |
| 会計管理者 | 城取 | 晴美 | 代表監査委員 | 原 | 浩 |
| 財務課長 | 藤澤 | 隆 | | | |
| 住民環境課長 | 清水 | 恵子 | | | |

○職務のため出席した者

| | | |
|---------|----|-----|
| 議会事務局長 | 松澤 | さゆり |
| 議会事務局次長 | 宮澤 | 文敏 |

会議のてんまつ

令和4年6月10日

午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

8番、唐澤由江議員。

8番（唐澤 由江） 8番、唐澤です。すみません、日付の訂正を令和4年6月1日にお願ひいたします。

通告した6件について村長にお伺ひします。

我が家の庭のバラが満開です。病院に持って行くと、まあきれい、うれしいと喜んでいただいています。

1番、観光協会推奨品となった商品が好調なのか。

3月以来、新商品開発のため休んでいた味工房。4月29日リニューアルオープンした。パンの売上げが減少していたと言うが、土砂降りの雨だったが観光協会推奨品のパン工房の焼きたてピッツァ、また推奨品とならなかったプリン空き瓶を利用したピクルスも並んでいました。大芝高原のおもてなしプリンは、新たなコラボや東京販売、卸売販売でコロナ禍で年間4万個を達成とか。過去最高売上げで10万個が目標とか。4時に行ったが、まだ多くのパンが所狭しと並んでいた。

近くにはファミリーマート、セブンイレブンなどがある。ここでは30円値引きしたり、食品ロスが多くあるという。並んでいる商品も売れ残り廃棄するならば、心が味工房も痛みます。食品ロスをなくして、小麦がなければ米粉パンでも作るのか。今では、ケーキはケーキ屋さんに行かなくてもコンビニでケーキや和菓子も買えます。村開発公社は燃油の高騰や光熱費高騰で経営を圧迫しているようです。その日のうちに売るのも至難の業です。

現状と今後の目標は。お願いします。

議長（百瀬 輝和） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号8番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

味工房のピザとおもてなしプリンシリーズ、売れ行きが好調なのか、現状と今後の目標はという質問をいただいております。

ピザであります、ゴールデンウイークから味工房の改装が完了しまして、p i z z e r i a a r c o b a l e n oの焼きたてピザを週末限定で始めました。6月に入ってから平日の提供も一部始めたところあります。ピザは現在パン部門に組み入れておりまして、5月の売上げは去年の倍となっております。月の売上げの目標といたしましては、200万円を目標としております。

次にプリンであります。2018年から販売を始めましたおもてなしプリンは4周年を目前としておりまして、これまで売上げはずっと右肩上がりです。販売個数は10万個を超え、大変好調な状況です。子育て世代の女性を中心に企画・製造をしておりまして、当初の2名体制から現在は4名体制に人員体制も強化しております。目標といたしましては、道の駅大芝高原の看板スイーツといたしましてさらに販売を強化するとともに、地域食材とのコラボレーション、こちらが大変良い特徴となっておりますので、こちらを継続しコラボ先でプリンを販売していただくなど、販路の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 好調だということでさらなる期待をしていますが、先日ヒアリングが開かれまして、地域づくり推進課・特命担当室の3人の職員が当分の間大芝の湯にいるという話でした。社長・副社長を助けて、とてもいい機会ですので大芝高原道の駅、大芝の湯を立て直しを図れるよう期待しております。

次の質問に移ります。

観光協会のイベント、大芝の湯・味工房さくらキャンペーンで配布されたジェラート券、大芝の湯の券とも期限が切れて、4月30日でした。せめてフォーシーズン通しての対応をお願いしたいのですが。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ジェラート券に対する御質問・御提案であります。

議員御指摘いただきましたジェラート券につきましては、観光協会が行ったさくらフェスに協賛した開発公社が実施いたしましたポイントサービスでありまして、500円の商品購入または大芝の湯入浴1回ごとにワンポイントのスタンプを押しまして、三つたまとジェラートを一つ無料でサービスするというものでございました。

御指摘のとおり、少し期間が短くなっておりました。現在開発公社のほうに投げかけたところ、こういったイベント協賛についてはできる限り前向きに取り組んでいくとともに、そういったところも意見があったというところで検討をしていきたいという回答をいただいております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 次の質問に移ります。

南箕輪村公共施設等総合管理計画、平成29年3月策定、令和4年3月改訂ということで、本村の保有する公共施設や道路・下水道などのインフラ施設の多くは全国の多くの自治体と同様に、高度経済成長期の昭和40年代から50年代の急激な人口増加と都市化に伴い、行政需要の増大に応じて集中的に整備されたため近年老朽化が進み、近い将来一斉に更新時期を迎えるということだそうです。

村の今後の今の施設を維持・更新し続けた場合、年間の費用の推計は。その負担額は。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村の施設を維持・更新し続けた場合の年間費用の推計ですが、公共施設個別施設計画における試算では、2056年度までを期間といたしまして、計画的な大規模改修など長寿命化を実施した場合には、年間費用の推計は平均6.5億円、長寿命化

をしなかった場合については9.3億円となっております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 現在、国勢調査人口が1万5,797人と比較すると、35年では11.7%、1,851人、昭和60年9,910人から令和37年には人口が1万3,962人と推計され、支えている人の人口が少なくなる、そういったことも考えてこういったものをお願いしたいなと思います。

2番の村の財政状況に見合った施設総計を推計しどの程度を縮減するのか、利用状況や財政状況の面からも、施設の在り方を廃止や集約化に向けどう検討するのかお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 施設の在り方を廃止や集約化に向けどう検討するのかという御質問であります。

まず、公共施設個別施設計画の中では、施設保有量につきましては、2056年度までに複合化・集約化などにより25%縮減するものとしております。そうなりますと、現在の施設保有量を維持した場合、今後必要となる年間の投資的経費は現在の1.58倍と推測されておりますが、25%縮減することによりまして、投資的経費を現在の0.88倍にまですることができるとい見込みとなっております。

しかしながら、本村ではまだまだ人口増が続き、現在のところ施設保有量を削減していくことは好ましくない状況であります。将来的には人口の推移や村民のニーズに対応しながら、計画を踏まえ複合化・集約化・廃止等を行う必要性が年を追うごとに高まっていくのではないかと思います。

財政負担を抑制し適切な施設保有量となるよう、例えばこれは決定とかそういうのではなくて、こういったことをしていく例えばで出していますのでそれを前提でお話をしますが、これから、南箕輪小学校は児童数が減っていく見込みであります。その空いたスペースに例えば学校郷土館そういったものを造るとか、そういった複合化のアイデアをこれから出して進めていく必要があるのではないかと私は考えております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） そうですね。空いたスペースをとっても利用していくということは良いことかと思いますが、大幅に改修というのはなかなか難しいかと思いますが。味工房自体も昔はある程度改修して、そのあとまた新しい味工房ができたわけですから、やっぱり長期的な見通しというものが必要かと思いますが。

3番に移ります。

村役場、庁舎の耐用年数が限られる。新庁舎は。

庁舎延べ面積が4,100平米、取得価格が8億6,025万8,000円、減価償却累計額が5億6,199万7,000円ということで、65.3%の減価償却となっているようです。今後、庁舎についての計画についてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 現在の庁舎に関する御質問、また新庁舎に関する御質問であります。

現在の役場庁舎につきましては、昭和56年度に建設をされ、今年度で41年が経過をいたします。ほぼ私と同じ年という形になっております。建物は鉄筋コンクリート構造でありまして、公共施設個別施設計画では日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方に基づきまして、目標使用年数を80年としております。

そのため、計画的に改修を行いながら、今後も約40年弱使用することを想定しております。そのため、改修が必要となってまいります。直近では令和6年度から改修工事を複数年かけて行ってまいります予定となっております。そのため、新庁舎の検討につきましては、次の世代が行うものになるのかなと私は感じております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

箱もの行政を見直しインフラ整備を検討してはということですが、今後一層の少子高齢化が進んでいくというような気配になっております。昔は箱ものを造って、時の村長が俺がああとき何を建てたというような自慢がありました。やはり今の時期になりますと、6月5日の日経新聞によれば、「高齢者、きしむ「終の棲家」 修繕費2割超上昇」、住宅の外壁塗装や水道工事など人手不足などから、過去10年の工事費ほぼ一貫して上昇してきていると言われております。

さらに、22年はウクライナ情勢などを受け資材インフレもあり、体制は一段と強くなっているという話です。そのことについてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 箱もの行政に関する御質問であります。

本村では人口増加が続いていることから、そういったことに対応する施設整備をこれまで行ってまいりました。また、現在も引き続いて学校給食センター、大変大きな公共施設になりますが、整備・建設を始めたところでもあります。しかしながら、今後は今まで整備してきた施設の維持・改修が中心になってくるのかなと私は感じております。

箱もの、またインフラ施設にかかわらず、公共施設等総合管理計画等の計画に基づきまして長寿命化をしっかりと図りまして、必要な整備は財政とのバランスを見極めながら進めてまいりたい意向であります。よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 次に、男女共同参画計画第5次策定で現状と対策はということについてお伺いします。

子育て教育支援相談室10年の総括は。

4月から保健師二人体制に変わっております。かつて私が保健師で伊那市で働いていたときの同僚から勧められた、問題を抱える赤ちゃんから思春期の子供に、保育園・各小中学校・伊那養護学校との連携でケース支援会議や要保護対策児童などの対応をした子育て教育支援相談室ですが、平成22年4月に発足してございまして、こども館としてのネウボラ以前、公民館の一室で教育相談と子育て教育支援で主に不登校や発達障害、心理相談から始まっております。

DVという言葉を見聞したり、その後10年間の総括はどうでしたか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 子育て教育支援相談室に関する御質問であります。

議員にも大変お世話になりまして、子育て教育支援相談室は、村として子育て支援をどう展開していくかを検討する中で、一貫性を持って相談できる場所や相談員の配置が大切であるとして開設をした室でございます。そういった子育て相談、教育や保育園の巡回相談等は現在も引き続き行っておりまして、今後本格化してまいりたい南箕輪村版ネウボラの重要な事業としても位置づけております。

開設当時から比べますと、相談件数自体は大きく変化はしておりません。しかしながら、近年は全国的に増加している児童虐待に関する案件が増えているのが実情であります。さらに児童福祉法の改正によりまして、児童虐待に関する業務が児童相談所から市町村に移行している部分もあることから、虐待の予防や早期発見のため、現在は要保護児童対策地域協議会を中心として地域の実情に合った保護者への支援を重要として取り組んでいるところであります。

その中心となります相談室では、現在様々な関係機関と連携しながら村での子育てを応援できる体制を整えております。一時的に、議員御指摘のとおり保健師については2名保健師資格を持った職員が2名となりましたが、現在は1名が退職しておりますので、体制自体は過去とは変わっておりません。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） お手元に資料をお配りしてありますが、DV・性暴力・虐待等あらゆる暴力の根絶への取組はということで、男女共同参画の第5次策定の中に、DVや性暴力についてのアンケート調査があります。DVの認知度は60%の村民が内容を知っていると回答し、内容を少し知っている合計が90.4%となっております。女性の約4人に一人は配偶者から被害を受けた経験がある、10人に一人は何度も受けている状況があるということで、権利擁護ネットワーク連絡協議会を発足し、DV相談体制をとっているということだそうです。

そのことについて、何か村長にお聞きしたいと思います。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） DV・性暴力・虐待等あらゆる暴力の根絶への取組はという御質問であります。

DVにつきましては、私も大学生の頃友人がDVを受けておりまして、非常に昔から問題であると捉えておるところであります。なかなか他人ですので、立ち入って助けることができないということが課題であったなど、当時を振り返ると思っております。

現在、南箕輪村では第5次男女共同行動参画が策定されておりまして、DV・性暴力・虐待等あらゆる暴力の根絶を重点目標の3に位置づけました。ほかの重点目標と同様、みんなの願いであると考えております。

根絶への施策の方向性といたしまして3点、一つが意識啓発であります。二つ目が学校や村内諸団体・関係機関等における関連情報の共有や学習機会の提供、三つ目といたしまして、被害者等が安心して相談できる体制の整備を大切にしていきたいと思っております。

先ほどちょっと申し上げ忘れましたが、子育て教育支援相談室につきましては、今後様々な専門職が必要であると考えておりますので、例えば社会福祉士だとかそういった方も配置

をして、しっかりとサービスにつなげられるような体制を整えてまいればと思っております。
以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に、ひとり親世帯への支援についてお伺いします。

貧困など、生活上の困難の状況がひとり親世帯数を見ると増加している様子がうかがわれます。平成12年は5.7%、平成27年は7.4%とやや上昇し、約85%が母子家庭だそうです。県の調査によると、父子家庭は正社員が56.8%、自営業が19.7%と多くを占めているが、母子家庭は33.4%にとどまっております。非正規フルタイム30.2%、非正規短時間18.4%ということで、仕事に就いていない7.2%もあります。多くのひとり親世帯への支援が必要かと思われませんが、対策をお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ひとり親世帯への支援はという御質問であります。

現在、ひとり親世帯への支援であります。様々な手当や補助等につきましては、手続の際に子育て支援課の窓口で御案内をするようにしております。また、村が発刊する子育て支援ハンドブックでも、ひとり親家庭の自立支援の推進という内容で独立したページを一ページつくりまして、お知らせをしているところであります。

子育てに関する支援につきましては、子育て教育支援相談室・保育園・学校等の関係機関が情報共有を行いまして、ひとり親世帯が抱える課題の把握を現在行っているところです。今後も関係機関と連携を捉えながら、適切な支援へとつなげてまいります。

また、先ほど働く場所の話もありました。現在村では、女性専門のサポートセンターを設置してそういったところにも配慮するように取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 平成9年に南箕輪村の婦人会が解散し、平成12年3月女性係を設置し意識調査のアンケートを実施しまして、男女共同参画の推進委員会を設置したわけです。平成13年2月に女性ネットワーク南みのわ、パートナーシップ南みのわに変わりますが、21年の長きにわたって意識向上に寄与したなと思っております。

そのときに、私は女性係長ということで南信地域集会を実施したわけですがけれども、議会で女性問題の内閣府との共同で男女共同参画都市宣言をしたわけです。その今現在56市町村は計画があり、条例をもってやっているのが30ということだそうで、検討中も8あるということですので、さらに女性の立場、男女共に生き生き生きられる、誰もが自分らしく働き暮らし生きられる南箕輪村を目指して頑張っていきたいと思っております。

次に4番に移ります。

さらなる空き家対策が必要では。

人口減少・少子高齢化で空き家が増加しております。5月17日信毎によると、全県で20万戸、県内自治体に危機感。今月、中野市がサポートして買い手が決まった中野市の中古住宅。売値は100円ぽっきりだそうです。東京のあきやカンパニーと横浜のYADOKARIから中野市と県住宅協会長野支部の4者で提携したそうです。

昭和43年に2万戸を切っていた空き家が増加し、解体やごみの処分費がかさむので放置さ

れておりました。その後、人口減少社会の今まで集落支援員が実施していた空き家対策ですが、先日第2期南箕輪村空家等対策計画が出されました。平成29年7月の計画で改訂版として見てみますと、平成28年は153、解消が54で99、令和3年が138、21が解消、117件がまだ残っております。空き家バンクの登録を促す手だてはありますか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 空き家対策に関する御質問をいただいております。

議員御指摘のとおり、南箕輪村では令和4年4月に第2期空家等対策計画を策定いたしまして、空き家対策や空き家の利活用の推進を図っております。

現在の空き家対策の推進体制といたしましては、地域づくり推進課の地域振興係が主担当となっております。過去は集落支援員が担当しておりました。私も協力隊として手伝いをしておりましたが、現在は新しく来た地域おこし協力隊1名が空き家の担当をしている状況であります。

ほかの自治体と比較して、南箕輪村の特徴としては空き家を借りたい人、買いたい人のニーズは高いんですが、なかなか空き家が出てこないというところと、あとは一般的な空き家を求めるような方は、古民家のようなものを求めてそこを改修して住みたいというところなんです。なかなかこの新しい村である南箕輪村では、そういった古民家のような空き家が少なく、そういったところで幾つかミスマッチが発生しているのかなというところは過去感じたところであります。

それを表すかのように、現在伊那地域定住自立圏で運営しているウェブサイト空き家バンクであります。今現在本村の空き家の登録件数は4件であります。しかしながら、移住希望者から空き家の問い合わせも多いため、この現在117件あるうちの中で空き家を出していただきたいという働きかけは行っているところではあります。

そういった中で、どうすれば空き家を空き家バンクに登録していただけるかという御質問であります。やはり南箕輪村は今移住するのにも人気なところでもありますので、空き家に出していただければ、かなり高い角度で商談が進むというところをもう少しPRしていくことが重要なのではないかなと私は考えております。

引き続き、空き家の所有者に積極的に継続的に働きかけることは続けてまいりますし、各地区からも空き家の情報をするなどして、空き家バンクの登録件数を増やすように今後も努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

次に5番に移ります。

高齢化が進む中、介護予防が必要。

昔は運動・栄養・休養と言っていましたが、運動・栄養、今は社会参加が必要だそうです。認知症予防にすこやかに生き生き暮らせる村ということで、地域福祉計画が出されております。平成19年、65歳以上人口の割合が21%を超え、超高齢社会に突入しました。令和17年には高齢化率が33.4%となり、約3人に一人が高齢者になると予想されております。

老人福祉法による高齢者福祉計画及び介護保険法に規定する介護保険事業計画を令和3年に策定しました。それによると、59ページ介護予防給付費124万4,000円で2人の対応で、令

和3年から令和22年でもそういう2人対応ということで推移しております。自宅で安心して暮らせるよう、トイレの改修や玄関ドア、手すり、段差等の住宅リフォームは必要です。

3月頃、病院へ頸椎圧迫骨折で6月末退院予定の患者がおります。病院の地域福祉連携室が村へ申請すると、既に2事例はもう実施済みで予算不足とか。一日3回病院のPT・ST・OTのリハビリを行い、自宅に帰る人が多いわけです。ナース・ドクターとの関係者会議を行い、患者に寄り添った支援をしております。

村としてもきめ細かな対応が必要ではないでしょうか。1番についてお聞きします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 高齢者の住宅改良に関する御質問であります。

現在村では、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金というものを動かしております、この制度の補助対象につきましては、65歳以上の高齢者で要介護または要支援の認定を受けた方か、一定の障害等級を持っている方で前年の世帯の所得税額の合計額が8万円以下の方となっております。

補助金の算定につきましては、補助対象経費の限度額を70万円といたしまして10分の1が自己負担、10分の9が村の補助となっておりますので、非常に使いやすい補助金なのかなと、ぜひたくさんの方に使っていただきたいなと思っております。

実はこの予算であります。御指摘のとおり、今回予算が足りなくて補正をお願いしております。予算であります、どうしても実績ベースで立てておまして、過去の実績では昨年度はゼロ件、令和2年度が3件、令和元年度が2件でありましたので、今年度は当初予算では2件というところで見込んでおりました。しかしながら、現在既に3件の相談が寄せられておりますため、不足分を補正予算で計上させていただいたところであります。

今後も予算が足りなくなる場合は、予算不足で実施するのではなく適宜補正をさせていただいて対応して、高齢者の方に暮らしやすい環境を整えることを主な目的として実施しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 分かりました。

2番に移ります。

ドア・ツー・ドアのぐるっとタクシーの範囲を広げてはということですが、伊那市は2020年4月から運行しております一人1回500円、差額特別交付税は国が80%、残りを市が負担。伊那市で運行しているAIを活用した乗り合いタクシー、それが沢尻・南原地区・神子柴の一部が対象となっております。こういったものがあるわけですが、村でも伊那市のやり方でなくてもいいわけですが、そういったタクシーを使って、デジタルタクシーとかいって伊那市でもほかのところを回すようですが、村では範囲を広げるおつもりはありませんか。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） ドア・ツー・ドアサービスのぐるっとタクシー、このサービスの利用範囲を広げてはという御質問であります。

ぐるっとタクシーであります、議員御指摘のとおり、伊那市では市街地、要するに中心地につきましてはデジタルタクシー、ぐるっとタクシーではなくてデジタルタクシーの実証

運行が8月から始まることとなっております。理由といたしましては、市街地でのぐるっとタクシーの運行は民業圧迫につながるという、そのため難しいというのが理由であります。そういった背景がありますので、村でぐるっとタクシーの範囲を広げることは、現在村の中心地が残っておりますので、なかなか同様に民業圧迫となり難しいのではないかなと考えているところであります。

今後も、村の地域公共交通会議を中心に検討を重ねてまいります。南箕輪村には、非常に好評をいただいております福祉移送サービスもございます。方針といたしましては、例えばタクシー利用券補助、こちらのほうに厚みを持たせる方向で検討してはどうかと現在考えておりますが、これから企画部門としっかりと協議を重ねて方向性を示してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 国の借金が増える中、空っぽで運行しているまっくんバスを見るにつけ、目的をもってドアからどこからどこマイカーのように運行することが、ガソリンや経費の無駄が防げるのではないかと考えております。

3番に移ります。

新型コロナによる地区社協の活動の仕方は。おしゃべり会なら集まってもよいのではということですが、地域福祉計画の15ページにあります。やっぱり複数人の住民有志やボランティア制度による福祉活動、地区社協、サロン、ボランティアなど、そういったものをもっと利用したり、みんなが自然な支え合い、御近所、家族・友人、それから複数人の住民同士、地縁組織、区、民生委員、児童委員とかそういった人たちが、御近所との顔の見える関係の変化ということが必要ではないかというふうに言われています。

ある地区の老人クラブでは、ずっと月2回集まりをやっているそうです。老社会という名前にして老人だけではないよ、老社会だよということで1回目は公民館でおしゃべり会と歌10曲でペットボトル・お菓子は持ち帰るようです。8時半から10時。2回目は神社の清掃、財産区の神社の清掃をして8時半から9時までで、おしゃべり会の歌は2人が伴奏をしてハーモニカを吹いてくださって、みんな元気に地域活動を進めているというものがあります。

このことについてお伺いします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地区社協の活動の仕方は、おしゃべり会等なら集まってよいのではという御質問であります。

これまで新型コロナウイルスの影響によりまして、そういった活動が難しい状況でありました。少しずつではありますが、現在村の中でも飲食をしないことや屋外活動を主とするなど、感染リスクを少なくなるよう工夫していただいて、活動を再開している地区も出てきております。

今はコロナでなかなか外に出づらい状況ではありますが、そうなるまいりますと健康への影響も心配でありますし、テレビをつければウクライナ侵攻等心を痛めるニュースであふれておりますので、私といたしましてもなるべくコロナの状況を見ながらであります外に出ていただいて、ほかの方々の交流をしていただくということは望ましい方向性であると考えております。

ワクチンの接種も進んでおりますので、重症化予防も一定程度進んでおります。県の感染警戒レベルも下がってきております。そういったふうになるべく全体の流れを持っていきたくところであります。各地区社協の役員間で意見交換を行う場として連絡協議会を村の社会福祉協議会主催で開催しておりますので、その中でもそういった意見交換をしていただいで、活動に当たっての情報収集に役立てていただければと思います。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 社会福祉協議会のほうではある程度、コロナだからコロナだからと集まらないようにというような指示も出ているようですので、そういったことはマスクをしたり食べなで会ってしゃべるぐらいいいかと思いますので、やはりその方針転換とかそういったアドバイスも必要ではないのかなと思います。

結婚相談も心配ごと相談もオミットというふうでは、ちょっとみんなの心配ごと、困りごとを助ける手だてがなくなりますので、よろしくをお願いします。

6 番に移ります。

物価高騰と燃油高騰の村の対策は。

やはり食品高で店頭にじわり浸透、油・マヨネーズ、2021年に比べ1割以上上昇、6月1日から即席麺・アイスクリームなど、山崎製パン・アサヒビールというように、もう本当にえらいウクライナ侵攻によって長期化したり、中国の都市封鎖・ロックダウンなどへの不安から、採算の悪化を見込む経営者が多いと言われております。

そこで、村の行った学校給食費補助の内容は。それから、それぞれ学校給食の補助の内容をお願いします。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 唐澤由江議員、学校給食費補助の内容はについてお答えいたします。

今、議員お話しされたように、今回の物価高騰等による学校給食費補助ということで国からも出されているわけですが、さきの昨日の議員の御質問にもありましたように、学校給食の栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、また保護者負担が現状から増えることのないように、学校給食における牛乳・パン・麺類、一般物資として油・小麦粉・上白糖等の値上げ分を計算しまして、一人1食当たり6.4円を算出したところでございます。日数が200日掛ける子供さんの人数ということで、補助を本議会に提案をさせていただきます。よろしくをお願いします。

今後についてですが、食材等々さらなる値上げも見込まれます。今後の状況を見ながら、また臨時交付金の本村の使い道全体を勘案する中で、給食費の負担軽減・削減について効果的な対策を検討してまいりたいと思います。

よろしくをお願いします。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 子供は宝です。今後の生産年齢人口への手厚い対策をお願いいたします。ありがとうございます。

次に、物価高騰交付金の内容について教えていただきたいと思います。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 物価高騰交付金の内容についての御質問であります。

政府は、4月26日に決定をいたしました原油価格・物価高騰等総合緊急対策によりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を大幅に拡充し、1兆円のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分という新たな枠を創設をいたしました。地域の実情に応じて、コロナ禍での原油高や物価高に直面する生活者と、事業者の支援をきめ細かく自治体で講じることができる仕組みであります。

村では、農林業・運輸業における支援事業を企画をいたしました。詳細につきましては次の質問でいただいておりますので、こちらでは省略をいたします。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） その他、畜産農家・事業所などの交付金は。

お願いします。

議 長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 飼料高騰対策支援事業といたしまして、牛を飼っている農家・法人への支援といたしまして、村に住所を有することを条件といたしまして、牛1頭につき5,000円、50万円を上限とした支援事業を一つ実施をしまっている予定でございます。

また、燃料高騰対策運送事業者応援金事業といたしまして、村内の中小事業運送事業者を対象に行う支援であります。対象については村内に本店を置き事業を行う中小企業と、村内に住所を有する個人事業主として運輸局から自動車運送業の許可を受けている車両、こちらを基準として台数として支援をしまいたいと考えております。10台未満であれば10万円、10台から30台未満であれば20万円、30台以上については40万円の支援を行っていく予定であります。それぞれ申請主義を取っております。ぜひ、予算の中でお認めをいただければと思っております。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 飼料の高騰を言われて、畜産農家の若い跡取りの息子さんが大変なんだよってという話を聞いたときにも12月でしたけれども、本当にこれ、対策交付金を1頭当たりということで、きめ細かに出していただいて感謝申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。

議 長（百瀬 輝和） これで、8番、唐澤由江議員の質問は終わります。

以上で一般質問を終わります。

13日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くこととします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（百瀬 輝和） お疲れさまでした。

散会 午前9時45分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 4 年 6 月 1 3 日 (月曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|----------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 10 号 | 提案～審議 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | 質疑～採決 |
| 第 3 | 発議第 1 号～第 3 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 議案の訂正 | |
| 第 5 | 議案第 1 号～第 3 号、第 5 号～第 10 号 | 討論～採決 |
| 第 6 | 継続調査事項 | |
| 第 7 | 議員派遣 | |

○出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 丸山 | 豊 | 6番 | 都志 | 今朝一 |
| 2番 | 山崎 | 文直 | 7番 | 加藤 | 泰久 |
| 3番 | 原 | 源次 | 8番 | 唐澤 | 由江 |
| 4番 | 登内 | 瑞貴 | 9番 | 三澤 | 澄子 |
| 5番 | 笹沼 | 美保 | 10番 | 百瀬 | 輝和 |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

| | | | | | |
|-----------|----|----|-------------|----|-----|
| 村長 | 藤城 | 栄文 | 健康福祉課長 | 伊藤 | 千登世 |
| 副村長 | 田中 | 俊彦 | 地域包括支援センター長 | 山崎 | 一 |
| 教育長 | 清水 | 閣成 | 子育て支援課長 | 武井 | 香織 |
| 総務課長 | 伊藤 | 弘美 | 産業課長 | 有賀 | 仁志 |
| 地域づくり推進課長 | 高橋 | 里江 | 建設水道課長 | 武井 | 厚 |
| 特命担当室長 | 原 | 和子 | 教育次長 | 清水 | 勝宏 |
| 会計管理者 | 城取 | 晴美 | 代表監査委員 | 原 | 浩 |
| 財務課長 | 藤澤 | 隆 | | | |
| 住民環境課長 | 清水 | 恵子 | | | |

○職務のため出席した者

| | | |
|---------|----|-----|
| 議会事務局長 | 松澤 | さゆり |
| 議会事務局次長 | 宮澤 | 文敏 |

会議のてんまつ

令和4年6月13日 午後3時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告いたします。

村側から追加議案1件、議案の訂正1件、議員から請願・陳情に伴う意見書案3件を本日の会議日程といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案1件、議案の訂正1件、意見書案3件を本日の議会日程とします。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第10号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第10号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国庫補助道路改良工事の交付決定及び給食運搬車購入費に伴い、所要の補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ408万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億8,130万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第10号の細部説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書から説明をいたしますので、議案書の8ページをお開きください。

8款土木費、2項2目0806国庫補助道路改良事業816万円でございます。14節工事費でありますけれども、村道1098号線道路改良工事につきまして、過日5月24日でありますが、国の補助金の交付決定がありましたので、816万円補正をお願いするものでございます。なお、この交付決定によりまして、当初予算と合わせまして合計1,666万円の事業費となりますので、よろしくお願いたします。

おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

10款教育費、2項3目1014学校給食センター整備事業384万円でございます。17節給食運搬車購入費でございますが、この運搬車購入費用につきましては、今年度当初予算で令和4年度から5年度までの債務負担行為を計上させていただいております。また、その限度額を800万円と見込んでおりましたが、原材料・価格等の高騰によりまして、今回改めて見積書を徴したところ、車両本体価格の大幅な値上がりによりまして960万円となることが分かりました。したがって、この後債務負担行為の限度額の補正もお願いしますが、こうした経済状況の中、前払い金の請求も想定されますので、当初予算には計上しておりませんが、前払い金としまして、契約額の40%に当たります384万円の補正をお願いするものでございます。

次の10ページであります。

14款予備費で792万円を減額し、歳入歳出予算の調整をさせていただくものでございます。7ページにお戻りください。

歳入でございます。

16款国庫支出金、2項8目土木費国庫補助金につきましては、今申し上げました村道1098号線の改良工事費、補助率2分の1分408万円を増額するものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、債務負担行為補正第2表でございます。

今の説明のとおり、給食運搬車購入費の限度額を800万円から960万円に補正するものでございます。

以上、議案第10号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第2、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 総務経済常任委員会に付託されました陳情について、村議会会議規則第91条第1項に基づき、委員長報告をいたします。

陳情第5号「水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情」。

栗林様より説明を受けました。

国が他に転作により畑作を進めてきた。今まで、あぜ・水路の確認だけでよかったものを、令和4年から8年までに水張りが行われないと交付対象から外すというもの。

各委員の意見、賛成意見。転作していた農地は水田にすると減収になる。こんなことは矛盾している。わざわざ減反していたのに水漏れし、水田にならない。農家に聞いても断固反

対という。減反政策を一方的に打ち切ることは反対。

反対意見なし。

採択結果、賛成4で採択すべきものと決しました。

陳情6号「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情」。

2023年10月からインボイス制度の導入が予定され、農業者の9割が免税業者である。インボイスの保存が仕入税額控除の前提となり、免税業者は取引から排除されかねません。農業者・中小企業者・集落営農組織に影響があり、大きな経済的負担を与えることは間違いなく、担い手不足や高齢化が進む中、大問題です。

出された意見。

賛成意見。今まで理解していなかった。これでは零細農家が駄目になる。インボイスは免税業者なので賛成。

反対意見。インボイス制度は問題ない。農業を取り巻く環境に問題が。

趣旨採択がありました。趣旨採択すべきの意見があったため、会議規則の例外であることにより趣旨採択すべきものの採決を行いました。

採決の結果、趣旨採択は賛成少数でしたので、改めて採択すべきものの採決の結果、採択すべきものに賛成・反対が同数であったので、村議会委員会条例第13条第1項の定めるところにより委員長が決するところ、採択すべきものと決しました。

陳情第7号「「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、全ての農家経営の支援強化を求める陳情」。

上伊那農民組合の竹上様より説明を受けました。

既に同様の陳情5号が採決されているため、採択するものとみなしました。

陳情8号「沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」。

沖縄は5月15日、日本復帰50年を迎えた。切望した基地なき島の実現は難しい。政府はこれまで沖縄復興に13兆円を投入してきた。2020年度の復興予算は10年ぶりに3,000兆円。尖閣諸島周辺の防衛拠点化を推進。沖縄を捨て石にして差別的な安全保障政策をやめること。辺野古基地建設を断念すること。普天間基地を本土に引き取り、日本全体で問題を解決すること。

委員の意見。

賛成意見。米軍基地が沖縄に偏っている。60年安保も反対。日米地域協定を破棄し、本土に基地を。

反対意見。毎年審議している。辺野古の建設は国の資金で実施している。事実と主観的な意見が交じり内容が過激だ。引き取ってどうするのかと提案したい。反対。捨て石と言ったが、沖縄に寄り添った施策を進めている。沖縄は日本の中の沖縄。日本はアメリカに依存していかに得ない。一自治体議会が何とも言えない。

採決の結果、賛成1、反対3で不採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和）委員長報告に対する陳情第5号「水田活用の直接支払交付金見直しに関する陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第5号を採決します。

この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第6号「インボイス制度の農業・農村における影響を緩和する措置を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対ですか。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 陳情6号、反対という立場で討論させていただきます。

このインボイスも昨年の6月の定例会、それから12月の定例会、それぞれ不採択になっております。この制度そのものは消費税に関するというものでありまして、全ての商取引に関係してくるというそういうものでございます。

目的は、売り手が買い手に正確な適用税率や消費税額を伝える手段となるものでございますが、もし仮に今複合税率8%とか10%がなかったら、このインボイス制度というのはなかったのかなんて思ったりもするわけですけども、今回このインボイス制度そのものが反対しているところでございますけれども、今回農業関係者に関係する陳情ということでございますので、そこら辺のところについて私の考え、消費税と税制という同じ土俵の上で農業だけを取り上げているというところで、特別扱いという姿勢が見られるところに私は特に賛成できないというところがございます。

特に記書きの部分でございますけれども、免税事業者が一定の条件を満たせばインボイスを発行できるような特例、特例を設けることはどういうものかというのが全然示されていないということ。また2番目については、構成員が免税業者であっても仕入税額控除が受けられる優遇措置を講じる、どういう税制が仕入税額控除が受けられるという優遇措置を何とかしようというふうなことでございます。

また、3番目にも農協等の特例の要件、これはそれなりに認められているところでもありますし、また農協の特例のほかに農協から次の市場へ下りるわけでございますけれども、卸売市場の特例があるわけでございます。これも認められております。媒介者の特例と言って、JAの直売所なんかで利用するのもこれも認められているということでございますけれども、

この中でこの記書きの中でいきますと、事務が煩雑化というようなそういうような説明もあるわけですが、事務が煩雑化するというのは、これは税理士会の中でも非常に問題になっていて、税理士会の中でももっと簡素なやり方っていうこと、税理士会そのものももう複合税率8%、10%っていうのを解消しろっていうぐらいのところがございますので、税制全体で考えていくべきものであって、農業で特別どうだこうだっていうそういうものでは全くないわけがございます。だから、特別な姿勢が、扱いがこのJAの關係の農業については見られるというところがございます。

ただ、私も実は農業者というか、農業をしていないといっても一応農業者の端くれでございますので、どれだけ周りにいる農業の皆さんたちに味方できるかなと思って、自分なりにもちょっと研究もしてみたんですけども、このインボイス制度っていうのは、令和5年の10月1日からもう始まるっていうことは決まっております、ここでいろんなことを改正しようとする全くそれには間に合わないというような、こういうような状況になるわけがございます。

やっぱり自民党の中でもいろんな議論があって、非常に無理な税制になっているというところがございますけれども、実はこの経過措置の中に、令和5年から始まるんですけども、令和8年の9月30日までのこの3年間については、その間っていうのは80%、免税事業者からの課税仕入れの80%については仕入税額控除が控除できるっていうこういう特例が設けられて、まずこれは段階的に50%に下がっていったりするわけなんですけれども、ここら辺のところにもう少し柔軟性を持たせて3年間じゃなくて5年間にするだとか、もうしばらく先延ばしにするだとか、またほかに、少額の場合については保存するものが必要になるわけですが、少額の金額をもう少し大きなものにしていくだとか、何かそういうものであれば、私も周りにいる農家の皆さんたちに協力できるようなそういうものになってくものですから、だから特別に農家の皆さんたちを消費税税制全体の中で農業だけ特別扱いしていくことについては、一貫性・統一性の観点から見ても、非常に疑問であるというふうなことが自分なりには考えるところがございます。

よって、だからこの陳情には反対ということでございます。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 原案の賛成の討論はありますか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

今、丸山議員が言われたように、前回2回は全てのインボイス制度をとということで、もともとインボイス制度は本当中小零細全ての業種の皆さんに、今1,000万円で非課税になっている人たちに対しての優遇税制をなくすっていうかそれを新しい税制にするっていうことで、本当に今この状況の中でっていうのは物すごい物価高騰が続いているわけですよ。長引くコロナの中でそもそも営業そのものがかなり厳しい状況にある中で、この物価高騰が続くこういう状況の中で、インボイス制度そのものがかなり無理がある制度だっていうことは申し上げて、前回2回もインボイスは中止すべきだっていう立場に立っております。

今回は、今言うように農業者の皆さんの優遇とか緩和とかっていうことを言っているわけですが、ここになってやっぱりかなり大変だっていうことをやっとな実感されたのかなというふうに思って、とりあえず農業者から出ているものですから、これを突破口に

全ての営業をされている皆さんのこのインボイスに対する制度っていうものをもう少し見直してもらいたいっていう観点から、私は賛成します。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論は終わります。

陳情第6号を採決します。

この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立多数です。

したがって、陳情第6号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第7号「「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、全ての農家経営への支援策強化を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

陳情第7号について申し上げます。

既に同じ内容の陳情が採択されておりますので、陳情第7号は採択されたものとみなします。

委員長報告に対する陳情第8号「沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

陳情第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 賛成の立場で討論いたします。

本議会は、2015年12月議会で沖縄の米軍辺野古新基地の即刻中止と県民に寄り添う計画を見直しを求める陳情を採択し、国へ挙げております。ここにいらっしゃる方がいるわけですが、一人だけは国益として必要という方がおりましたが、ほかの皆さんはこの民意を尊重すべきということで賛成しているわけであります。

私は2015年の議会が村の民意を表したものだというふうに思っております。今年は陳情にもありますように、沖縄は本土復帰50年を迎えました。おかれた現状は、陳情にあるように米軍基地の70%以上が国土面積0.6%の沖縄に置かれており、50年前に屋良知事が出した建議書では、1として平和憲法の下で基本的人権を保障する、2として、基地のない平和な沖縄への復帰をあげて、米軍基地の異常な重圧の下におかれ人権が保障されていない実態を告

発しました。50年たって米軍基地の重圧は続き、様々な事故・事件が起こり、沖縄県民の平和に生きる権利・基本的人権は日々侵害されています。50年たって何も変わっていないのが現状です。

コロナ禍においては、米軍基地内は検査なしで自由に出入国でき、沖縄県内の感染は危機的状况に置かれました。50年目に当たり玉城知事は新たな建議書を作成し、1として沖縄を平和の島とすることが沖縄県・政府の共通の目標として基地のない沖縄にしてほしい。2として、在沖縄米軍基地の整備縮小・日米地位協定の抜本的見直し・普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去・辺野古新基地の断念等基地問題の解決を。3として、日本国憲法が保障する民主主義と地方自治について、正当な手続より示された民意や地方自治体の判断と責任の原則を尊重する。4として、武力による抑止でなく、平和的な外交・対話により地域の平和を図るとし、軍事的抑止力は悲惨な沖縄戦を経験した県民の思いと相入れないと述べました。

復帰50年の沖縄の訴えをしっかりと受け止めるべきです。1、2はそのとおりだと思います。3の普天間の問題ですけれども、既に返還期日は過ぎており、運用停止をすべきもので本土に引き取る問題ではないと思っておりますが、以上の理由から賛成といたします。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

7番、加藤議員。

7番（加藤 泰久） 私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

日米安保条約により日本の平和が守られているとするならば、米軍基地が日本にあることは認めざるを得ません。しかし、米軍専用施設、基地が小さな沖縄に70%以上あるという、これは安全保障政策で沖縄を大きく犠牲にしているところのように思うところであります。過去の第二次世界大戦においても、本土防衛のために時間稼ぎと言わざるを得ないような沖縄での激戦が行われ、民間人・軍人を含めて24万人も亡くなっておられます。

また、この2番目の辺野古であります。県民の7割以上が反対の中で、民意を無視して辺野古に埋め立てが今も強行されていると。これは民意の無視ということが沖縄県民にとっても大きなところであります。

3項目めの、日本に復帰後も米軍や軍属による事故や事件もあり、日米地位協定により沖縄が日本国であるのかかわらず日本の法律で裁けないという、日米地位協定という不平等条約があります。3番目には安全保障政策についてであります。国民的議論を広げ、憲法に基づき公正かつ民主的に日本全体で問題解決をすべきと思ひ、この陳情に賛成するものであります。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 反対の討論です。

発言しないつもりでいて、ちょっとしたくなりましたのでお願いいたします。

お二人が言われたことは的を射ているんですけども、また賛成しかねるところもちょっとあるもんですから、5月15日に復帰50年を迎えました。今なお米軍基地が、今加藤議員がおっしゃられたように7割が沖縄にあるということでございます。この苦難の歴史を思えば、本当に私自身もつらいところでございます。

捨て石という表現をされておりますけれども、時たまよく捨て石というか、石に沖縄を表

現される場合があるようでございますけれども、ただ、捨て石という言葉、地政学的にはそう呼ばれても間違っていないかもしれませんが、本土の方が戦争を召集されて沖縄で亡くなられたっていうこういうことをちょっと考えたときに、本当に捨て石って呼んでいいのかどうなのかっていうのは少し違和感を覚えるところでございます。

私はちなみに広辞苑を広げてみたところなんですけれども、囲碁の世界では、相手に取られることを承知で作戦として打つ石のことを言って、私たちの日常では、大きな目的を果たすための犠牲という意味で用いられるというようなことが書いてありました。現在の状況、ウクライナの侵攻なんかを見てみますと、国際情勢はもう沖縄の安全保障上の問題、ロシア・北朝鮮・中国っていうこういう北東アジアのところを見てみますと、重要性・緊急性というのが安全保障の中で一段と高まっていることは、もう誰もが認めるところじゃないでしょうか。

このウクライナの状況、なぜウクライナの状況が出てきたかっていうと、台湾海峡有事を想定されてきてしまったために、してしまったというか、台湾海峡の有事が心配されるということになってきたわけなんです。だから、沖縄本島と台湾っていうのは500キロぐらいですから、東京と大阪ぐらいの距離にあるわけでございます。また、石垣島なんかはもう目と鼻の先の100キロぐらいのところにあるということで、沖縄がそこにある以上は、地政学には影響下に入っているというのは至極当然なことでございます。

そこで、陳情書にもありますような下の部分にもありますが、米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として議論し解決すべきだと、こういうのはもっともなことでございます。ただ、個別の項目に踏み込んだときに、場所の選定だとかいろんなことを考えたときに、賛成・反対となって全く多分議論にならない、まとまらなくなるのは自明の意でございます、混乱のもとになっていくんじゃないのかなというのが理解できるところでございます。

だから、今記書きの部分を説明いただきましたが、私自身は捨て石という表現については少し違和感があるということ、また辺野古の新基地建設断念、また普天間基地の本土引き取り、この問題についてはもう既に始まっていることでありますので、振り出しに戻ってしまうんじゃないかというそういう意味から賛成できないということでございます。

よって、反対であります。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） これで討論は終わります。

陳情第8号を採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 起立少数です。

したがって、陳情第8号は不採択することに決定しました。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

三澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（三澤 澄子） 会議規則91条により、福祉教育常任委員長報告を行います。

6月1日午後1時30分、第1委員会室にて出席議員5名、議会義務局1名で委員会付託さ

れた請願第1号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を」を審査しました。

説明者は紹介議員の原源次議員、南箕輪小学校教職員組合の岡部正勝さん、箕輪東小学校の共済部長の伊東美水さん、それから辰野中学校の上伊那書記長の渡邊秀史さんから説明を受けました。

2021年度から5年計画で小学校35人学級が実現するが、中学校は依然として40人学級のままである。今年になってもコロナの感染が収束せず、学級・学年閉鎖が何回もあり、対策をしながら厳しい状況が続いている。行き届いた学びを保障するために、国の責任でさらなる少人数学級推進をと、教育予算の増額を求めるものです。

昨年の請願が12月議会だったために、今年度2020年度は早く出すということを心がけたと聞いております。南箕輪小学校の現状ですけれども、4年生が37人、5年生が32人、6年生が36人の学級編制であります。まだ密になる状況はあり、理想は20人台から25～26人が落ち着いた学習ができる。

OECDの世界水準と比較しても2番目に多い水準にある。県・村の努力で加配や支援の先生が充実してはいるが、国の責任で定数改善の財源保障を求め、全国どこに住んでもよりよい学びを求めて毎年提出していくことが大切だと考えている。という説明がありました。

討論は、今年は複式学級の要望が入っていなかったが、入れたほうがよかった。基本的には賛成である。毎年の努力に感謝する。賛成。ということで、全会一致で採択となりました。

後ほど意見書案を提出しますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上、委員長報告とします。

議長（百瀬 輝和） 委員長報告に対する請願第2号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

請願第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

請願第2号を採決します。

この請願を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

日程第3、意見書案が提出されています。

発議第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について、趣旨説明を求めます。

2番、山崎文直議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎です。発議第1号の趣旨説明をいたします。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書ということでございますが、この主は何回もここに提起されてきているところでもありますので、この意見書案の前段の部分について申し上げて、義務教育費の部分については例年とほぼ同じ状況でありますので、控えさせていただきたいと思っております。

2021年度からの5年計画で、小学校は35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、中学校は40人のままです。新しい生活様式における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。新型コロナウイルス感染症対策など不断の努力を続ける中、新学習指導要領への対応や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積みしており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためにも、2021年度から順次展開されている小学校の35人学級の早期完全実施と、中学校・高校も見据えたさらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

記の以下を朗読いたします。

1、どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。

2、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

令和4年6月13日。

上伊那郡南箕輪村議会議長、百瀬輝和。

ということで、御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について、趣旨説明を求めます。

4番、登内瑞貴議員。

4番（登内 瑞貴） 4番、登内瑞貴です。

水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書の説明について、記書き朗読にて説明とさせていただきます。

1、水田活用の直接支払交付金の交付対象要件については、主食用米の生産調整の実行性を高める観点から、現場実態を踏まえ、畦、水路などの機能確認にとどめること。

2、交付対象要件の見直しを進めるならば、麦・そば・大豆等、国内の需要のある農産物に対する積極的な支援を目的として、再生産価格を考慮した新たな公的助成を設けること。

3、農地の所有と利用の分離が進む現状において、優良農地の長期利用を可能とするために、農業用水路等の機能維持と管理については、十分な予算を確保するとともに、国主導による維持管理を行う仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

議長（百瀬 輝和） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の農業・農村における影響を緩和する措置を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（百瀬 輝和） 本案について、趣旨説明を求めます。

7番、加藤泰久議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤泰久です。

発議第3号の趣旨説明を行わせていただきます。

2023年10月から、インボイス制度が導入される予定でいる中での意見書であります。意見

書を要約して発表させていただきます。

まず第一に、農業者の大多数が免税業者であるため、インボイスを発行することができません。免税業者が一定の要件を満たせば、インボイスを発行できるような特例を設けること。

2番目に、集落営農法人等についても構成員が免税者であっても仕入税額控除を受けられる優遇措置を講じること。

3番目としては、対象者を農業者、条件を委託方式として要件を緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するものであります。賛同をよろしくお願いいたします。

議 長（百瀬 輝和） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発議第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発議第3号を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（百瀬 輝和） 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案の訂正の件を議題とします。

村長から議案の訂正理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案の訂正請求につきまして御説明申し上げます。

5月31日付で提出いたしました、議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正を請求いたします。

南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例第21条の改正規定中、19万円を19万円と記載しておりましたが、これは誤りであり、19万円を20万円とするのが正しい内容であります。

議案の内容に誤植があり御迷惑をおかけしてしまったこと、大変失礼いたしました。深くおわび申し上げます。

今後はこのようなことがないように、細心の注意を払って確認をまいります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（百瀬 輝和） お諮りします。

ただいま議題となっています議案の訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正の件を許可することに決定しました。

日程第5、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第1号は承認することに決定しました。

議案第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第2号は承認することに決定しました。

議案第3号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例」の討論を行います。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第6、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りのとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

議会を閉じます。

議長（百瀬 輝和） ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例会、14日間の会期、大変お疲れさまでした。また、全議案原案どおりお認めをいただきましてありがとうございます。議案審議や一般質問でいただきました様々な御意見・御提言は、今後にしっかりと生かしてまいります。

さて、上伊那の感染警戒レベルが会期中に2に引き下げられました。大芝高原まつりも今年度は開催に向けて動き出したところであります。コロナや物価上昇への対応を進める中となりますので、役場スタッフの負担も相当なものであります。議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

さらに、これから梅雨を迎えます。集中豪雨やゲリラ豪雨による災害がないことを願うとともに、災害対応には万全を期してまいります。昨日、三六災害60年フォーラムに参加をいたしました。避難のイメージが地震を想定した形が強くなっていることが課題という話がありました。難を避ける行動の周知が改めて必要と感じたところでもあります。こちらのほうも対応を進めてまいります。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。14日間ありがとうございました。

議長（百瀬 輝和） これをもちまして、令和4年第2回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。
事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

閉会 午後 3 時 5 8 分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員